

第3次島田市 環境基本計画

島田市地球温暖化対策
実行計画(区域施策編)

島田市気候変動適応計画



令和5年3月
島田市

はじめに

島田市は大井川の中流域に位置し、市内を貫流する大井川の恵みのもと、豊富な森林資源、美しい茶畑の景観など、豊かな自然環境を有しており、こうした自然環境と調和した都市・文化の発展を続けてまいりました。

しかしながら、近年、世界規模で異常気象が発生し、大規模な自然災害が増加するなど、気候変動の問題は今や人類共通の課題となっています。この問題と密接に関わる「生物多様性の喪失」への危機感も高まっており、このような環境問題に対し、「今までどおり」から脱却する社会変革が必要とされています。

市の施策において、かつては、環境と言えば「ごみ削減、節約」などのイメージで、あまり注目されるものではありませんでした。しかし、今や環境施策は重要政策の中心として、柱に据えられる時代になりました。環境への取組は待ったなしです。環境問題は社会のあらゆる問題につながるものであり、一歩先を見据えて取り組んでいく必要があります。

本市では、令和3年3月に「ゼロカーボンシティ」を表明しました。これを実現するためには、環境問題を自らの問題として捉え、環境に配慮したライフスタイルへの転換を図るとともに、市民・事業者・行政等が一体となって取り組むことが必要です。

本計画では、「大井川が育む 豊かな自然と暮らしを紡ぐ循環共生都市 しまだ～未来を拓き活力を創造するゼロカーボンシティ～」を目指すべき将来像として掲げ、絵姿としても表現するとともに、ゼロカーボンシティの実現に向けた考え方や取組の方向性を示しました。目指すべき将来像の実現に向け、市民・事業者の皆様との連携・協働により、多くの皆様に計画に関わっていただく中で施策の実効力を高め、積極的に取組を進めていくことが求められます。

今後とも、皆様の一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年3月

島田市長 染谷 絹代



目次

第1章 基本的事項	1
第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 基本的事項	3
第2章 本市を取り巻く環境の現状と課題	13
第1節 市の概況	14
第2節 地球環境	16
第3節 資源循環	22
第4節 自然環境	24
第5節 生活環境	28
第6節 環境教育・協働	30
第7節 市民の環境への意識	31
第8節 第2次環境基本計画（後期基本計画）の振り返り	37
第9節 環境に関する課題と共に解決が望まれる地域課題	46
第3章 目指すべき将来像・基本方針	47
第1節 目指すべき将来像	48
第2節 ゼロカーボンシティを実現した島田市の将来の姿	51
第3節 目指すべき将来像を実現するための基本方針	53
第4節 ゼロカーボンシティ戦略	54
第4章 目指すべき将来像を実現するための施策	59
第1節 施策の体系	60
第2節 取組内容	61
取組1 脱炭素社会への挑戦【地球温暖化対策実行計画（区域施策編）・気候変動適応計画】	61
取組2 循環型社会の構築	64
取組3 自然との共生	67
取組4 暮らし環境の向上	69
取組5 環境教育・活動の充実	70
第5章 計画の推進	71
第1節 計画の推進体制	72
第2節 計画の推進主体と役割	72
第3節 計画の進行管理	74
資料編	75

※本文中「*」がある箇所については、資料編の用語集で説明を入れています。

第 1 章 基本的事項

第1節

計画策定の趣旨

本市では、旧島田市において平成13年に環境の保全及び創造に関する基本理念を示した「島田市環境基本条例」を制定し、この条例に基づき、平成15年3月に「第1次島田市環境基本計画」を策定しました。その後、市町合併や富士山静岡空港の開港、新東名高速道路の供用開始などの社会情勢、環境の変化などを踏まえ、平成25年3月に第2次島田市環境基本計画を、平成31年3月に、第2次環境基本計画（後期基本計画）を策定しました。

環境保全に関しては、これまでの取組には一定の進展があったものの、地球の深刻化、荒廃農地の増加、環境保全活動の担い手の不足等の問題が見られます。これらの問題の解決のためには、美しい自然等の地域資源を最大限に活用することが重要です。そして、地産地消、再生可能エネルギー*導入等を通じて、地域資源を循環させる自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支えあうという「地域循環共生圏」の考え方に即して、地域の課題に対してあらゆる政策分野から総合的に解決を図ることが大切です。

環境を取り巻く社会情勢は変化し続けています。2015（平成27）年の国連サミットでSDGs（持続可能な開発目標）を含む「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、2030（令和12）年までの15年間で世界が達成すべきゴールが示されました。

また、同年のCOP21（第21回締約国会議）でのパリ協定の採択により、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡（世界全体でのカーボンニュートラル）の達成を目指すことが定められました。なお、2021（令和3）年のCOP26（第26回締約国会議）では、グラスゴー気候合意として、今世紀半ばのカーボンニュートラルの達成及びその経過点である2030（令和12）年に向けて野心的な気候変動対策に取り組んでいくことが合意されました。

生物多様性については、2021（令和3）年から翌年にかけて、生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）が開催され、昆明・モンリオール生物多様性枠組が採択されました。

以上のような環境を取り巻く近年の社会情勢を踏まえ、本市における市民・事業者・行政の取組やこれらが連携・協働した取組などの各主体の進むべき方向と、ゼロカーボンシティの実現に向けた仕組みづくりの方向を示すため、第3次島田市環境基本計画（以下、本計画）を策定します。

第2節

基本的事項

1 計画の目的と位置付け

本計画は、島田市環境基本条例第7条に基づいて策定する計画で、市民・事業者・行政それぞれが担うべき役割を明らかにし、相互に協働しながら取組を推進することを目的としています。

また、「第2次島田市総合計画」（平成30年度～令和7年度）の基本構想に掲げられている将来像「笑顔あふれる 安心のまち 島田」を実現するために、環境面から施策を推進する役割を担っています。

なお、本計画では、地球温暖化対策を積極的かつ効率的に推進するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、「気候変動適応法」に基づく「地域気候変動適応計画」を含むものとして位置付けます。

本市が進めていく各種計画や事業などについては、各主体が相互に連携を図りながら推進していきますが、環境の分野においては本計画の方向性を尊重していきます。

なお、国や県の環境施策の動向にも配慮するとともに、本市が国や県、その他の自治体などとの連携を図りながら進めていく施策や事業の方針についても示すものとします。

（参考）島田市環境基本条例より環境基本計画に関する事項の抜粋

（環境基本計画）

第7条 市長は、循環、共生及び参加を基本とした社会の構築を目指し、すべての市民が一体となって地球的規模の環境問題を地域から解決していくための施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1） 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

（2） 環境の保全及び創造のために、すべての市民が実践しなければならない具体的な事項

（3） 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

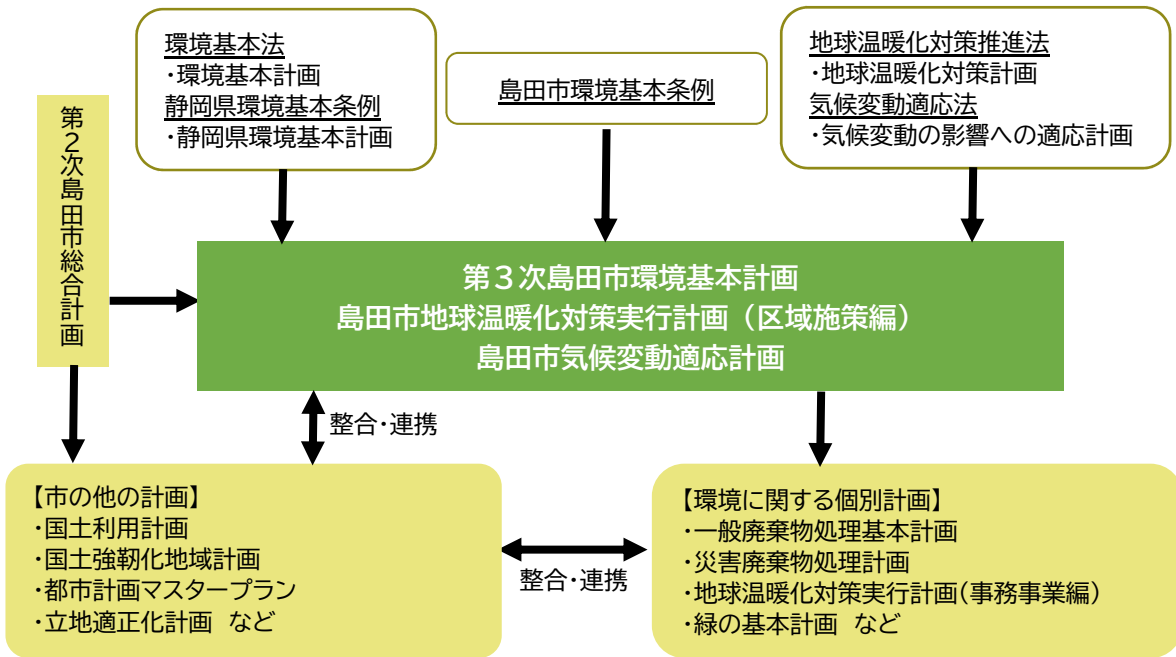
3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を尊重し、これを環境基本計画に反映させなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、島田市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

■環境行政の枠組



2 計画期間

本計画の期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間とし、5年を目処に見直しを行います。ただし、「目指すべき将来像」は2050年の姿として設定します。

また、同時に策定する地球温暖化対策実行計画（区域施策編）については、2030（令和12）年度を目標年度とします。

3 計画策定の背景

(1) 近年の世界・国の動向

①SDGs（持続可能な開発目標）の採択

2015年9月の国連サミットにおいて「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。持続可能な社会の実現に向けた2030年までを目標に、世界全体の経済・社会・環境を調和させる取組として、17のゴール（目標）と169のターゲットからなる「SDGs（持続可能な開発目標）」が掲げられています。

2016年には国が「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を策定し、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」をビジョンとして掲げています。SDGsの17のゴールを目指す動きは、地方公共団体や事業者などにも広がっています。



②地球温暖化対策の国際的な取り決め「パリ協定」の発効

2015年にパリで開かれた「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)」では、世界の196か国・地域が合意して、地球温暖化対策の国際的な枠組みである「パリ協定」が採択されました。パリ協定は、2016年11月4日に発効し、日本も同月の8日に批准しました。

パリ協定では、世界の平均気温の上昇を産業革命前と比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力をすることとし、今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出量を実質ゼロ（排出量と吸収量を均衡させること）にすることを目指しています。

③温室効果ガス排出量 2050 年実質ゼロ（カーボンニュートラル）の表明

国では、パリ協定や IPCC1.5℃特別報告書を受け、もはや地球温暖化対策は経済成長の制約ではなく、積極的に地球温暖化対策を行うことで、産業構造や経済社会の変革をもたらす大きな成長につなげるとする考えの下、2050 年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「2050 年カーボンニュートラル」の実現を目指すこととしました。令和 3 年、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律により、2050 年カーボンニュートラルを基本理念として法定化し、これにより、中期目標の達成にとどまらず、脱炭素社会の実現に向け、政策の継続性・予見性を高め、脱炭素に向けた取組・投資やイノベーションを加速させることとなりました。

加えて、2050 年目標と整合的で野心的な目標として、2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度から 46% 削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていくこととしています。経済と環境の好循環を生み出し、2030 年度の野心的な目標に向けて力強く成長していくため、徹底した省エネルギーや再生可能エネルギーの最大限の導入、公共部門や地域の脱炭素化など、あらゆる分野で、でき得る限りの取組を進める方針としています。

④多発する自然災害

近年の平均気温の上昇、大雨の頻度の増加により、農産物の品質の低下、災害の増加、熱中症のリスクの増加など、気候変動及びその影響が全国各地で現れており、気候変動問題は、人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われています。近年においても台風や豪雨による災害、猛暑に見舞われており、これらは、多くの犠牲者をもたらす、国民の生活、社会、経済に多大な被害を与えています。令和 3 年 8 月には「線状降水帯」*の発生による記録的な大雨で西日本から東日本の広い範囲で被害が見られました。個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

⑤新型コロナウイルス感染症の拡大と新しい生活様式の展開

2019（令和元）年 12 月に中国で最初に確認された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）*は、2020（令和 2）年から世界各地で流行拡大が見られ、世界保健機構（WHO）は同年 3 月にパンデミック（世界的な大流行）を表明しました。国内においても、同年 1 月に国内初の感染者が確認され、4 月には 7 都道府県に緊急事態宣言が発出され、人々の行動や経済活動に制限が課せられました。

こうした新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う甚大な影響は、人々の生命や健康を脅かし、日常生活のみならず、経済・社会全体のあり方、さらには人々の行動様式・意識など多方面に波及しつつあり、「三密（密閉、密集、密接）」を避ける行動の徹底、在宅勤務をはじめとするテレワーク*の推進など、感染防止に向けて新しい生活様式の普及が進んでいます。

今後の展開を予測することは困難な状況ですが、新しい生活様式の定着により、感染拡大防止と経済活動との両立を図っている現状です。

⑥2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略

国では「2050年カーボンニュートラル」を宣言したことに伴い、地球温暖化への対応を、これまでの「経済成長の制約やコストとする時代」から、「成長の機会へと捉える時代」へと切り替え、従来の発想を転換し、積極的に対策を行うことが、産業構造や社会経済の変革をもたらし、次なる大きな成長に繋がっていくという「経済と環境の好循環」を作っていく産業政策として「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を令和2年12月に策定しています。

2050年カーボンニュートラルに向けた道筋として、電力部門では脱炭素電源の拡大、非電力部門（産業・民生・運輸部門（燃料利用・熱利用））においては、脱炭素化された電力による電化、水素化、合成燃料等を通じた脱炭素化を進めることが必要としています。こうした電源や燃料の転換を行ってもなお排出される二酸化炭素については、植林などで実質ゼロを実現していくこととしています。

また、グリーン成長戦略では、2050年カーボンニュートラルを実現する上で不可欠な14の重点分野ごとに、年限を明確化した目標、研究開発・実証、規制改革・標準化などの制度整備、国際連携などを盛り込んだ「実行計画」を策定し、合わせて2050年までの工程表を提示しています。

■グリーン成長の重点14分野



出典：2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略

⑦グリーンリカバリー・ESG投資の拡大

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大による経済の落ち込みからの経済復興にあたり、気候危機、環境対策に重点を置き、持続可能な社会の再構築を目指す「グリーンリカバリー」の考え方が広まっています。EUでは、2020年7月にEU首脳会議で創設が合意された欧州復興基金により、調達する資金を2050年までにEU域内の温室効果ガス排出をゼロにする「欧州グリーンディール」等EUの長期的政策の推進を通じた復興支援に充てることで、短期的危機に対応しつつ、気候中立といった長期的目標の達成にも寄与させようとしています。

グリーンリカバリーに見られるように、今日の世界の経済・金融界における潮流は、利益だけでなく、気候変動をはじめとした環境性、社会性を重視する傾向にあり、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の要素を考慮する「ESG投資」が拡大しています。環境課題や社会問題に

貢献する事業の推進がビジネスになるという考え方が広がり、「環境・経済の両立」を目指すという基本認識が国際的に普及しつつあります。

⑧海洋プラスチックごみ対策アクションプランの策定

ポイ捨てなど適切な処分がされないことにより、海に流されたペットボトルやレジ袋などが海洋汚染や生態系に大きな影響を及ぼし、世界中で大きな問題となっています。そのため、国は、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、2030（令和12）年までに、使い捨てのプラスチック（容器包装など）をこれまでの努力も含めた累積で25%削減する目標を掲げています。

また、同年には「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」を策定し、廃棄物処理制度によるプラスチックごみの回収・適正処理の徹底、ポイ捨て・不法投棄及び非意図的な海洋流出の防止、海洋流出しても影響の少ない素材（海洋生分解性プラスチック、紙等）の開発等の取組を掲げました。

⑨食品ロスの削減の推進に関する法律の公布

まだ食べられるにもかかわらず捨てられてしまう「食品ロス」の問題に注目が集まっています。日本全体では、令和元年度に約570万トン（家庭から約261万トン、事業者から約309万トン）の食品ロスが発生したと推計されています。この食品ロスを削減するため、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が令和元年10月に施行され、食べ残しの削減、フードバンク*の活用などの取組が進められています。

⑩生物多様性と環境省レッドリスト2020

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことを言います。生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画として、2010（平成22）年の生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で採択された「愛知目標」*に基づく「生物多様性国家戦略2012-2020」（2012（平成24）年9月に閣議決定）が推進されてきました。2021（令和3）年からは、生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）として、第1部が2021（令和3）年10月に中国・昆明市にて開催され、生物多様性を回復への道筋に乗せることなどを強調した昆明宣言が採択されました。第2部は、2022（令和4）年12月にカナダ・モントリオール市で開催され、昆明・モントリオール生物多様性枠組が採択されました。

並行して国内では、2020（令和2）年から次期戦略策定に向けた取組が進められており、2021（令和3）年7月に「次期生物多様性国家戦略研究会」からの提言として「次期生物多様性国家戦略研究会報告書」が取りまとめられました。この中では「保護地域外の保全（OECM）や絶滅危惧種以外の種（普通種）の保全による、国土全体の生態系の健全性の確保」「気候変動を含めた社会的課題への自然を活用した解決策（NbS）の適用」「生物多様性損失の間接要因となる社会経済活動への対応として、ビジネスやライフスタイル等の社会経済のあり方の変革」「次期生物多様性国家戦略の構造・目標・指標を大幅に見直して、目標の達成状況の明確化と多様な主体の行動を促す。」が2030年までに取り組むべきポイントとして示されています。

令和2年3月に公表された環境省レッドリスト（絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）によると、我が国の絶滅危惧種は3,716種となっており、平成29年の海洋生物レッドリストにおける56種を加えると、総数は3,772種となりました。

①Society5.0 に向けたA I、I o T等の技術革新

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、新たな未来社会は「Society5.0」と言われています。狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会を指すもので、国の第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱されました。

Society5.0 を実現するための方策の一つとして、デジタルトランスフォーメーション（DX）が挙げられており、業務の効率化やイノベーションによる環境技術の革新、防災対策の充実などが期待されます。

■Society5.0 のイメージ



出典：内閣府

(2) 島田市の動向

①ゼロカーボンシティの表明

令和3年3月30日、本市では、脱炭素社会の実現に向けた取組を進め、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明しました。

島田市「ゼロカーボンシティ」表明

近年、地球温暖化が原因とみられる気候変動の影響により、世界規模で、自然災害が頻発、激甚化しています。

こうした気候変動は、私たちの生命や財産をおびやかすだけでなく、自然環境や生態系への悪影響など、もはや人類だけでなく、全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言うべき、極めて深刻な事態となっています。

2015年に合意されたパリ協定では、「産業革命からの平均気温上昇の幅を2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力する」との目標が、国際的に広く共有されるとともに、2018年に公表されたIPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書においては、この目標を達成するためには、「2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとすることが必要」とされております。

島田市においても、本市が将来の望ましい環境像として掲げる「大井川が育む みどり豊かな自然と共生する資源循環型のまちしまだ」の実現と、かけがえのない私達の故郷を未来の世代につないでいくため、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を目指し、市民や事業者等と一体となって脱炭素社会の実現に向けて取り組むことを表明いたします。

令和3年3月30日

島田市長 染谷絹代

②第2次島田市総合計画後期基本計画の策定

島田市では、真に豊かな暮らしを実現していくための指針であり、描くまちの姿とその実現のための新たな方策を位置付ける「第2次島田市総合計画」（以下「第2次総合計画」という）を策定し、その実現に向け取り組んできました。

令和4年3月、前期基本計画（平成30年度～令和3年度）を引き継ぐ後期基本計画（令和4年度～令和7年度）を策定しました。第2次総合計画で掲げる「選択と集中」による質的成長を重視しつつ、前期基本計画の評価や課題、今後の社会状況の変化などを踏まえた魅力あるまちづくりを実現する施策や、市民が島田市に対する誇りや愛着をより深めることができる施策を盛り込み、基本構想に掲げる将来像「笑顔あふれる 安心のまち 島田」の実現に向けて取り組むものとなっています。

また、後期基本計画では、豊かで持続可能な社会をつくり、島田市を次の世代につなげるため、総合計画の計画期間にはとどまらない長期的な視点に立った、市民・事業者・行政が一緒に考え、行動するための指針「未来につなぐ3大戦略」を定めています。

■未来につなぐ3大戦略

1. 循環型社会 今あるものを大切にして、豊かなまちであり続けます

ペットボトルのような回収資源だけでなく、空き家や公共施設などのまちのストック、さらには当市の誇る自然や歴史、文化に至るまですべてはこのまちの資源です。今ある資源を大切に循環させて使い続けることで、まちの持続的な発展を図ります。

（取組の方針）

- ①エネルギーの地産地消・省エネを推進します。
- ②可能な限り資源を地域内で循環させることで経済の好循環を生み出します。
- ③再生産可能な資源である木材の積極的な活用を推進し、「育て・使い・また育てる」の林業のサイクルを回していきます。
- ④空き家や公共施設などのまちのストックを有効に活用し、まちの活力につなげます。
- ⑤歴史や文化といったこのまちの誇る地域資源を未来に残していきます。

2. 縮充 選択と集中で、暮らしの満足度を高めます

人口減少が進むことにより、投資できる財（ヒト・カネ）は徐々に限られてきます。そのような中であっても、真に必要な施策・事業に資源を集中させ、「量」から「質」への転換を図ることで、このまちに暮らす市民の満足度を高めます。

（取組の方針）

- ①当市の特徴を磨き上げ、個性あるオンリーワンのまちを目指します。
- ②まちづくりは市民の手の中にあるという意識を醸成し、市民とともに暮らしの満足度を高めます。
- ③拠点に集まり効率的に豊かに暮らす「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方に基づいたまちづくりを進めます。
- ④行政経営の効率化を進めるために、市民・事業者との対話を踏まえ、事業のスクラップ&ビルドを行います。

3. DX デジタルの力で、暮らしを便利に変えていきます

国が描く Society5.0 で実現する社会の姿を見据え、「島田市デジタル変革宣言」で掲げた「市民サービス」、「地域・産業」、「行政経営」の各分野において、デジタルシフトを進めることで、「誰もがデジタル技術を活用し、安心して快適に暮らせる新しい社会」をつくります。

(取組の方針)

- ①行政サービス、教育分野、医療分野などにおいてデジタル技術を活用し、市民生活の利便性を向上します。
- ②誰もがデジタルの恩恵を受けられるように、世代や地域による格差の解消を図ります。
- ③商工業や農業、観光などあらゆる分野の産業DXを支援します。
- ④業務のデジタル化の推進や多種多様なデータを活用した市民サービスの提供など行政経営をスマートにします。

■智満寺の十本スギ(国指定文化財 天然記念物)



第2章 本市を取り巻く環境の現状と課題

第1節 市の概況

1 位置

本市は静岡県中部に位置し、大井川の両岸に広がる面積約 315.7 km²の市域を有しています。

本市の中央部を新東名高速道路が東西に通過するほか、その南側には国道1号、東海道本線・東海道新幹線及び東名高速道路が通るなど、交通の要衝となっています。本市の南端には富士山静岡空港があり、全国各地や世界をつなぐ空路の玄関口でもあります。

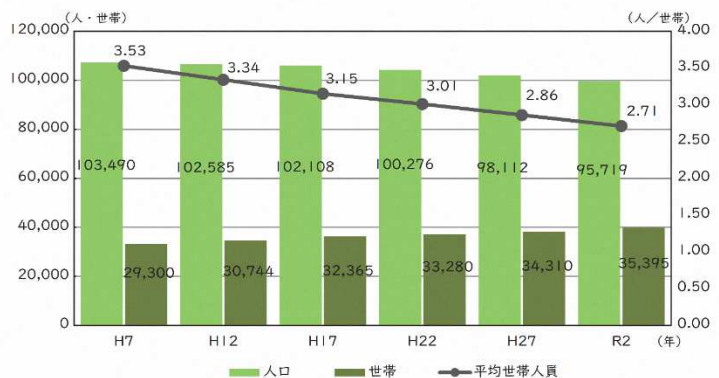
■島田市の位置



2 人口

総人口は平成7年の103,490人をピークに減少に転じています。日本の総人口のピークの平成20年や静岡県人口のピークの平成19年と比較して、10年ほど早く人口減少に転じています。

■人口の推移（全市）



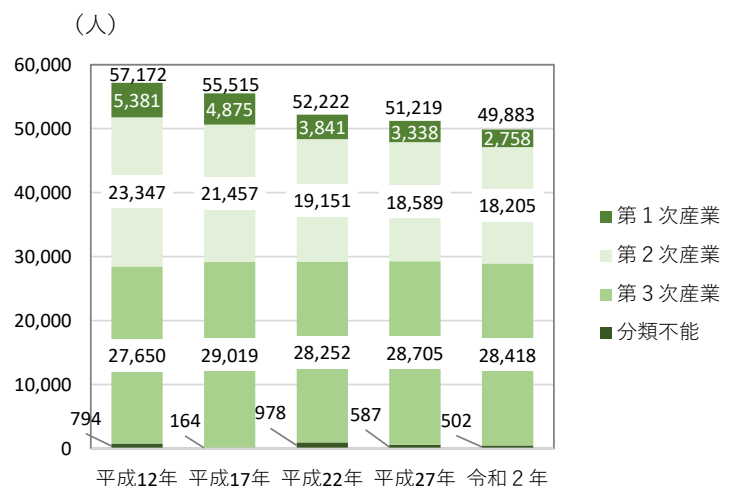
資料：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

3 産業

本市の産業別就業者数については、全体の就業者数が減少傾向にあり、特に第1次産業は20年間で約5割減少しています。

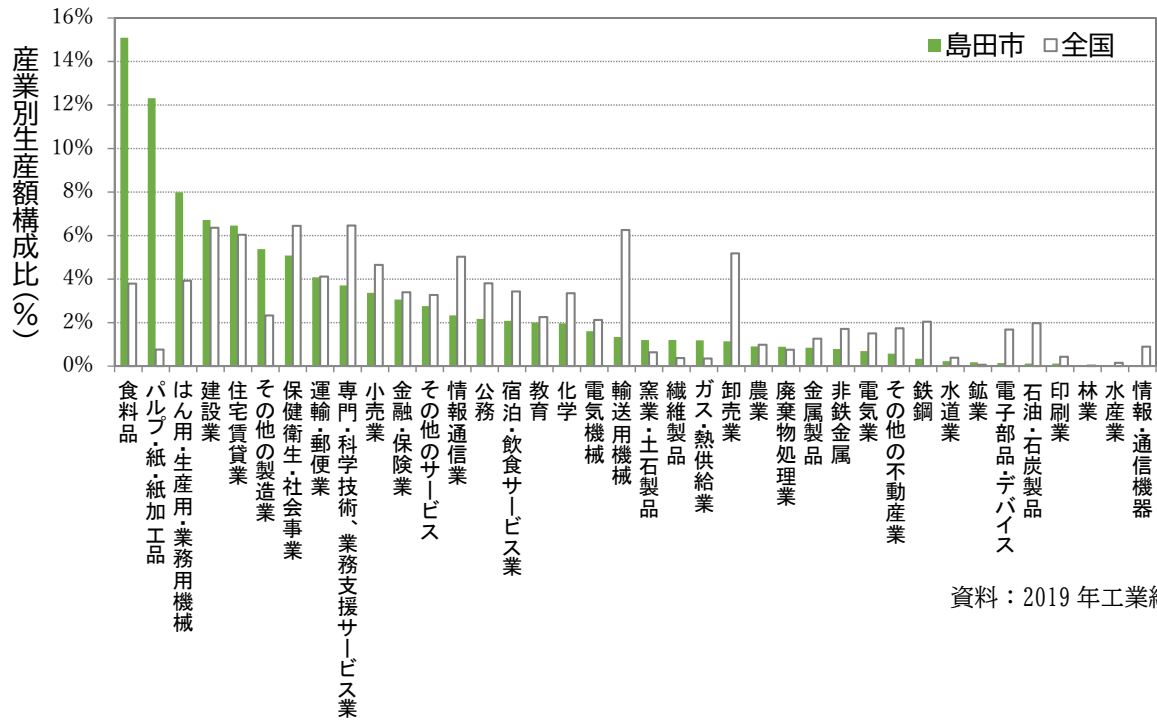
産業別には、食料品、パルプ・紙・紙加工品、はん用・生産用・業務用機械などの製造業が生産額の大きい産業であり、地域で強みのある産業となっています。

■産業別就業者の推移



資料：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

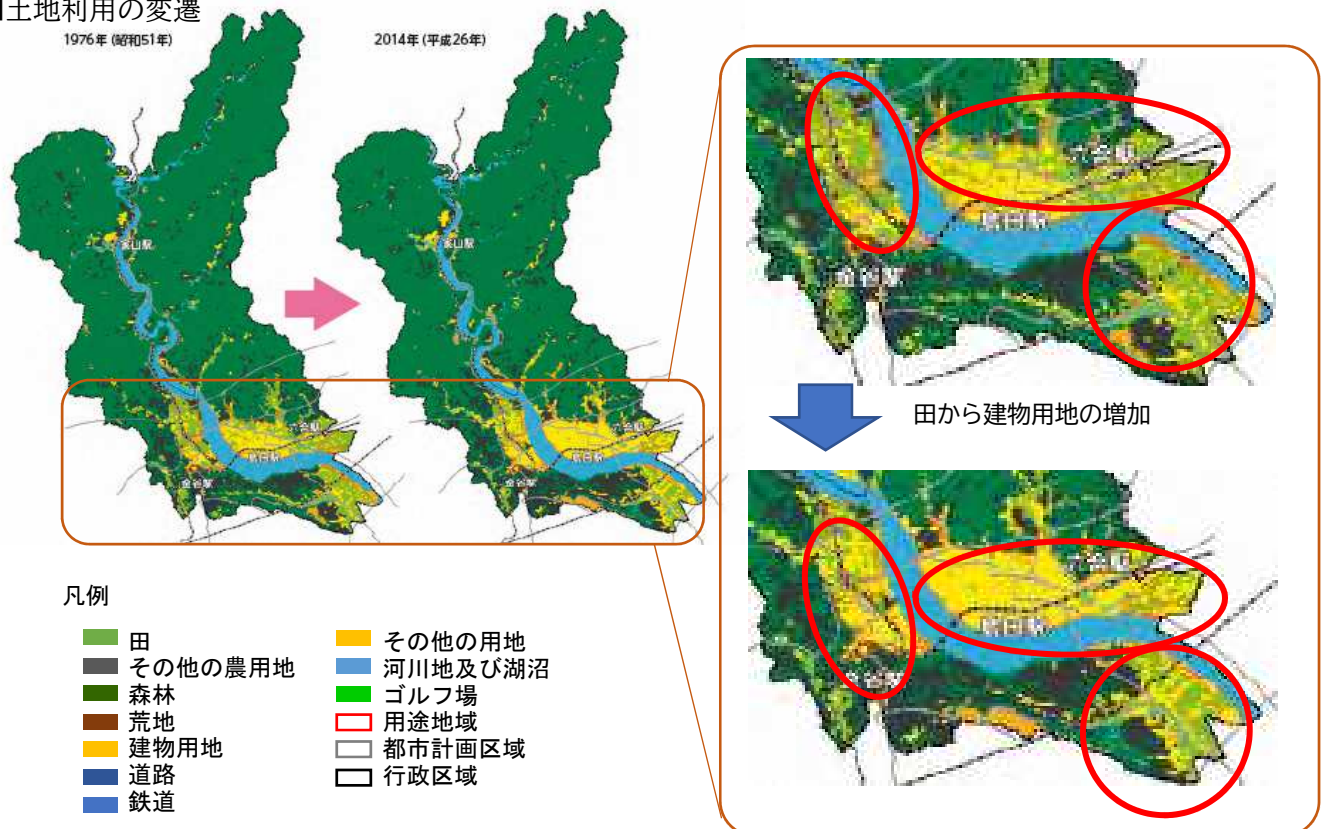
■産業別生産額の構成比



4 土地利用

本市の用途地域内及びその周辺における土地利用については、昭和51年から平成26年までの約40年間に、田から建物用地に変化しています。

■土地利用の変遷



出典：国土数値情報（国土交通省）

第2節 地球環境

1 温室効果ガス

市内から排出された2019（令和元）年度における温室効果ガス排出量は、二酸化炭素換算で853.7千tとなっており、2013（平成25）年度を基準年度として比較すると、21.2%減少しています。

温室効果ガス排出量の推移をみると、おおむね減少傾向にあります。

市内の事業者における脱炭素へ向けた取組としては、LED等省エネ製品の利用、冷暖房の適正な温度設定、太陽光パネルの設置、ボイラーの高効率タイプへの更新、夏季のグリーンカーテンの設置、電気使用量の見える化、環境マネジメントシステムの運用等が見られます。

■温室効果ガス排出量の推移（二酸化炭素換算）

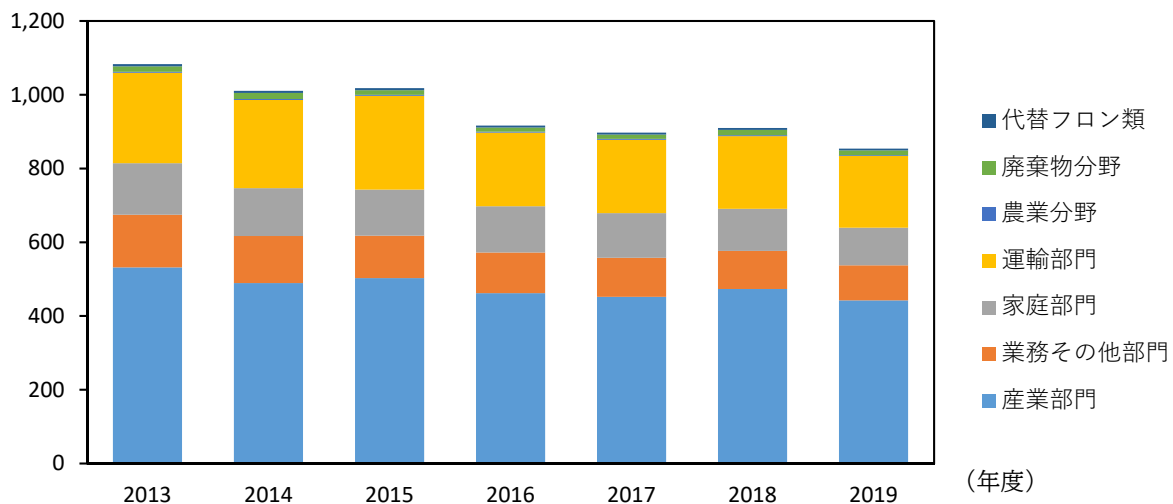
単位：千t-CO₂/年

起源	部門	基準年度 2013(平成25) 年度	2018(平成30) 年度	2019(令和元)年度 実績値	増減率	
					基準年度比	前年度比
エネルギー 起源 CO ₂	産業部門	531.8	473.1	442.5	-16.8%	-6.5%
	業務その他部門	142.5	103.3	95.1	-33.3%	-7.9%
以外	家庭部門	140.0	114.1	101.9	-27.2%	-10.7%
	運輸部門	244.9	197.2	194.3	-20.7%	-1.5%
エネルギー 起源 CO ₂	農業分野	2.6	2.5	2.5	-7.0%	-0.9%
以外	廃棄物分野	15.0	14.5	12.6	-15.7%	-12.9%
	代替フロン類	5.9	5.1	5.0	-15.3%	-3.2%
排出量合計		1,082.8	909.8	853.7	-21.2%	-6.2%

※端数処理の関係上、温室効果ガス排出量の和や比が合計値と合わない場合があります。

■温室効果ガス排出量の推移

(千t-CO₂)



2 交通

①交通手段

平成 30 年に実施した市民意識調査によると、日用品、日用品以外、通院での交通手段はいずれも「自家用車(自分で運転)」が最も高く、日用品では 77.8%、日用品以外では 78.1%、通院では 77.2%と、いずれも 8 割近くとなっています。バス、鉄道などの公共交通は 1 %前後となっています。

また、自動車の保有台数については減少傾向にある一方で、電気自動車等(電気自動車・ハイブリッド車*・プラグインハイブリッド車*の合計)はおおむね増加傾向にあります。

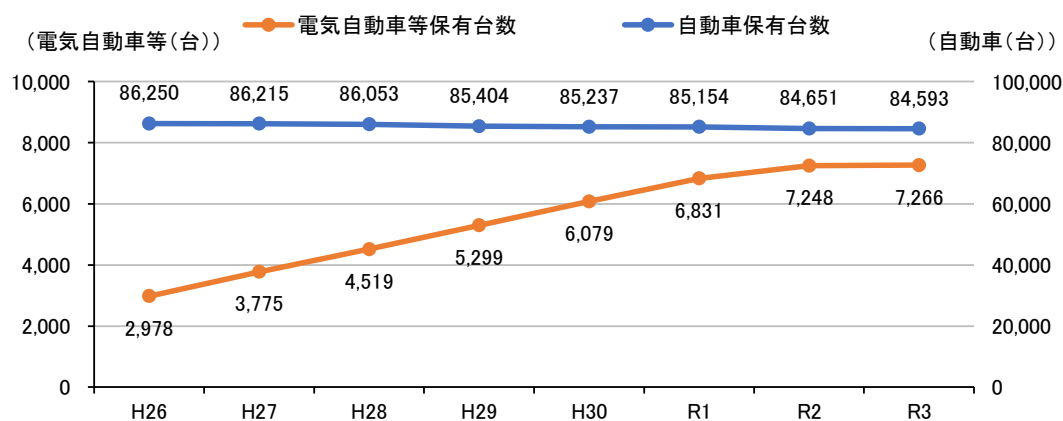
■交通手段(都市計画マスタープラン 市民等意識調査結果)

単位：%

目的	徒歩	自転車	バイク	自家用車(自分が運転)	自家用車(他人が運転)	バス	鉄道	タクシー	その他
日用品	5.8	7.2	1.4	77.8	7.0	0.2	0.2	0.2	0.2
日用品以外	1.2	2.5	0.5	78.1	14.5	0.3	1.1	0.2	1.6
通院	6.0	5.9	1.5	77.2	6.5	1.1	0.5	0.8	0.5

資料：島田市都市計画マスタープラン

■自動車保有台数と電気自動車等台数の推移



資料：静岡県自動車保有台数調査

②公共交通

本市の公共交通機関は、市域を東西に横断するJR東海道本線、大井川に沿って川根本町まで伸びる大井川鉄道大井川本線の2路線によって骨格が形成されており、これを補完するバス路線が市内各地区を連絡しています。

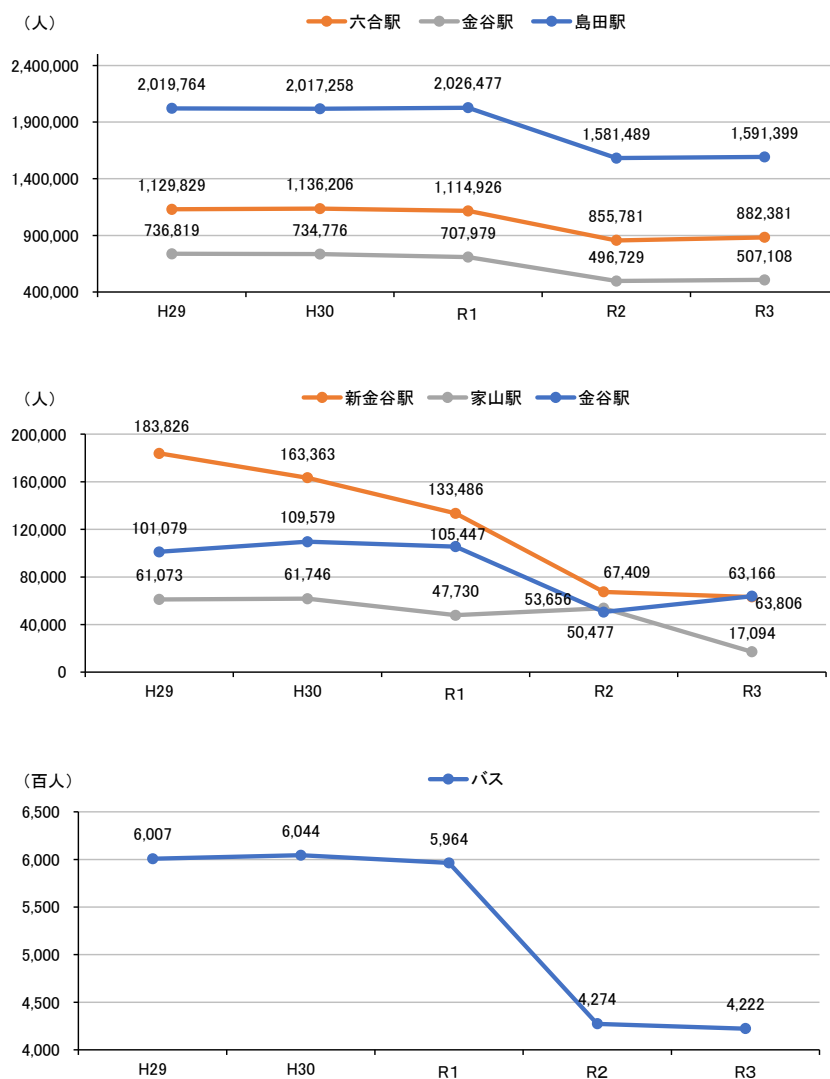
なお、令和2年、令和3年の利用者は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、感染拡大前よりも減少しています。

東海道本線3駅（島田駅・六合駅・金谷駅）の乗降客数については、ここ数年では、横ばいの傾向の後、令和元年から令和2年にかけて減少となっています。

大井川鉄道大井川本線については、拠点駅である新金谷駅、家山駅の利用者数は減少傾向にあります。

バス利用者数については、増減しながら推移していますが、全体としては減少傾向にあります。

■公共交通利用者数の推移（上段：JR 中段：大井川鉄道 下段：バス）



資料：島田市の統計（令和3年度版）

3 再生可能エネルギー

本市では、太陽光発電が 55,313kW、水力発電が 65,258kW、バイオマス発電が 41,330kW、合計 161,946kW の再生可能エネルギーが導入されています。再生可能エネルギーによる年間の発電電力量は 672,580MWh、大規模水力発電を除くと 386,736MWh と推計されます。これを再生可能エネルギーの自家消費分を含めた市内の使用電力量の推計値（996,230MWh）で除して「電力の自給率」とすると、前者は 67.5%、後者は 38.8%となります。

■再生可能エネルギーの導入実績

	2013(平成 25)年度		2021(令和3)年度	
	発電出力	年間発電電力量	発電出力	年間発電電力量
太陽光発電(10kW 未満)	10,126kW	12,151MWh	20,310kW	24,372MWh
太陽光発電(10kW 以上)	7,585kW	10,028MWh	35,003kW	46,274MWh
水力				
30,000kW 未満	7,203kW	56,300MWh	7,258kW	56,570MWh
30,000kW 以上(大規模)	58,000kW	299,383MWh	58,000kW	285,844MWh
バイオマス発電	18,290kW	122,520MWh	41,330kW	259,520MWh
合計				
大規模水力発電を除く	43,250kW	200,999MWh	103,946kW	386,736MWh
大規模水力発電を含む	101,250kW	500,382MWh	161,946kW	672,580MWh

資料：再生可能エネルギー電子申請 事業計画認定情報公表用ウェブサイト（資源エネルギー庁）、図表でみるしずおかエネルギーデータ（静岡県）、本市資料より作成

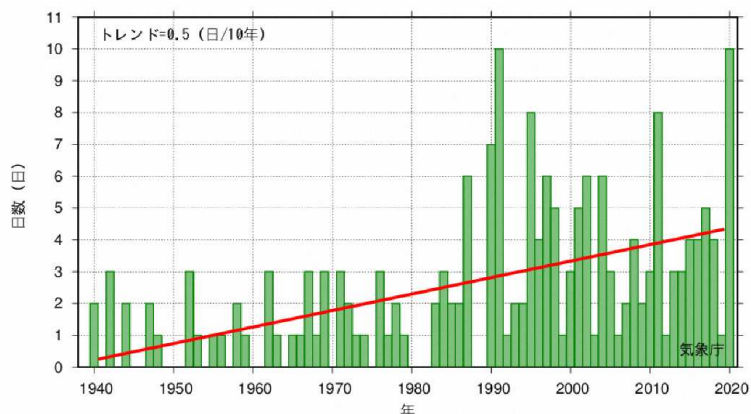
※年間発電電力量は推計値。大規模水力発電のみ実績を使用。ただし、2021（令和3年度）は平成29年度実績。

4 気候変動

静岡県内において、猛暑日の年間日数が増加傾向にあります。本市付近では、平均気温の上昇や、真夏日の年間日数が増加する傾向も見られます。

令和元年度に静岡県が開催した市民ワークショップや、農林水産業の従事者等を対象とした訪問ヒアリングなどを通じて、静岡県で起こっている気候変動の影響について情報収集を行ったところ、台風が強力なまま上陸する、熱中症になる人が増えた等の意見があがっています。島田市の各地点では桜の開花、満開、終わりのそれぞれの日が早まっており、気温の上昇によって桜の開花時期が早まっている可能性があります。

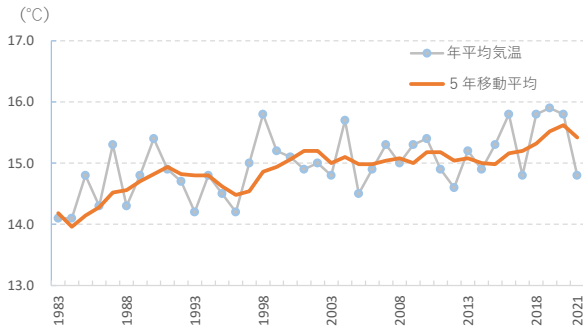
■静岡県の日最高気温 35℃以上（猛暑日）の年間日数（1940年～2020年）



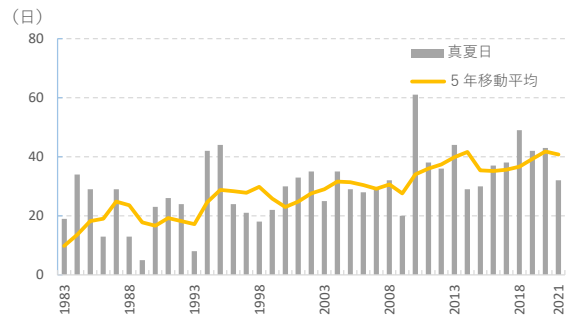
資料：気象庁

■ 気温の経年変化（菊川牧之原）

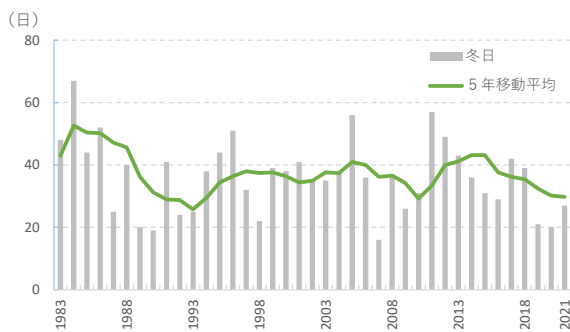
・ 年平均気温



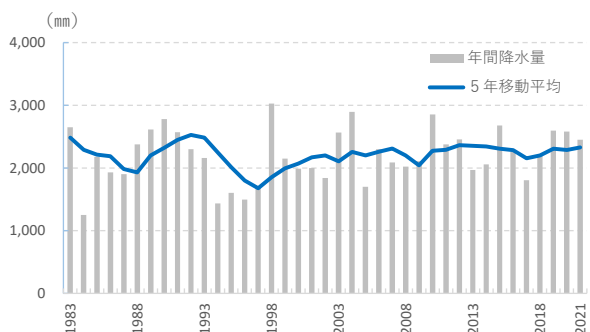
・ 真夏日



・ 冬日



・ 年間降水量



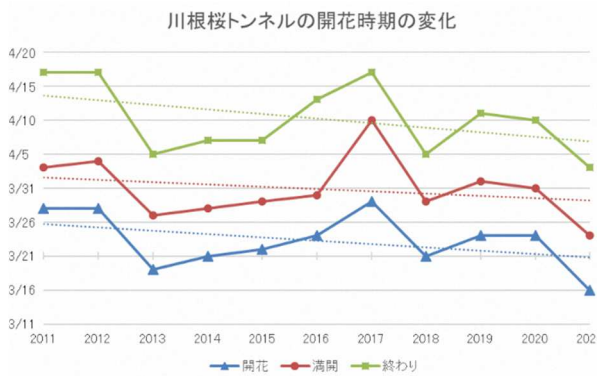
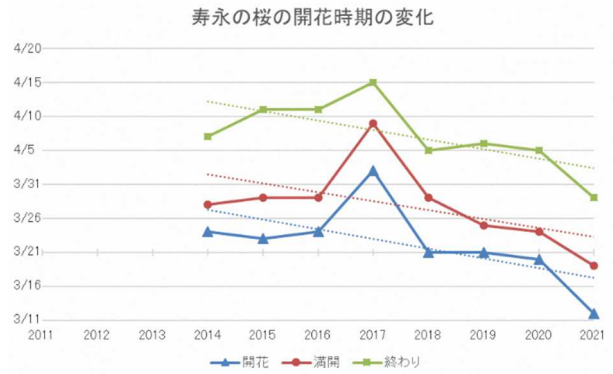
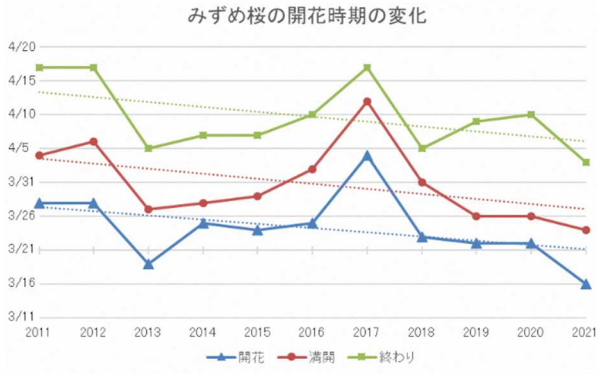
資料：気象庁

■ 静岡県民が普段「感じる」「聞いている」「知っている」温暖化の影響（県全域に関する意見から一部抜粋）

	発生年代	分野	内容
1	1990年代くらいから	経済活動・ 県民生活	衣替えの時期は、40年以上前は6月1日、10月1日が妥当であり、違和感はなかった。今は1ヶ月ずれている。
2	数年前から (2010年以降から)	健康	3月、4月でも、夏の日差しのように頭や体に日があたると痛い。
3	数年前から (2010年以降から)	自然災害	台風シーズンに多くの強力な台風が発生することが多くなり、災害リスクが高まっている。特に本州は、従来は台風が弱まってから上陸していたが、最近は強力なまま上陸する。
4	数年前から (2010年以降から)	健康	5月頃から真夏日になり入梅明けで体がなれない時に毎日25℃以上の日が続く、熱中症になる人が増えてきた。
5	数年前から (2010年以降から)	農業・林業・ 水産業	2月中旬から3月上旬位暖かい天気が10日ほど続くと茶樹の新芽が動き出して萌芽プロセスが始まるので、3月下旬～4月の低温で霜害多発する。
6	2000年以降から	自然災害	子どもの頃は、竜巻はアメリカの出来事かと思っていたが、日本でも毎年おきている。

資料：令和元年環境省委託事業「国民参加による気候変動情報収集・分析事業」（静岡県）

■島田市内の桜の開花時期の早まり



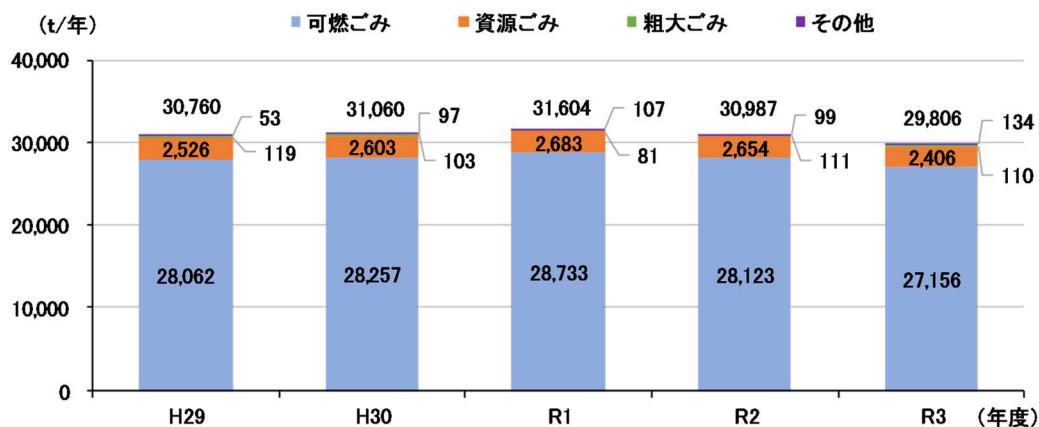
第3節 資源循環

1 ごみ

ごみの排出量の推移をみると、可燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみのいずれも、大きな増減が見られない状況です。

資源化量は減少傾向にあります。令和3年度における資源化量は5,218 t、リサイクル率は17.0%であり、項目ごとでは熔融スラグが最も多く、次いで金属類、ガラス類が多くなっています。

■ごみ排出量の推移



■回収処理量の推移

項目	単位	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
市回収	金属類	t/年	885	952	1,151	1,215	1,078
	紙類	t/年	644	565	493	437	387
	牛乳パック	t/年	22	20	21	21	19
	ガラス類	t/年	912	984	966	969	884
	ペットボトル	t/年	191	183	185	183	188
	白色トレイ	t/年	12	12	12	13	12
	容器包装プラスチック	t/年	2	3	2	2	2
	肥料	t/年	31	20	21	9	10
	熔融スラグ	t/年	1,729	1,736	1,715	1,639	1,556
	廃食用油(BDF)	t/年	6	7	7	6	6
	乾電池	t/年	30	35	32	31	35
	蛍光灯類	t/年	11	13	10	12	9
	古布類	t/年	42	48	60	63	68
	小計	t/年	4,517	4,578	4,675	4,600	4,254
集団回収	紙類	t/年	1,561	1,468	1,328	1,010	916
	牛乳パック	t/年	2	2	2	1	1
	金属類	t/年	51	51	50	49	47
	小計	t/年	1,614	1,521	1,380	1,060	964
資源化量計	t/年	6,131	6,099	6,055	5,660	5,218	
ごみ処理量 (市回収・処理+集団回収)	g/人・日	32,374	32,581	32,984	32,047	30,770	
リサイクル率	%	18.9	18.7	18.4	17.7	17.0	

※市回収量のみのため民間回収量は含みません。

◆キエーロ

キエーロとは、黒土に含まれる微生物により、生ごみを消滅させる生ごみ処理容器です。

本市では、平成26年から平成28年にかけてモニター（62名）による実証実験を行いました。その結果、キエーロ1台につき1か月当たり燃えるごみを約9kg減量することができました。平成28年度からは生ごみ処理容器等購入費補助金の交付対象とし、平成29年8月から無料貸出制度を実施しています。貸出期間は、4月から9月に申し込む場合が3カ月、10月から3月の申し込みが6カ月となっており、購入前に効果を実感できると好評です。

無料貸出制度の開始以降30名以上の方が利用していますが、効果を実感できることから、貸出期間終了後も継続してキエーロを使用している方が多い傾向にあります。平成28年度の導入からこれまで100台以上のキエーロが購入され、推測によると毎年約8トンの生ごみがキエーロにより処理されています。

今後も無料貸出等の様々な方法でキエーロの普及・啓発を実施し、ごみ減量に努めていきます。

<メリット>

- ・作業は掘る・混ぜる・被せるの3つです
- ①容器の中の黒土を20センチメートル～30センチメートル程度シャベルで穴を掘る。
- ②掘った穴に生ごみを入れ、黒土とよく混ぜます。
- ③乾いた黒土をしっかりと（生ごみのはみ出さないように）生ごみに被せます。
- ・キエーロに生ごみを入れる時に水切りは不要です。
- ・生ごみに乾いた黒土をしっかりと被せると臭いがせず、虫も湧きません。
- ・電気を使わないため、ランニングコストがかかりません。
- ・生ごみを入れても黒土の量は変わりません。

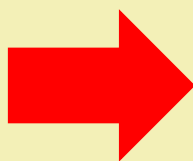
■生ごみ処理容器「キエーロ」



■よく混ぜた後、乾いた土を被せた状態



■消滅後



第4節

自然環境

1 河川

市内には、一級河川の大井川や菊川、その支流をはじめとした多くの河川があり、大きく4つの水系に分けられます。各水系は最終的に、菊川水系が遠州灘に流れ込み、それ以外は全て駿河湾に流れ込んでいます。

■市内の主要河川

水系名	水系を構成する主要河川
大井川水系	大井川、伊久美川、相賀谷川、大津谷川、伊太谷川、大代川、笹間川、家山川、身成川
栃山川水系	栃山川、東光寺谷川
菊川水系	菊川
湯日川水系	湯日川

2 公園・緑地

本市が都市計画決定している公園・緑地の面積は、362.01haあり、うち整備済の面積は約73ha（整備率：約20%）になっています。

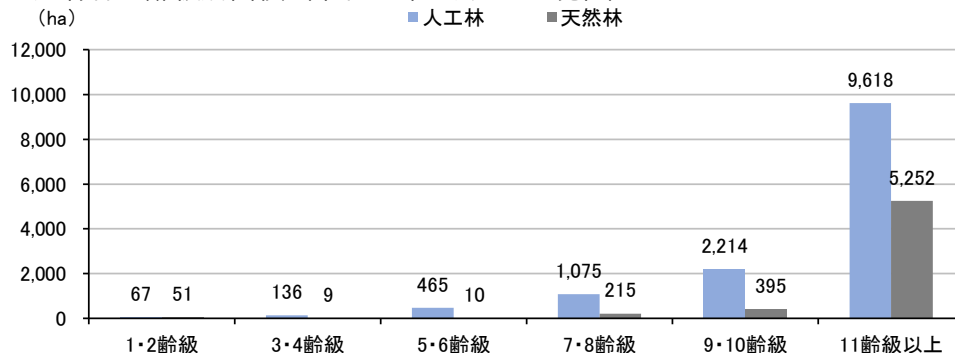
3 森林

本市の市域に占める森林の割合は約66%であり、市北部を中心に豊富な森林資源が残されています。民有林の齢級別面積をみると、人工林、天然林共に資源として成熟している11齢級（51年生）以上の面積が多くを占めています。

森林は、生物多様性の保全や二酸化炭素の吸収、水源涵養、土砂災害の防止など、多面的な機能を有しています。本市では、島田市森林整備計画に基づき、事業者から提出される森林経営計画の内容の確認、助言・指導を行っているほか、山林を適正に管理するため、間伐や下草刈り、放置竹林の伐採などの森林の維持管理活動への支援を行っています。

また、保水力があり多様な生物を育む樹種への転換を進めるため、荒廃森林・竹林の針広混交林化及び多様性のある広葉樹林化への誘導を支援しています。

■民有林の齢級別面積（令和2年3月31日現在）
(ha)

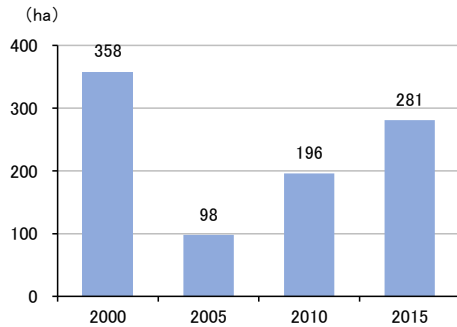


資料：島田市森林整備計画

4 農地

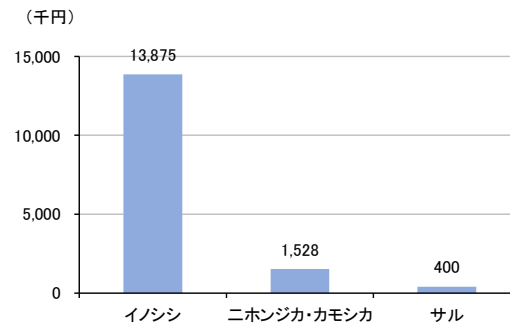
本市の農業は、島田市農業振興地域整備計画に基づき、農地を保全し、計画的な農業の振興を図っていますが、荒廃農地の面積は近年増加傾向にあるほか、イノシシなどの鳥獣による被害が見られます。

■荒廃農地の推移



資料：農林業センサス

■野生鳥獣被害金額（平成 29 年）



資料：島田市鳥獣被害防止計画

5 生物

本市には広大な森林や大きな河川があり、里山環境と共に茶畑や水田も数多く残っていることから、さまざまな動植物が生息しています。

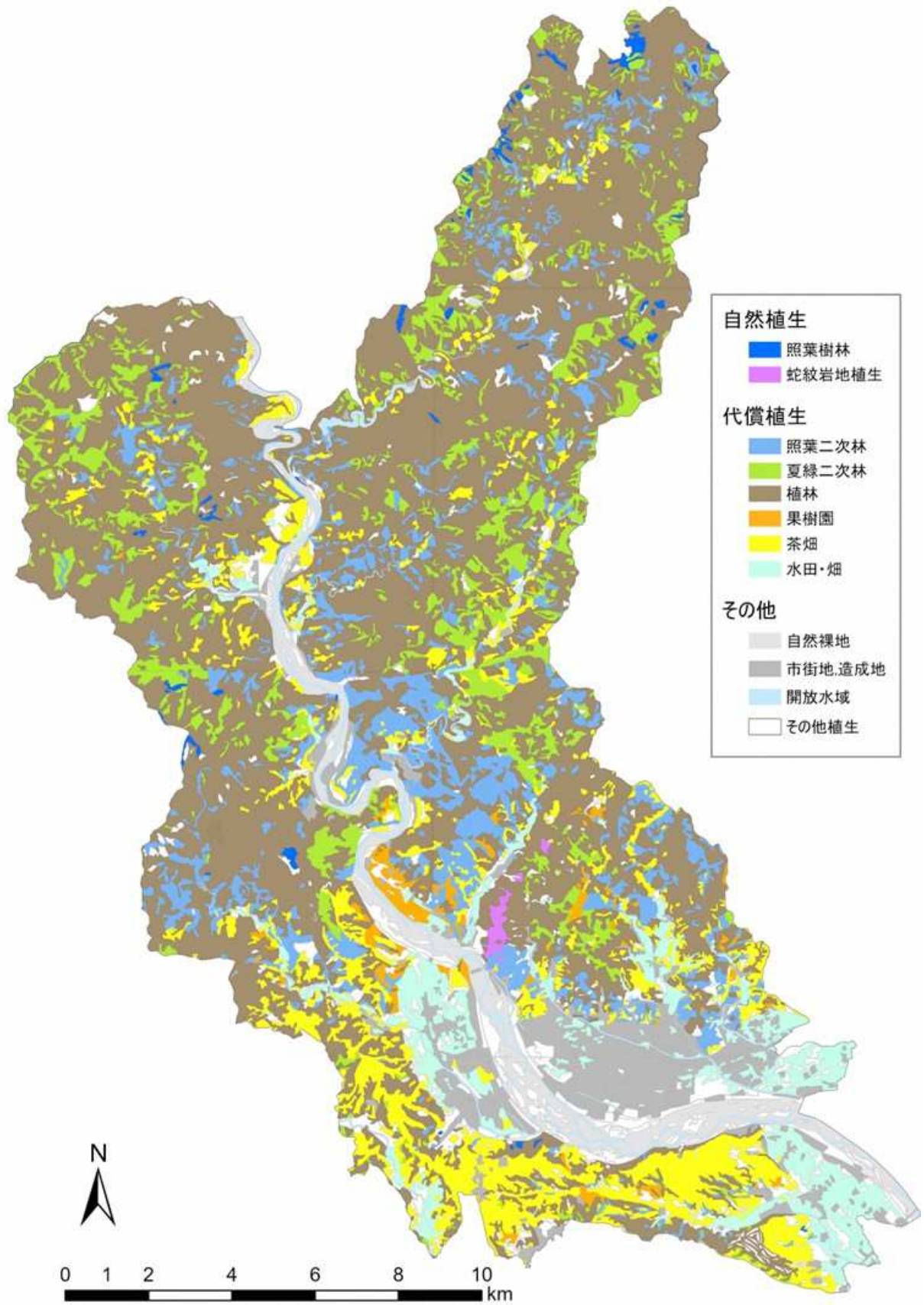
現存植生をみると、本市では農地、植林そして二次林が市域の多くを占めています。南部の牧之原台地には茶畑が広がり、中部から北部の山地にはスギ・ヒノキの植林が広がっていることがわかります。その間隙を縫うように、照葉二次林（照葉樹の優占する二次林）や夏緑二次林（夏緑樹の優占する二次林）が多く点在しています。

照葉樹林とは、冬でも落葉しないシイ、カン類などを主な構成種とし、県下では主に標高 800m 以下に成立しています。一方の夏緑樹林は、新緑や紅葉、落葉など四季の変化が分かりやすいのが特徴で、800m 以上であれば自然林として成立しますが、800m 以下ではコナラ、クヌギ、クリなどを主な構成種とする二次林として広く成立します。二次林は、かつて薪炭林として人々が世代を超えて伐採や下草刈りなどの手を入れ利用・管理されてきた林のことで、いわゆる「里山」を指します。二次林（里山）は適切な管理のもとでは高い生物多様性が維持されますが、近年は過疎化や開発の影響により放置されている林が増えています。

無双連山や夕日峠などの標高の高い地域を除くと市域の大半は 800m 以下であり、市域に点在する二次林の内、平野部や大井川の近くではシイ、カン類の優占する照葉二次林が、市の北部や山間部にはコナラやクヌギなどの優占する夏緑二次林が多い傾向が見られます。ただし、手入れの行き届かない林が増えた結果、夏緑二次林では植生遷移が進み、多くが照葉二次林へと移行し始めています。このような林では限られた種類の照葉樹のみが繁茂することが多く、生物多様性が低下している可能性が考えられます。一方、牧ノ原公園の斜面に氷期の遺存種といわれるカタクリが生き残ることができたのは、最終氷期以降、夏緑二次林として維持されてきたおかげと考えられます。

また、人の手のあまり入っていない自然植生の分布は限られており、北部に照葉樹林が点在しているほか、地質上の特性から人の手を入れにくかった蛇紋岩地植生が一部に残っているにすぎないことがうかがえます。

■現存植生図



資料：1/25,000 植生図「静岡県」GISデータ（環境省生物多様性センター）を使用し浅見委員作成・加工
(<http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc-025.html?kind=vg>)

天然記念物は、文化財として動物（生息地、繁殖地及び飛来地を含む）や植物（自生地を含む）及び地質鉱物などのうち、我が国にとって学術上価値の高いものが指定されます。市内にある天然記念物に指定された動植物は「智満寺の十本スギ（国指定）」や「安田の大シイ（市指定）」をはじめとする大樹や、最終氷期の遺存植物である「牧之原公園斜面のカタクリ（市指定）」などがあり、いずれも島田市の歴史や文化を伝え、地域の自然観の形成に寄与してきた重要な生物です。

しかし、近年では外来生物に関する問題もあります。本市内でも、古くからブルーギルやオオキンケイギクなど特定外来生物*の存在は確認されており、近年ではアライグマ、アカボシゴマダラなども確認されています。

■本市にある天然記念物

指定	名称	指定	名称
国	智満寺の十本スギ	市	種月院のナギ
県	慶寿寺のシダレザクラ(枝重櫻)	市	井口大井八幡神社のたり松
県	上相賀の大カヤ	市	アベマキ
県	杉沢の大カヤ	市	牧之原公園斜面のカタクリ
県	香橋寺の大ナンテン	市	熊野神社の大クスノキ
県	二軒家の大カヤ	市	寿永のサクラ
県	安田の大シイ	市	二俣の大スギ
県	横臥褶曲	市	塩本牛代のエドヒガン(みずめ桜)
県	大井川「鷺山の七曲り」と朝日段		

■安田の大シイ



資料：島田市観光協会

■牧之原公園斜面のカタクリ



資料：島田市博物館

1 水資源

①河川・池

大井川及び市内を流れる中小河川は、工場・事業所からの排水や生活排水など、人為的な影響を強く受けています。市では県と連携し、水質汚濁防止法の規制の対象となっている工場・事業所を中心に立入調査を行うなど、排水浄化の徹底に努めています。

また、本市には基準値が定められた止水環境はありませんが、市内の代表的な止水環境である野守の池の水質調査を年4回行っています。

②地下水

本市の生活・農業・工業用水は、表流水及び地下水を水源としています。大井川流域では、地下40から65mの大井川扇状地が帯水層となっており、豊富な地下水の恵みをもたらしています。

地下水利用の適正化のために、本市を含む大井川流域の4市1町で構成される「大井川地域地下水利用対策協議会」での地下水位・塩水化の監視、地下水採取者への採取量報告の依頼を行っています。

また、地下水を涵養するため、雨水浸透ますの設置を推進しています。

③水道

本市の生活用水は、島田市水道事業が表流水、地下水、大井川広域水道企業団（水源は表流水）からの受水、金谷地区を中心に給水する大井上水道企業団は地下水を水源としています。

令和3年3月31日現在の給水人口は合わせて94,791人で、普及率（給水人口／給水区域内人口）は97%です。

④下水道

本市の公共下水道は昭和61年に計画され、全体計画は1,087haとなっています。平成7年4月1日に供用が開始され、令和3年度の水洗化率は、79.5%となっています。

生活排水については、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えを推進するとともに、洗剤の適正使用、生活雑排水による水質汚濁を減らすよう、家庭内での浄化対策に積極的に取り組んでいます。

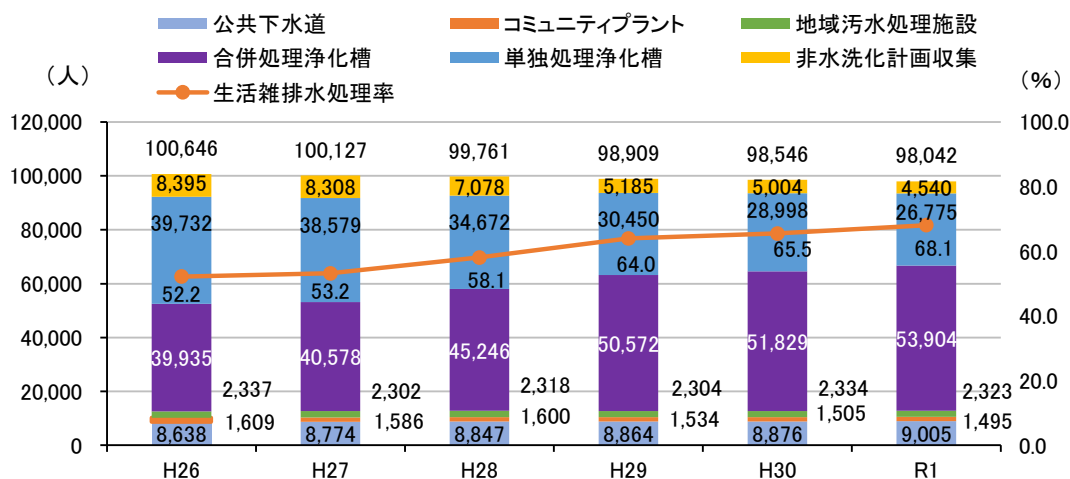
■浄化槽の普及状況

単位：人

年 度	コミュニティプラント*	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽
令和元年度	1,495	53,904	26,775
令和2年度	1,453	54,563	25,773
令和3年度	1,428	54,559	25,472

※ 浄化槽業者からの取扱い世帯数を基に、世帯平均人口により算出

■し尿処理人口の推移



資料：島田市一般廃棄物処理基本計画

2 大気

本市では、大気環境の常時監視を続けているほか、工場との環境保全協定*の締結により大気環境の一層の改善に努めています。

窒素酸化物*、硫黄酸化物*、浮遊粒子状物質*、微粒子状物質（PM2.5）*、非メタン炭化水素*は環境基準を達成しています。光化学オキシダントについては、注意報等の発令はありません。

3 悪臭

悪臭を構成する要素は空気中の化学物質であり、大別すると単一悪臭物質（化学薬品やし尿処理場などでの過剰な悪臭）と複合臭気（様々な物質の混合臭）の2種類があります。

4 騒音・振動

工場騒音・工場振動に対しては、一定規模以上の設備を備えた工場について定期的な監視を行っています。

交通騒音については、環境基準達成率が90%を超えています。航空機騒音は、市内の各測定点でいずれも環境基準を達成しています。

5 有害化学物質（地下水・土壌）

有害化学物質であるダイオキシン類*は、法律で届出によって管理しています。県や市によってダイオキシン類の調査が行われており、地下水の調査は毎年市が、土壌の調査は県が実施しています。近年の調査結果は、いずれも環境基準値以下となっています。

6 公害対策

市民の健康を保護し、生活環境を保全することを目的とした公害関連法令を補完して、市内の主要工場と環境保全協定を締結しています。協定書は、環境保全対策・環境保全計画の見直し、施設の設置等に関する協議、事故時の措置・報告及び検査、被害補償、工場緑化などの環境の保全及び創造に関する事項について定めています。令和4年3月末時点で16工場と協定を締結しています。

第6節

環境教育・協働

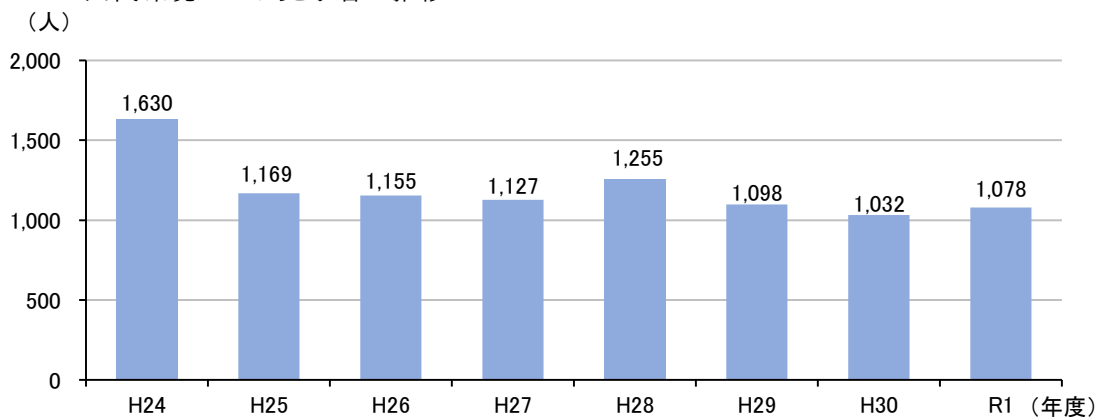
本市では多様な環境教育を実施しています。一般廃棄物焼却施設である田代環境プラザでは、見学を受け付けており、近年では毎年見学者が1,000人以上となっています。

また、地球温暖化対策に取り組む新たな担い手を育成するため、アース・キッズ事業*を実施しています。近年では参加校10校、500人前後が参加しています。

市内の環境美化活動としては、市内一斉環境美化活動、リバーフレンドシップ*、ボランティア・サポート・プログラム、アダプト・ロード・プログラムがあり、令和2年度は54団体が参加しています。

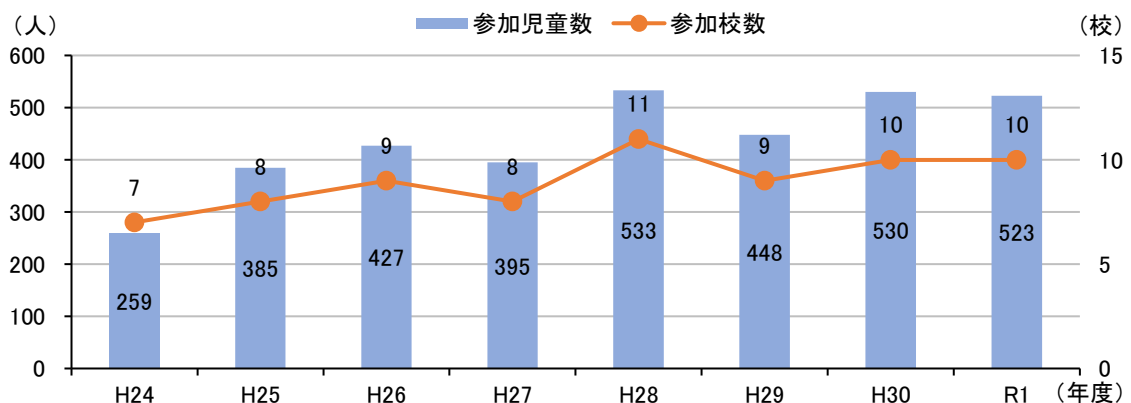
市内の環境に関わる各団体では、大井川の美化活動、田植え・稲刈り体験、講演会などの取組が展開されています。課題としては、新しいメンバーの加入が少ない、メンバーの高齢化、活動がマンネリ化しているといった意見があがっています。

■田代環境プラザ見学者の推移



資料：島田市環境報告書

■アース・キッズ事業 参加校数・参加児童数の推移



資料：第2次島田市総合計画、H29年度以降は環境報告書

第7節

市民の環境への意識

1 市民会議からの意見

本計画の策定にあたり、ワークショップ形式による市民会議を開催しました。

■第1回 島田市についてどう思う？

島田市の優れているところ、残念（改善が必要）と思うところ、私が心掛けている環境にやさしい対策について意見を出し合いました。

主な意見

■ 島田市の優れていると思うところ

- 自然環境（山・川）
- 大井川の恵み
- 交通の利便性
- 人が優しい・穏やか
- お茶・SL・ごみの分別 等々

■ 島田市の残念（改善が必要）と思うところ

- にぎわい（駅前・商店街・商業施設など）が少ない
- 豊かな自然環境が活かしていない
- 山間部への対応（人口減・交通） 等々

■ 私が心掛けている環境にやさしい対策

- 車のアクセルをあまり強く踏まない
- キエーロを使っている
- 包装資材は少なく、エコバッグ
- 地産地消を心掛けている
- プラスチックを買わない
- フードロス無くす
- 物を買う時には選んで買う（原料、どこ産か） 等々

■第2回 “ミライ”の島田市の姿

島田市の”いいところ”、”もっと良くしたいところ”から島田市の”ミライ”の姿（将来像）を描きました。

主な意見

島田市の”いいところ”	島田市の”もっと良くしたいところ”		島田市の”ミライ”の姿 (将来像)
自然の豊かさ 生活の質の豊かさ	自然の保護、保全 資源が循環できるような保全を進める	→	・エネルギーも地産地消に
人の良さ（コミュニケーション）	ゴミに対する意識	→	・食べ物も自分たちで育てて作り、それを食べて健康に心も充実してくらせる街に
人が温かい、優しい、のんびりしている	新しいエコなシステムを勇気をもって取り入れてほしい！ 有機栽培のお茶をアピールしてほしい。	→	・各家庭がキエーロ等のコンポストを所持 ・野菜の栽培を全て有機野菜にし、土を浄化し水も浄化。CO ₂ も削減する。
自然、山、木、水、川 魚、海、茶 ゴミ出しが楽	ゴミの出ない街 自然の遊び場	→	・車を使用しない地区 ・個性的な色々なキャンプ場の多い島田市 ・自然体験ゾーン ・アスレチック

■第3回 分野ごとの将来のイメージ

第2回の意見を基に、次期環境基本計画の4つの分野を仮に設定し、分野ごとの将来のイメージを描きました。

主な意見（仮に設定した分野ごとに整理）

1 持続可能なまち

- 島田市には山も川もあるっていう点を生かして、再生可能エネルギーを
- 水素使用エネルギーを使ってCO₂を排出しないまち
- 空き家を活用した自然の中のワーケーション 等々

2 循環型のまち

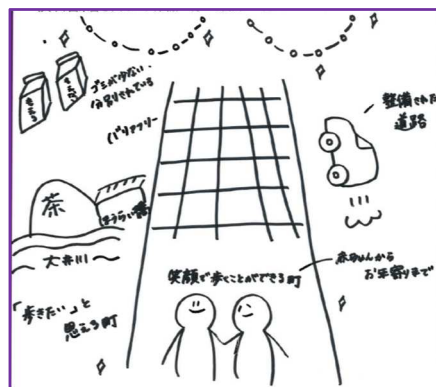
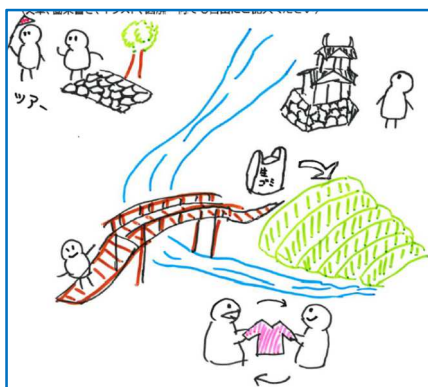
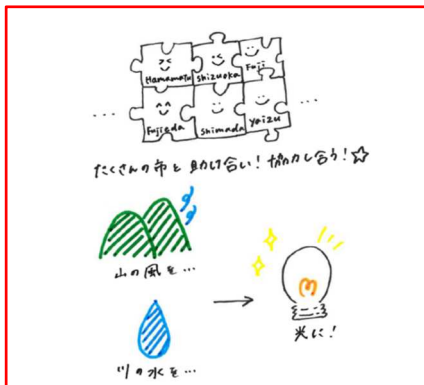
- 資源の循環ツアー →資源循環、環境負荷減を体感
- 問題と問題をつなげたら解決するかも →空き家、空き地、田、畑の活用
- 無駄がない →地元農家が作った野菜をスーパーで売る、学校のバザーでいらぬものを欲しい人のもとへ 等々

3 自然豊かなまち

- 自然と景観の両立化 →街の風景に緑を取り入れた地域、生態系を変えないようにすること
- 今のままの島田で →川・山・畑・茶畑等の自然を維持、あふれている雑草をきれいに取る
- 自然を生かしたキャンプ、河川敷の活用 等々

4 暮らしやすいまち

- 町が明るい、ごみが少ない、赤ちゃんからお年寄りまで、すべての方が暮らしやすいまち
- 若者が島田に →サテライトオフィスを仕事に、若者が島田ですごせる環境、若者と高齢者との共存
- 公共交通機関の充実 等々



■第4回 将来像に向けた取組・キービジュアルの検討

第3回までの意見を踏まえて作成した計画の骨子案を基に、将来像の実現に向けた「みんなのできる取組」「具体的な取組」とキービジュアルへの提案を行いました。

主な意見

将来像実現に向けたみんなのできる取組提案	将来像実現に向けた具体的な取組提案	キービジュアルへの提案内容
・教育（キエーロの使用、学校での農業体験、畑づくり）	・循環型社会（市民農園の整備、空き家（畑）の貸出	・市民農園や山間地の畑付空家でキエーロを活用する様子
・家庭でのごみを徹底的に減らす。特に、生ごみ・プラ容器を減らす。	・キエーロを導入しよう！ ・紙が主体の容器を使用する。	・全体的に緑（木など）を増やしたい。
・現状（今後改善していかなければならない問題を理解している人が、理解していない人に伝える	・子どもの家に市内で誇る自然について知ってもらうために、小・中・高全部で授業の中で扱ったり、実際に足を運んで体験してもらうような取り組みをする	・地球が絶滅危惧種であることを知ってもらおう。地球を救えるのは、現代の私たち一人ひとりである。若者はSNSをよく利用し、影響を受けるので、インフルエンサーに発信してもらおう。

■第5回 計画を推進していくうえでの「わたしたち市民の役割」

家庭でできる脱炭素の取組とその効果についての講義の後、第4回で提示したキービジュアルの修正版の確認と、市民の役割として、環境政策を着実に進めるための方策について話し合いました。

主な意見

計画を推進していくうえでの「わたしたち市民の役割」
<ul style="list-style-type: none"> ・地産地消を心がける ・目で見えるCO₂削減効果を島田市民全員で分かち合える仕組みをつくる ・イベント、祭りへの市民参加時にゼロカーボンへの取組をアピールする ・エコポイント制導入 ⇒Myはし、袋不要、廃品回収参加など ⇒ポイントで買い物 ・ごみの減量、フードロスの削減、農業の有機化によりCO₂を減らすことは、自分達が暮らす大切な故郷の大地や大気を守ることだという意識を、もっとたくさんの人々に持ってほしい。 ・環境に関する学びの場をたくさんつくる ・情報収集先（学校、地域、友人）を持つ ・楽しんで、エコイベントに参加する！！（楽しむがポイント！） ・小・中学校にキエーロ設置 →生ごみ回収 ・若い世代の発信力を生かす（SNS） ・自分達学生が真剣に考え、訴える必要があると思いました。学校の授業等で社会、環境問題について知る機会が多い我々子ども達が、親である大人に、それについて話をし、働きかけることで、親の意識を変え、それが社会全体を動かしていく一歩になればいいと思いました。

2 総合計画市民意識調査結果

(1) 環境配慮行動

令和4年度の総合計画市民意識調査によると、環境問題や環境を守ることにについて家族や友人と話し合う内容は「エネルギー（省エネ・再エネ）」の39.4%、「資源循環（生ごみたい肥化・リサイクルなど）」の38.4%が多い一方、話し合っていない人も30.1%となっています。

また、環境に配慮された商品やサービスについては「優先して買いたい」が65.4%、次いで「関心がない」が23.5%となっています。

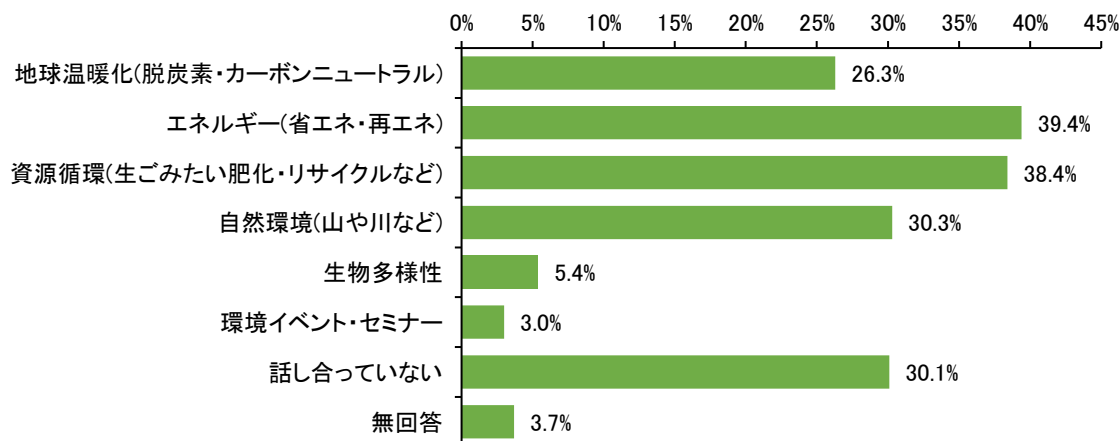
環境のためにごみを減らす努力について、「している」人が多く54.2%、次いで「どちらとも言えない」が35.4%となっています。

脱炭素型のライフスタイルの実践についてたずねてみると、食品ロスの削減や野菜を増やした食生活などの食事については87.2%、公共交通機関の利用、エコドライブの実施、エコカーの活用、テレワークの推進などの移動については58.1%、断熱リフォームの実施、再エネ電気への切替、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）への住替えなど住居については21.6%が実践していると回答しています（「いつもしている」、「たいていしている」、「たまにしている」の合計）。

ごみを減らす、食事、移動といった日常の生活行動における環境配慮は回答者の5割以上が取り組んでいる反面、環境問題や環境を守ることにについて話し合う機会がないという人や、住居における脱炭素スタイルの取組をしていない人が一定程度見られることから、引き続き環境配慮行動に関する啓発が重要です。

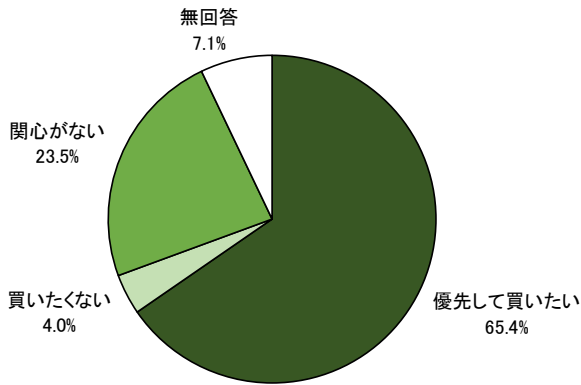
■環境問題や環境を守ることにについて家族や友人と話し合う内容（当てはまるもの全てに○）

（N=1,258 以下の問も同様）

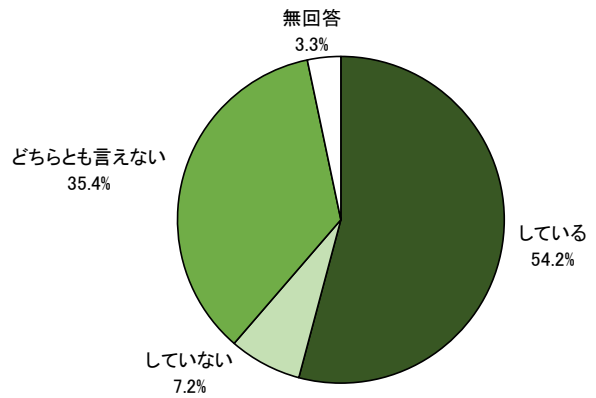


資料：令和4年度総合計画市民意識調査報告書

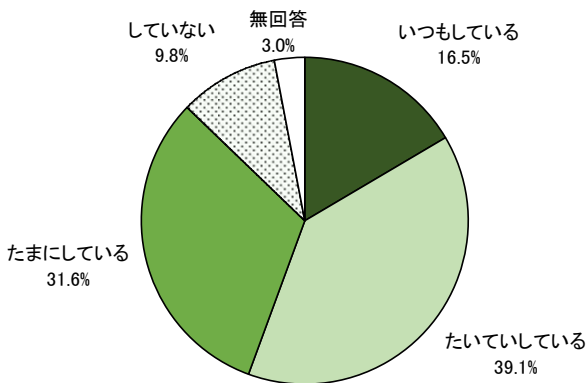
■環境に配慮された商品・サービスの購入意向（1つに○）



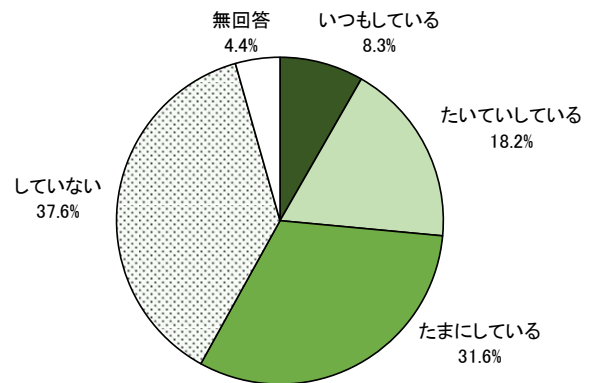
■環境のためにごみを減らす努力の有無（1つに○）



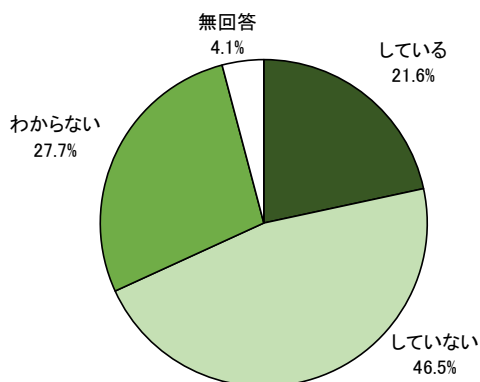
■食事における脱炭素型ライフスタイル（食品ロスの削減や、野菜を増やした食生活など）の取組の状況（1つに○）



■移動における脱炭素型ライフスタイル（公共交通機関の利用、エコドライブの実施、エコカーの活用、テレワークの推進など）の取組の状況（1つに○）



■住居における脱炭素型ライフスタイル（断熱リフォームの実施、再エネ電気への切替、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）への住替えなど）の取組の状況（1つに○）



資料：令和4年度総合計画市民意識調査報告書

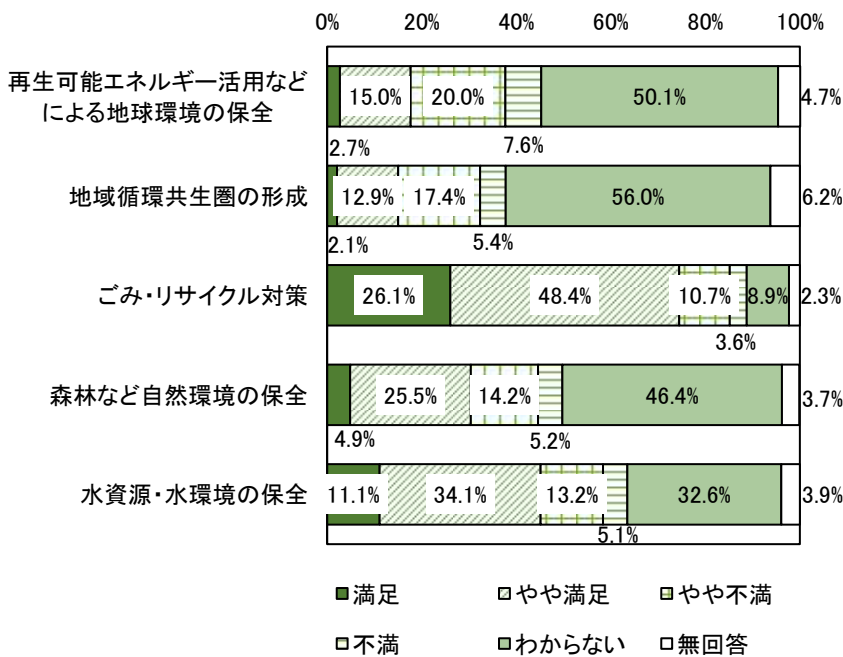
(2) 環境・自然に関する施策の満足度・重要度

環境・自然に関する施策の満足度について、『満足割合』（「満足」、「やや満足」の合計）は「ごみ・リサイクル対策」が最も高く 74.5%となっています。一方、『不満割合』（「不満」、「やや不満」の合計）は「再生可能エネルギー活用などによる地球環境の保全」が最も高く 27.6%となっています。

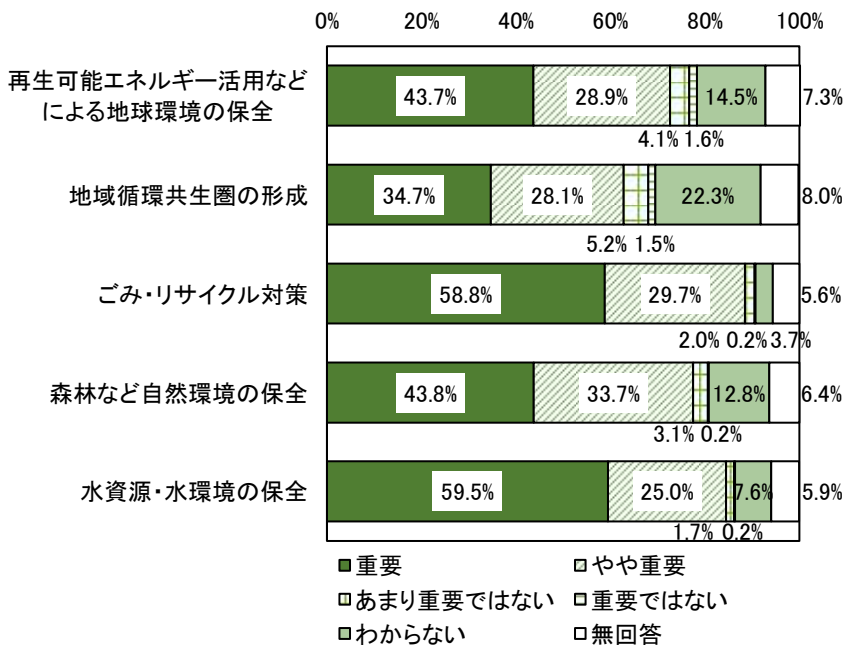
重要度について、『重要割合』（「重要」、「やや重要」の合計）は「ごみ・リサイクル対策」が最も高く 88.5%で、次いで「水資源・水環境の保全」が 84.5%となっており、すべての項目で8割を上回っています。

環境・自然に関する施策は、水、ごみ・リサイクルを中心に重要ととらえられており、今後は水環境の保全や、再生可能エネルギーの啓発と活用に向けた取組が求められています。

■環境・自然に関する施策の満足度



■環境・自然に関する施策の重要度



資料：令和4年度総合計画
市民意識調査報告書
(N=1,258)

第8節 第2次環境基本計画（後期基本計画）の振り返り

第2次環境基本計画（後期基本計画）の5つの基本目標ごとに振り返りを行いました。

※評価

「数値目標」について、下表の区分により評価しました。

数値の状況	令和3年度時点における評価
現状値が目標値以上である場合	A
現状値が基準値以上だが、目標値に達していない場合	B
現状値が基準値未満である場合	C
未評価(新型コロナウイルスの影響等により評価できないもの)	—

基本目標1 自然環境の保全

取組の進捗状況と評価

伊太田代地区とその近隣における猛禽類*の生息・繁殖活動件数で目標値を達成しているほか、河川や環境保全型農地*の実施、愛護団体の団体数が維持されている一方、森林や農地の荒廃が進行しています。

取組の方向	指標名	平成29年度 基準値	数値の推移			令和4年度 最終目標	評価
			令和元年度	令和2年度	令和3年度		
1-1 川や水を守る	上水道有収率 (旧島田市上水道)	76.1%	75.0%	73.9%	73.9%	79.0%	C
	河川愛護団体数	14 団体	14 団体	14 団体	14 団体	18 団体	B
	雨水浸透施設 設置助成件数 (累計)	407 件	409 件	409 件	415 件	500 件	B
	大井川の水環境 に対する市民の 関心度	67%	57.1%	70.6%	35.0%	70.0% (令和3年)	C
1-2 森林を守る	森林整備面積 (年間)	226.3ha	229.6ha	202.7ha	191.85ha	310ha	C
1-3 農地を守る	再生が可能な 荒廃農地面積 (年度末時点)	36.1ha	47.9ha	48.6ha	39.2ha	30.0ha (令和3年)	C
	認定農業者数* (年度末時点)	384 人	385 人	387 人	371 人	402 人	C
	環境保全型農 業実施面積	25ha	36ha	37ha	41ha	55ha	B
1-4 自然との ふれあい や多様な 生き物を守る	自然体験教室 の参加者数	989 人	776 人	236 人	289 人	950 人	—
	公園愛護会登 録団体数	47 団体	47 団体	47 団体	49 団体	49 団体	B
	伊太田代地区 とその近隣に おける猛禽類 の生息・繁殖活 動件数(毎年3 月時点)	3件	4件	2件	3件	3件 (令和3年)	A

課題

●上水道施設の維持及び川と水を守る活動の支援

上水道の有収率の向上のため、施設の維持が課題となっています。

また、河川愛護活動の支援や県・流域関係市町との連携による水辺づくりのほか、雨水浸透施設の助成についてPRの手段等の見直しをしながら普及に努めるなど、川と水を守る活動の支援が課題となっています。

●二酸化炭素吸収源としての森林の保全・整備

カーボンニュートラルに向けたCO₂吸収源としての役割を踏まえ、成熟期の木の伐採し、若齢木を植えるなど、森林の保全・整備を図ることが課題となっています。

●農地の保全と担い手の確保

農地の保全に向け、引き続き農業委員会による農地利用状況調査を実施するほか、荒廃農地の再生に対し支援する必要があります。

また、優良農地を保全するため、担い手の確保が課題となっています。

●自然とのふれあいの機会の創出

自然体験教室は感染症に対応した実施方法を検討し、活動の継続を図ることが課題です。

また、公園愛護会がない公園があることから、引き続き会の設立を図る必要があります。

伊太田代地区とその近隣における環境を引き続き良好なものとするとともに、環境活動の支援や啓発を行う必要があります。

今後の展望

大井川をはじめとする河川や豊富な森林は、本市の生活や産業に欠かせない水資源や、お茶などの農産物を生産する土壤をもたらしているほか、生き物とふれあえる場を与えています。

また、防災や減災機能のほか、二酸化炭素を吸収する機能など、多面的な機能も持ち合わせています。

これらのことを踏まえ、自然と共生する中で水と緑を守るとともに、生物多様性の保全を図ることが重要です。

基本目標2 生活環境の保全

取組の進捗状況と評価

生活環境に関する環境基準は概ね達成しており、良好な環境を維持しています。

取組の方向	指標名	平成29年度 基準値	数値の推移			令和4年度 最終目標	評価
			令和元年度	令和2年度	令和3年度		
2-1 公害対策を進める	公害苦情件数 (同年度に2回以上入った同一苦情の年間件数)	6件	5件	1件	2件	5件	A
2-2 きれいな水を守る	大井川の環境基準(BOD*)達成率	100%	100%	89%	83%	100%	C
	市内中小河川の環境基準(BOD)達成率	100%	100%	100%	100%	100%	A
	公共下水道普及率	10.9%	11.7%	11.8%	11.9%	13.7%	B
	生活雑排水処理率	61.7%	68.1%	69.1%	69.7%	66.1%	A
2-3 きれいな空気を守る	大気汚染物質の環境基準達成率	100%	100%	100%	100%	100%	A
2-4 静かな環境を守る	道路交通騒音の環境基準達成率	100%	100%	98%	100%	100%	A
	航空機騒音の環境基準達成率	100%	100%	100%	100%	100%	A
2-5 有害化学物質対策を進める	有害化学物質(地下水・土壌)の環境基準達成率	100%	100%	100%	100%	100%	A

課題

●公害苦情の長期化

公害苦情に対して、現地調査などを行っていますが、解決に至るまで長期化する傾向があります。

●水質保全の取組の推進

水質については、引き続き市内事業所や関係機関と連携しながら、工場排水の立入調査や指導など、監視を行う必要があります。

下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設全体の計画的で効率的な維持管理を図る必要があります。

また、引き続き合併処理浄化槽の設置や単独処理浄化槽からの付け替え等の取組を推進していく必要があります。

●大気汚染防止の取組の推進

県と連携した大気汚染物質の常時監視測定、工場ばい煙等の立入調査を実施しており、取組の継続が必要です。

●騒音防止の取組の推進

市内主要道路で定期的な自動車騒音と交通量の調査を行っており、監視の継続と、公共交通の利用促進等による自動車交通量の低減を図るなどの取組が必要です。

●有害化学物質による地下水・土壌汚染の防止

市と県によるダイオキシン類の監視の継続が必要です。

今後の展望

人が生活する上で、大気や水、土壌は欠かせないものであり、これらの資源を引き継ぐことが出来るよう、健全な状態を保つ必要があります。

また、良好な生活環境の維持のため、産業や市民協働などの観点も含めて、暮らしやすいまちづくりに取り組むことが大切です。

■大井川「鵜山の七曲り」と朝日段（県指定文化財 天然記念物（地質鉱物））



基本目標3 資源循環の推進

取組の進捗状況と評価

市役所でのグリーン購入調達率が向上している一方、ごみに関する指標が未達成の状況です。

取組の方向	指標名	平成29年度 基準値	数値の推移			令和4年度 最終目標	評価
			令和元年度	令和2年度	令和3年度		
3-1 3Rでごみ を減らす	生ごみ処理容器 等購入補助件数	61件	30件	34件	24件	70件	C
	市民意識調査 「ごみ・リサイク ル対策」におけ る重要度 (注1)	85.4% 92.6%	84.5% 95.4%	87.5% 97.0%	87.5% 92.2%	91.5% 93.8% (令和3年)	B C
3-2 ごみを正し く処理する	1人1日当たりご み排出量 【3-1-3-2】	852 g/人・日	881 g/人・日	871 g/人・日	844 g/人・日	824 g/人・日	B
3-3 ごみのな いまちづく りを進める	環境美化活動参 加団体数	140団体	140団体	54団体	134団体	145団体	-
	不法投棄監視パト ロール実施回数	5回/年	5回/年	5回/年	4回/年	5回以上/年	C
3-4 グリーン購 入・地産地 消を進め る	市役所でのグリ ーン購入調達率	91.4%	99.4%	95.6%	99.1%	90.0% 以上	A
	学校給食への地 場産物の導入割 合(重量ベース)	38.2%	42.8%	40.6%	27.3%	40%以上	C

注1 市民意識調査において「重要」「やや重要」と答えた人の割合
上段：全体のうちの割合 下段：「わからない」や無回答を除いた割合

課題

●ごみの発生抑制に向けた取組の推進

マイグッズ運動*や生活用品活用バンク*の利用促進、資源回収のほか、生ごみ処理容器の無料貸出や動画配信等によるPRを行っているところですが、さらなる認知度の向上を図る必要があります。

また、ごみに関する意識から行動につながるよう、引き続き3R*に関する啓発活動や、市民のごみ減量・リサイクルへの取組を支援していくことが大切です。

●市民と共に進める環境美化活動の推進

環境美化の意識高揚を図るため、引き続き活動を支援する必要があります。

また、今後とも不法投棄監視パトロールを実施するほか、不法投棄をしないよう市民・事業者へ啓発を図る必要があります。

●グリーン購入*と地産地消のさらなる推進

市役所でのグリーン購入について、指針に基づき取組を維持していくことが大切です。

また、関係課と連携し、地産地消、食育の観点からの取組により地場産物の消費拡大、食事による健康増進につなげることが大切です。

今後の展望

これまで取り組んできたごみの適正処理、不法投棄の防止、ごみの発生抑制、資源の再利用、リサイクルなどといった取組を継続的に推進するとともに、食品ロスの削減、プラスチックごみの発生抑制、シェアリングエコノミー、サーキュラーエコノミーなどの取組を含めた、資源の循環を基調とした生活環境づくりに取り組むことが大切です。

基本目標4 地球環境の保全

取組の進捗状況と評価

1人当たり二酸化炭素排出量の減少や島田市役所の温室効果ガス総排出量の削減、COOL CH OICE*の取組が進む一方、事業者のエコアクション21*の認証取得が進んでいない状況です。

取組の方向	指標名	平成29年度 基準値	数値の推移			令和4年度 最終目標	評価
			令和元年度	令和2年度	令和3年度		
4-1 地球温暖化対策を進める	1人当たり二酸化炭素排出量	10.0t-CO ₂ /年 (2014年)	9.4t-CO ₂ /年	9.3t-CO ₂ /年	9.3t-CO ₂ /年 (2017年)	9.4t-CO ₂ /年 (2022年)	A
	島田市役所の温室効果ガス総排出量	29,919 t-CO ₂ /年	29,695 t-CO ₂ /年	28,480 t-CO ₂ /年	27,554 t-CO ₂ /年	27,078 t-CO ₂ /年	B
	家庭版環境マネジメント事業*参加人数	1,055 人/年	1,021 人/年	784 人/年	1,217 人/年	1,000 人/年	A
	エコアクション21 認証取得事業所数(累計)	79 事業所	79 事業所	79 事業所	79 事業所	84 事業所以上	C
	市民意識調査「地球環境対策や自然環境の保全」における重要度(注1)	73.7% 86.3%	72.5% 92.8%	75.3% 93.3%	76.2% 75.9%	77.2% 85.6% (令和3年)	C

取組の方向	指標名	平成29年度 基準値	数値の推移			令和4年度 最終目標	評価
			令和元年度	令和2年度	令和3年度		
4-2 省エネルギーを進める	島田市役所の電力使用量	28,216 MWh/年	27,829 MWh/年	27,734 MWh/年	29,033 MWh/年	26,800 MWh/年	C
	COOL CHOICE賛同者数(累計)	848人	2,125人	2,506人	3,199人	3,000人	A
4-3 新エネルギー・再生可能エネルギーの利用を進める	蓄電システム導入助成利用件数(累計)	—	49基	116基	208基	80基	A
	廃食用油回収量	6,200 ℓ/年	7,250 ℓ/年	6,900 ℓ/年	6,750 ℓ/年	7,000 ℓ/年	B
4-4 低炭素型まちづくりを進める	公用車への低公害車導入割合	85.1%	87.8%	87.8%	91.2%	100%	B
	コミュニティバス利用者数	240,036人	250,214人	186,081人	162,037人	250,000人	—
	市役所ノーカーデー*の実施率	70.5%	70.5%	60.7%	60.3%	75%	C
	生け垣づくり補助件数(累計)	1,138件	1,152件	1,152件	1,162件	1,197件	B

注1 市民意識調査において「重要」「やや重要」と答えた人の割合
上段：全体のうちの割合 下段：「わからない」や無回答を除いた割合

課題

●みんなで取り組む地球温暖化対策の意識の醸成

地球温暖化対策として、省エネルギーに加えて、再生可能エネルギーによる創エネルギーにも取り組み、カーボンニュートラルを目指すことが大切です。

また、事業所に向けては、エコアクション21認証取得を、広報や商工会議所等を通じて募集しているものの応募が少ない状況であり、事業者へ説明会やセミナー等を行うことで取得を促す必要があります。

今後建設される公共施設においては、温室効果ガス排出を削減する方針の策定と実践が求められます。

●省エネルギーに向けた取組の推進

公共施設の省エネルギー化について、照明器具のLED化、新たな施設建設時の省エネルギー機器の導入検討を進めており、更に取組を進める必要があります。

市民や事業者が、省エネルギー型の設備・機器、ZEB*やZEHなどの省エネルギー型の建築物、再生可能エネルギー設備を導入していくことが重要です。

また、COOL CHOICEについて、ホームページやFMしまだ等での広報、環境教育・環境学習時、イベント時に啓発を進めており、今後も積極的な啓発が必要です。

●創エネルギーに向けた取組の推進

太陽光、風力、水力、バイオマス*等再生可能エネルギーの普及啓発のほか、積極的な活用を図ることが課題です。

●ゼロカーボンシティのまちづくり

地球温暖化防止につながる緑化について、生け垣づくりの補助制度の啓発が必要です。

また、グリーンカーテン*の設置支援や、一定以上の土地利用に当たって緑地を確保するよう指導するなどの取組を推進する必要があります。

社会資本整備や土地利用、防災対策において生物多様性との調和を図ることが出来るよう、自然環境が有する多様な機能を活用した、持続可能で魅力あるまちづくりを進めることが大切です。

市役所の取組として、公用車については、電動車の導入を推進するとともに、職員については、ノーカーデーの実施を推進する必要があります。

今後の展望

市民・事業者・行政が連携・協力しながら、地域経済の成長と環境保全との両立、新たな技術等の調査・研究・普及推進などの取組を通じて、すべての市民が一体となってゼロカーボンシティを目指していくことが大切です。

◆COOL CHOICE

COOL CHOICEとは、CO₂などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしようという取組です。

本市では、平成29年4月11日に「島田市COOL CHOICE宣言」を行い、市民一人ひとりが自覚し、環境への負荷の少ない社会の構築を目指して行動できるよう、率先して取り組んでいます。

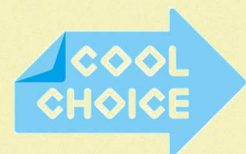
■これまでに本市で実施している主な取組

- ・家庭や地域のエコリーダーを育成する小学生向けの温暖化対策のプログラムである「アース・キッズ事業」
- ・市の環境人材バンクに登録された環境教育・環境学習に知識や技能を持つ方を環境に関する講座や体験教室を開催する団体や学校などに派遣する「環境人材バンク事業」
- ・自ら居住する住宅に省エネルギー設備（蓄電池、燃料電池）を設置する選択をされた方に対する補助金や、家庭から出る生ゴミを家庭の中で減量しようと行動する方への「生ごみ処理容器等」への補助金

■ゼロカーボンアクション

脱炭素社会の実現には、一人ひとりのライフスタイルの転換が重要です。できるところから、「ゼロカーボンアクション」に取り組んでいきましょう。

コラム



未来のために、いま選ぼう。



ひとりひとりができること

ゼロカーボン アクション30



出典：環境省

基本目標5 環境教育・環境保全活動の推進

取組の進捗状況と評価

近年の新型コロナウイルス感染症による影響があるなか、環境学習講座の受講者数の増加や、環境課ホームページへのアクセス数に伸びが見られ、これらは目標値を大きく超えています。

取組の方向	指標名	平成29年度 基準値	数値の推移			令和4年度 最終目標	評価
			令和元年度	令和2年度	令和3年度		
5-1 環境教育・ 環境学習を 充実させる	アース・キッズ 事業参加者数 (累計)	2,639人	3,692人	4,073人	4,561人	5,140人	B
	環境学習講座受 講者数(累計)	67人	119人	119人	292人	142人	A
	環境に関する出 前講座開催数	1回	3回	2回	2回	5回	B
	田代環境プラ ザの見学者数	1,098人	1,078人	793人	1,248人	1,500人	B
5-2 環境情報を 発信する	環境課ホーム ページアクセス数	99,953件	183,827件	224,203件	225,066件	100,000件	A
5-3 環境保全 活動を活 発にする	しまだエコ活動* 登録件数(累計)	26件	26件	26件	26件	30件	B

課題

●持続的な環境学習の場の提供

各自然体験教室の開催、アース・キッズ事業など多様な機会を通じて、誰もが環境学習を行えるような場所づくりと、環境学習を担う人材の確保・育成が大切です。

●環境に関する意識啓発と情報提供の推進

多様なメディアを用いて環境情報の収集と発信、啓発を行い、環境に対する意識の高揚を図ることが大切です。

今後の展望

市民・事業者・行政のパートナーシップの構築と、子どもから大人まで環境について学べる場を充実させることにより、多様な主体と協働しながら行動できるひとづくりに努めることが大切です。

第9節

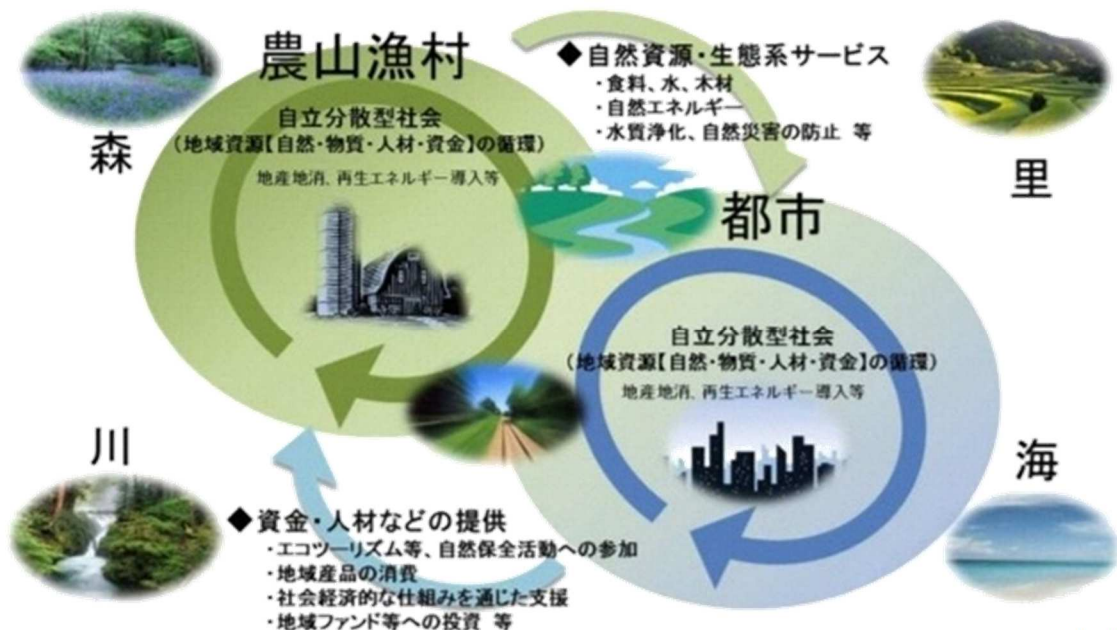
環境に関する課題と共に解決が望まれる地域課題

国の第五次環境基本計画で提唱された「地域循環共生圏」とは、美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方であり、その創造によりSDGsやSociety5.0の実現にもつながるものです。

この考え方にに基づき、前節までにあげた環境に関する課題と共に解決が望まれる地域課題として、以下が考えられます。

地域課題	具体的な例
人口減少	働く場所、暮らしやすさの確保等による若者流出防止と地域に応じた人口バランスの確保、公共施設のストックの適切な維持・管理・整備
観光	東海道の宿場町や蓬莱橋、お茶など島田市が持つ地域資源を活用した観光の振興を通じて、歴史的景観や自然の保全への意識を高める
安全・安心	災害の頻発化・激甚化に伴う防災対策や、熱中症などのリスク対策の継続・維持
工業	新東名高速道路島田金谷インターチェンジ周辺への企業誘致等の産業・情報基盤の更なる整備
くらし	コンパクト・プラス・ネットワーク*のまちづくり、歩行者にやさしい街路、空き家・空き店舗のリノベーション支援などまちの資産価値の向上
労働	地域資源を活かした多様な働き方の推進(サテライトオフィス*、テレワーク等)
福祉	地域内の多様な主体が「我が事」として、人と人、人と資源が「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現

■地域循環共生圏のイメージ



出典：環境省

第3章 目指すべき将来像・基本方針

第1節

目指すべき将来像

島田市は、大井川をはじめとした水と緑の自然豊かなまちであり、自然の恵みはお茶などの産業の賑わいをもたらすとともに、街道の文化の形成、人々の温かな繋がりなどをもたらし、市民の暮らしを紡いできました。

私たちは、これまで紡いできた豊かな自然と暮らしを持続可能なものにするため、「ゼロカーボンシティ」の実現を目指し、水と緑と生物多様性の保全、食料とエネルギーの地産地消、ごみをできるだけ出さない循環型の生活に取り組んで、未来の活力を創造していくことが重要です。

以上を踏まえ、目指すべき将来像を以下のとおり設定します。

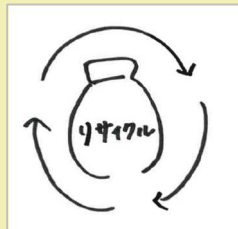
大井川が育む 豊かな自然と暮らしを紡ぐ循環共生都市 しまだ

～未来を拓き活力を創造するゼロカーボンシティ～

本計画では、目指すべき将来像を分かりやすく伝えるためにイメージ図（キービジュアル）を作成しました。このキービジュアルは、市民会議でのワークショップを通じて、将来の島田市のイメージを市民とともに検討し、設定しました。

■市民会議であがった、キービジュアルへの提案（例）

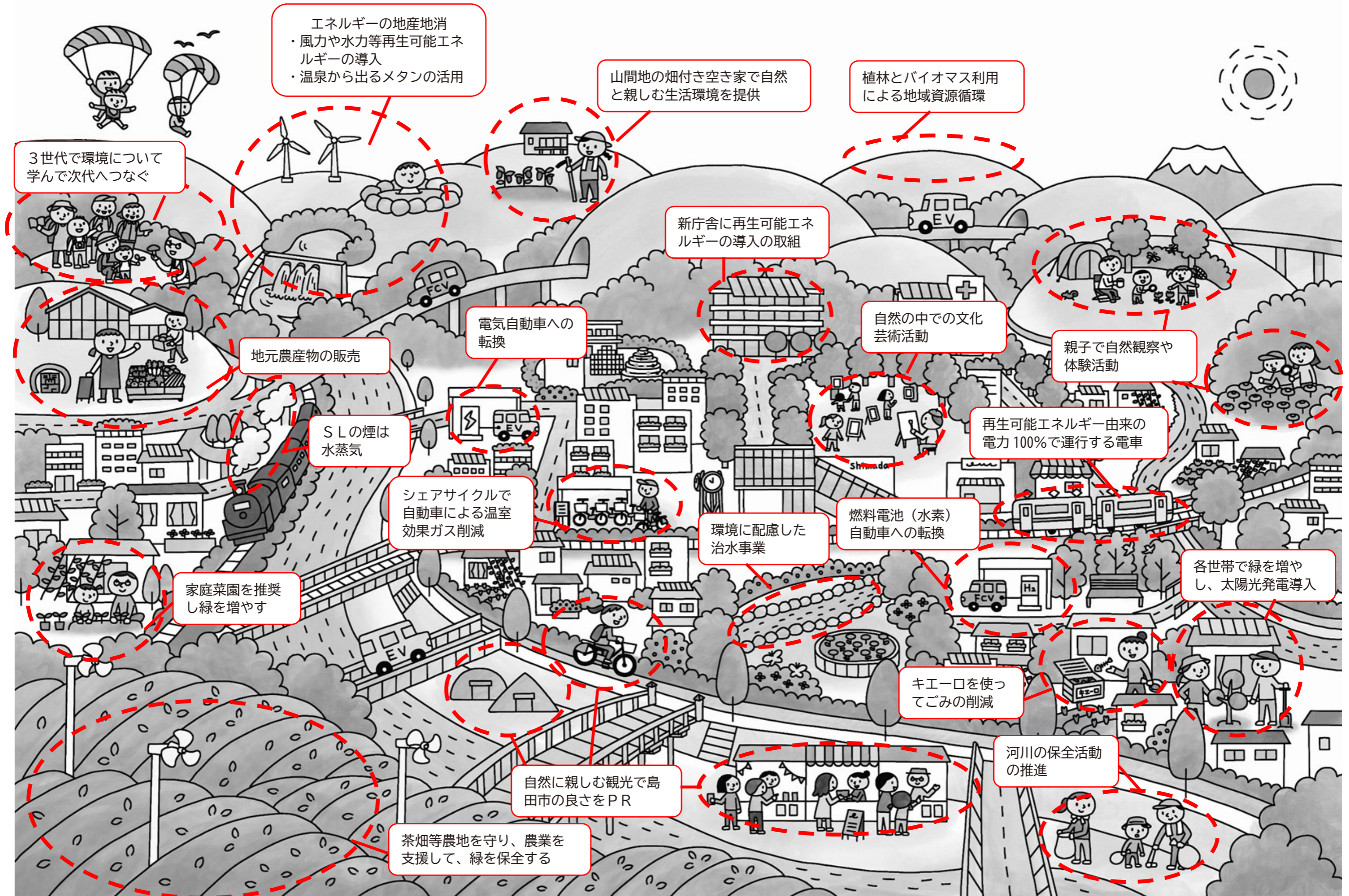
- ・ キーホールを使っている様子
- ・ シェアサイクル
- ・ 電気自動車
- ・ 地元の農家が作った野菜をスーパーで売る
- ・ 自然に親しむ観光（キャンプ、自然体験、サイクリング）
- ・ 山間地の畑付き空き家
- ・ 家庭菜園の推奨
- ・ 島田市の良さを知ってもらう（河川敷・蓬莱橋等）
- ・ 市域全体を緑豊かに
- ・ まちと自然の一体化



大井川が育む 豊かな自然と暮らしを紡ぐ循環共生都市 しまだ ～未来を拓き活力を創造するゼロカーボンシティ～



○キービジュアルに取り入れた市民会議からの意見



第2節

ゼロカーボンシティを実現した島田市の将来の姿

目指すべき将来像を実現するためには、そのイメージを具体的に持つことが重要です。前節では、2050年の島田市の自然や暮らしを中心にイメージした図を示しました。本節では、ゼロカーボンシティを実現した2050年の島田市がどのような社会になっているかを、社会の仕組みの変化や技術の進展を中心にイメージするため、静岡県「第4次静岡県地球温暖化対策実行計画」や公益財団法人地球環境戦略研究機関の報告書「ネット・ゼロという世界-2050年 日本(試案)-」を参考に、将来の島田市の姿を描きました。

(1) 部門ごとのエネルギー消費状況

各エネルギー需要部門での取組で、エネルギー消費量が大幅に(2018年度比30~40%)低減されています。

【社会システムの変革】

部門	2050年の姿
全般	<ul style="list-style-type: none">・再生可能エネルギーが社会の隅々の実装され、主力電源となっています。・電力部門を交通部門や熱部門などと連携させ、部門横断でエネルギーの需給管理を行うセクターカップリング*が行われ、バーチャル・パワー・プラント(VPP)*や蓄電池などの技術を使って、再生可能エネルギーによる需給調整が柔軟に行われています。・価格の安さだけでなく、環境面での価値が重視され、供給されるモノやサービスが大きく変化しています。・リユースやリサイクルが定着し、「捨てる」ことのコストが個人レベルで適切に認識されています。また外部性(処理費用等)が価格・手数料などに組み込まれるなど制度面での対応などと相まって、個人においては、使い捨てるの習慣から、社会レベルでは、大量廃棄するシステムからの脱却が図られ、高度な循環型社会が実現しています。
産業	<ul style="list-style-type: none">・電子化、シェアリング、長寿命化の進展、材料効率の改善などにより社会生活の脱物質化が進み、鉄、アルミ、セメント、紙など、素材の需要が2050年には全体として15%減少しています。・ゼロカーボンシティという新たな社会の構築のために、新たな産業や雇用が生まれています。・金融機関や取引先の要望により、企業の事業は、脱炭素およびSDGsと整合することが前提となっています。
運輸	<ul style="list-style-type: none">・カーシェアリング*、MaaS*の導入による人の移動の変化、モーダルシフト*等による貨物輸送の効率化などが進展し、自動車を含む全機関における旅客・貨物輸送量は2050年には20%減少しています。

【技術対策の進展】

部門	2050年の姿
産業	<ul style="list-style-type: none">・2050年には、低炭素工業炉や産業用モーターやコージェネレーションなどの導入促進により、製造業におけるエネルギー効率が全般的に20%向上しています。・紙パルプ産業において主にエネルギーを必要とする蒸解行程では、電化(ヒートポンプの利用など)、水素利用、バイオマス利用によって脱炭素化が達成されています。・鉄鋼、化学、セメントなどのエネルギー集約産業において電化、水素利用、CCU/CCS技術の利用、バイオマス利用など脱炭素型の製造技術が標準装備され、適切な生産が行われています。

部門	2050年の姿
業務 及び 家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅やオフィスにおいては、建て替えやリフォームが進み、高断熱、屋上・壁面太陽光、高性能エアコンを含むヒートポンプといったエネルギー利用効率の向上を促す技術や製品利用と親和性の高いオール電化(IHクッキングヒーター等)が普及し、すべての住宅・オフィスからのCO₂の排出はゼロとなっています。 ・電化によるエネルギー利用に切り替えられています。古い家は建て替え、改築により断熱性能が向上し、冬場でも、暖房用に灯油やガスヒーターを使わず、エアコンや地中熱の活用だけで足りています。 ・集合住宅や業務用ビルは、CLT(集成材)を利用した木材と鉄の構造により、建材の9割を木材とする高層建築物も一部実現化しています。
運輸	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の電動化が進んでいます。 ・乗用車では、2035年には新車ベースで100%、2050年には保有車のすべてが電動化されています。 ・貨物車では、2030年には新車ベースで35%、2050年には保有車の8割以上が電動化されています。

(2) エネルギー供給の状況：燃料の転換

- ・2050年には、暮らしや産業活動に必要なエネルギーの大半を再生可能エネルギーで賄うことができるようになっていきます。
- ・電気へのエネルギー転換が困難な分野では、バイオ燃料*、水素や水素を利用した合成燃料・ガス、アンモニア等の脱炭素エネルギーの利用が進んでいます。

(3) 非エネルギー起源の部門

部門	2050年の姿
廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・3R対策の推進による廃棄物処理量の削減が進んでいます。 ・廃プラスチックの材料リサイクル*及び、プラスチックの脱石油化(バイオマス利用)が拡大しています。 ・廃棄物焼却施設にCO₂回収装置が装備されています。
代替フロン	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化係数*が低いガスへの転換が進んでいます。 ・空調・エアコン、冷凍冷蔵装置・冷蔵庫等からの使用時漏洩防止が徹底され、使用済み代替フロンの適正回収・処理が徹底されています。
メタン対策	<ul style="list-style-type: none"> ・水田及び畜産由来のメタン対策が進んでいます。

(4) 吸収源の状況

- ・森林によるCO₂の吸収量を維持しています。
- ・都市緑化の対策が進んでいます。
- ・CCUS(二酸化炭素回収・有効利用・貯留)*やBECCS(二酸化炭素回収・貯留付きバイオエネルギー)*さらにはDACS(二酸化炭素直接空気回収・貯留)*の活用が進んでいます。

資料：第4次静岡県地球温暖化対策実行計画、ネット・ゼロという世界-2050年 日本(試案)-

脱炭素の取組を通じた地域活性化

脱炭素の取組は、産業、暮らし、交通、公共等のあらゆる分野で、市民・事業者・行政がそれぞれ主役になり、再生可能エネルギー等の地域資源を最大限活用することで、CO₂削減だけでなく、経済を循環させ、防災や暮らしの質を向上させる等の地域の課題をあわせて解決できるものです。

そのため、目指すべき将来像を実現するための基本方針として「脱炭素の取組を通じた地域活性化」を掲げ、具体的には以下の3つの視点から取り組むこととします。

(1) エネルギー効率向上と再生可能エネルギーの導入促進

事業者や家庭等におけるエネルギー効率を向上させる取組を一層促進するとともに、太陽光、風力、水力、バイオマスなどの再生可能エネルギーについて、調査・研究しながら導入を促進します。

(2) 環境政策に取り組む各主体の取組の実施と連携・協働

啓発等により、一人ひとりの環境配慮に関する行動変容を促しつつ、市民・事業者・行政の主体的な取組実施と、各主体の連携・協働を促進します。

(3) 自然と人が共生する豊かな環境の継承

環境保全の取組を推進するとともに、環境教育を充実させ、自然と人が共生する豊かな環境を継承していきます。

第4節

ゼロカーボンシティ戦略

(2050年脱炭素までのロードマップ)

(1) 基本的な考え方

温室効果ガスは主に化石燃料の使用により排出されるため、ゼロカーボンシティを実現するためには、化石燃料を極力使わず、再生可能エネルギーを使うように転換していく必要があります。

①エネルギー効率の向上

エネルギー効率を向上させてエネルギー使用量を削減します。我慢してエネルギーを使わないのではなく、設備や機器に投資し、少ないエネルギーで同様の効果をあげる効率化が重要です。

②再生可能エネルギーの導入・利用促進

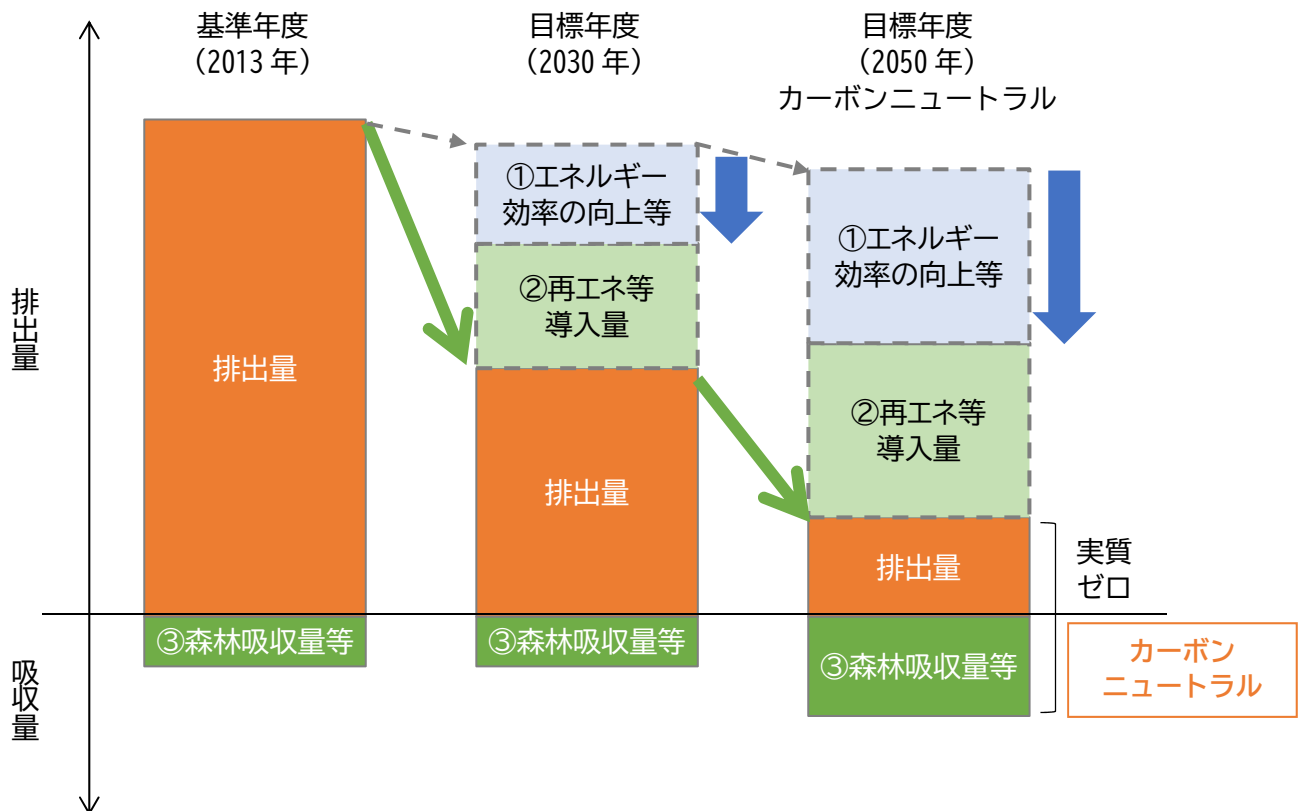
再生可能エネルギーを導入していくとともに、使用するエネルギーを化石燃料から電気へ転換し、再生可能エネルギーで作られた電気や熱の利用を拡大します。

③吸収源対策の推進

森林保全及び森林整備を行い、森林による二酸化炭素の吸収量を維持・増加します。

①、②により温室効果ガスの排出を削減した上で、削減できない分は③の森林などで吸収し、実質ゼロにします。

■ゼロカーボンシティの実現に向けた温室効果ガス削減のイメージ



(2) 温室効果ガス排出量削減目標（短期目標と最終目標）

令和 12(2030)年度の目標(最終目標)は、基準年度比で 46%以上の削減とします

本市における温室効果ガス排出量について、現状のまま特に削減対策を講じない場合の「現状趨勢ケース」を推計した結果、2030 年度の温室効果ガス排出量は 813.4 千 t-CO₂となる見込みで、2013 年度比では 24.9%削減となりました。

これを踏まえ、本市の将来像「ゼロカーボンシティの実現」の実現に向けた道筋を作る「バックキャスト型*アプローチ」により温室効果ガスの削減目標を検討しました。削減見込み量は、国の「地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠」に掲げている対策項目とその削減見込量をベースに算定し、対策項目のうち、国と連動した取組は、島田市分を人口・世帯、製造品出荷額、床面積など、関連指標の按分により算定しています。森林吸収量については、静岡県を参考としているほか、再生可能エネルギーについては、太陽光、陸上風力、中小水力（河川）、太陽熱、地中熱に導入ポテンシャル*があるとされており、今後導入を図ることが大切です。

以上の検討の結果、本市の 2030 年度に達成しておくべき温室効果ガス排出量の目標を、基準年度（2013 年度）比で 46%以上の削減とします。

この高い目標を達成するためには、これまでの延長線上の取組だけでなく、今後約 10 年間の先導的な取組が非常に重要であることから、市民・事業者・行政の各主体と連携して率先して取り組みます。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響を除くため、2018 年度を現状値としています。算定には環境省の「区域施策編目標設定・進捗管理支援ツール」を用いました。

■温室効果ガス排出量削減目標

単位：千 t-CO₂、%

項目	基準年度 H25(2013) A	現状値 H30 (2018)	現状趨勢ケース (2030) B	削減見込量 (2030) C	排出量 (2030) D=B-C	削減率 (D/A)-1
産業部門	531.8	473.1	423.0	125.7	297.2	△44.1
家庭部門	140.0	114.1	102.0	30.6	71.4	△49.0
業務その他部門	142.5	103.3	92.3	27.7	64.6	△54.7
運輸部門	244.9	197.2	176.3	45.4	130.9	△46.5
廃棄物処理部門	14.9	14.5	13.0	3.0	10.0	△32.9
農業部門	2.6	2.5	2.2	0.5	1.7	△34.6
代替フロン類	5.8	5.1	4.6	1.1	3.5	△39.7
排出量合計	1082.8	909.8	813.4	234.0	579.4	△46.5
(参考)森林吸収量	(21.1)	(21.7)	-	(26.3)	(△26.3)	

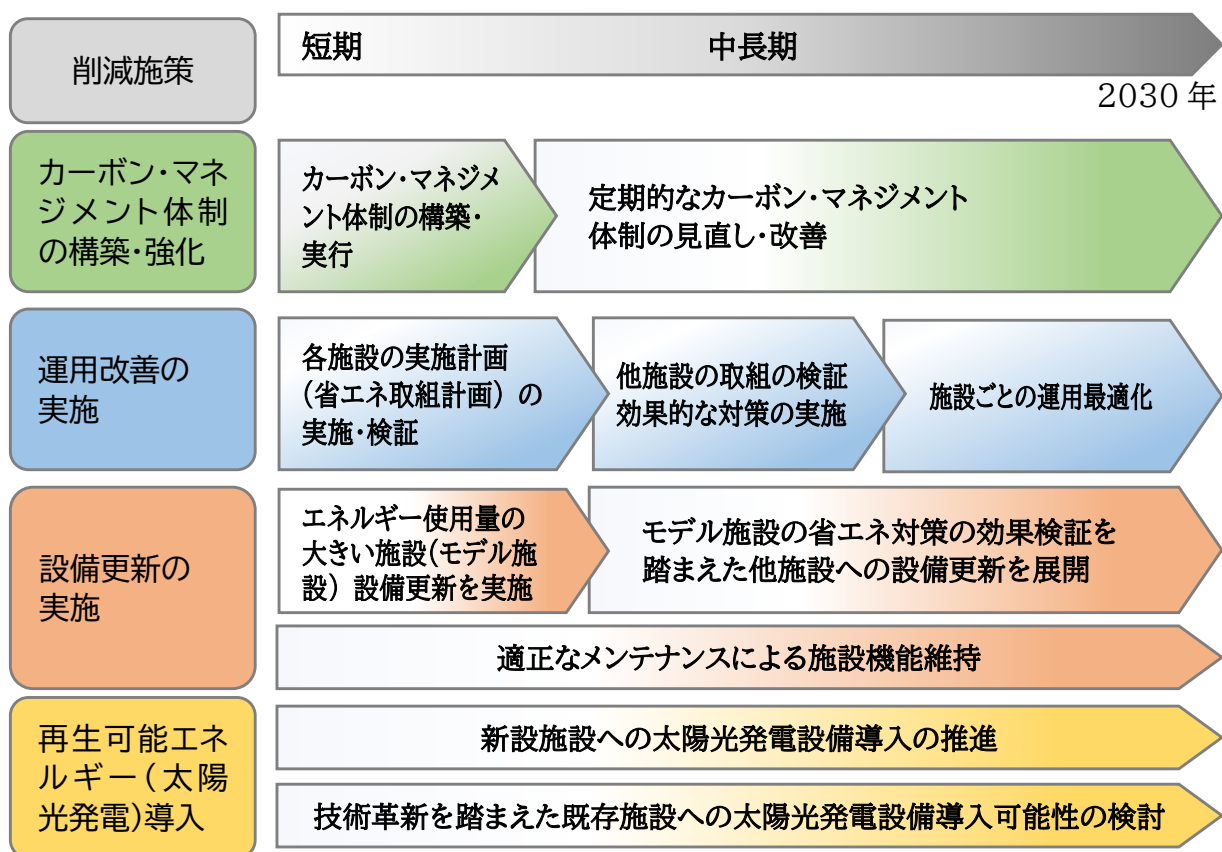
■本市の再生可能エネルギー導入ポテンシャル

	設備容量(MW)	年間発電電力量(GWh)
太陽光(建物系)導入ポテンシャル	414	589.0
太陽光(土地系)導入ポテンシャル	503	711.0
陸上風力導入ポテンシャル	159	388.0
中小水力(河川)導入ポテンシャル	1.46	8.8

導入ポテンシャル(億 MJ/年)	
太陽熱導入ポテンシャル	5.05
地中熱導入ポテンシャル	37.79

資料：環境省「再生可能エネルギー情報提供システム」

■2050年脱炭素までのロードマップ



◆地元企業等との協定に基づく取組

令和2年7月に島田ガス株式会社、静岡ガス株式会社、静岡ガス&パワー株式会社と「SDGsを先導し持続可能なまちづくりを推進する電力供給等業務に関する協定」を締結し、公民連携による持続可能なまちづくりを目指します。

(協定の内容)

- ・施設への電力供給及び電力調達コストの削減

(付加提案)

- ・太陽光発電設備の設置による自家消費電力の供給販売（PPA*モデル）
- ・蓄電設備の設置による停電時の電源供給
- ・省エネルギー診断
- ・自家発電設備余剰電力の地域内活用
- ・新庁舎建設計画への付加価値提供
- ・市民発電電力の買取り・公共施設への供給による地域経済循環の創出



目指すべき将来像

大井川が育む 豊かな自然と暮らしを紡ぐ循環共生都市 しまだ
～未来を拓き活力を創造するゼロカーボンシティ～

目指すべき将来像を 実現するための基本方針

脱炭素の取組を通じた地域活性化

- ・エネルギー効率向上と再生可能エネルギーの導入促進
- ・環境政策に取り組む各主体の取組の実施と連携・協働
- ・自然と人が共生する豊かな環境の継承

ゼロカーボンシティ戦略 (2050年脱炭素までのロードマップ)

- エネルギー効率の向上
- 再生可能エネルギーの導入・利用促進
- 吸収源対策の推進

温室効果ガス排出量削減目標

2030年度の目標
2013年度比で46%以上の削減

目指すべき将来像を 実現するための施策

取組1
脱炭素社会への挑戦

取組2
循環型社会の構築

取組3
自然との共生

取組4
くらし環境の向上

取組5
環境教育・活動の充実

第4章 目指すべき将来像を実現するための施策

第1節

施策の体系

取組	基本施策	施策
取組1 脱炭素社会への挑戦 【地球温暖化対策実行計画・気候変動適応計画】	1-1 エネルギー効率の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭部門のエネルギー効率向上 ・産業・業務部門のエネルギー効率向上 ・運輸部門のエネルギー効率向上
	1-2 再生可能エネルギーの導入・利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に裨益*する(地域主導型・協働型)再生可能エネルギーの導入促進
	1-3 総合的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・吸収源対策 ・環境配慮行動の促進 ・連携・協働
	1-4 地球温暖化への適応	<ul style="list-style-type: none"> ・農林業に関する適応策 ・水環境・水資源、自然生態系、自然災害に関する適応策 ・人の健康や生活に関する適応策
取組2 循環型社会の構築	2-1 ごみ減量・資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別、減量化の推進 ・3Rの推進
	2-2 サーキュラーエコノミー・シェアリングエコノミーへの移行促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの資源化 ・シェアリングの推進 ・資源循環の促進
	2-3 廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理施設の適正な運用 ・ごみのないまちづくりの推進
取組3 自然との共生	3-1 自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・健全な水循環の確保 ・緑地の保全 ・森林の保全・再生 ・農地の保全
	3-2 生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・生物の保全・管理 ・自然とのふれあいの促進 ・生態系の保全 ・里地里山の保全
取組4 暮らし環境の向上	4-1 生活環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・水資源の保全 ・大気の保全 ・良好な生活環境の確保
	4-2 ストックとしての価値の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・コンパクト・プラス・ネットワークなまちづくり ・ウォークアブルなまちづくり* ・グリーンインフラ*やEco-DRR*の推進
取組5 環境教育・活動の充実	5-1 環境に関わる学びの推進と活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育の推進 ・人材育成 ・環境情報の発信・活用

取組 1 脱炭素社会への挑戦

【地球温暖化対策実行計画（区域施策編）・気候変動適応計画】



指標	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和14年度)
市域全体における温室効果ガスの年間排出量	909.8 千 t-CO ₂	579.5 千 t-CO ₂ 以下

1-1 エネルギー効率の向上

家庭部門

住宅の高断熱・高气密化、家庭用機器の高効率化、ライフスタイルの転換の促進に向け、情報提供や補助制度の創設を検討します。

市民の環境配慮行動を啓発します。

産業・業務部門

省エネルギー設備・機器の導入、店舗・業務用ビルのZEB化の推進に向け、情報提供や補助制度の創設を検討します。

また、公共施設の改修の機会を活用した積極的な省エネ化・ZEB化、未利用熱の利用に努めます。

事業者に対して、エコアクション21の認証取得支援や気候変動に対応した経営戦略の開示(TCFD)、脱炭素に向けた目標設定(SBT)、電力を100%再生可能エネルギーで賄う取組(RE100)等、脱炭素経営への転換についての情報提供を行います。

運輸部門

電気自動車などの次世代自動車の普及とゼロカーボンドライブ*の普及を推進します。

賑わい交流拠点整備の乗換利便性を向上させ、パーク&ライド*を推進するほか、環境負荷の低い交通手段への転換を図ります。

1-2 再生可能エネルギーの導入・利用促進

地域に裨益する（地域主導型・協働型）再生可能エネルギーの導入促進

「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、再生可能エネルギーの活用について、調査検討を行い再生可能エネルギーの導入目標を定めます。その上で、地域での再生可能エネルギー設備の導入につなげます。

P P Aモデルやリース契約による初期投資なしでの屋根等への太陽光発電設備の導入などによる公共施設への太陽エネルギー利用設備の設置に努めるほか、ごみ焼却施設の廃熱や温泉付随ガスを利用して発電し、エネルギーの有効利用を図ります。

家庭への太陽光発電設備の導入促進のため、県が実施する太陽光発電設備の共同購入事業や0円ソーラー事業の情報発信を行います。

また、定置型蓄電池や電気自動車・プラグインハイブリッド車（EV・PHEV）、給湯機器等と組み合わせることによる再生可能エネルギーの利用の拡大を図ります。

1-3 総合的な取組

吸収源対策

市域から排出される温室効果ガスの削減に向けて、その吸収源となる森林・緑地の保全・整備を推進するとともに、スマート林業*について調査研究を行います。

また、大井川流域産材を活用した新築木造住宅に対する支援を促進します。

公共施設や道路、工場敷地内の緑化などのグリーンインフラの導入を推進するほか、緑地の確保や生け垣づくりの支援等みどり豊かなまちづくりを進めます。

環境配慮行動の促進

市民への環境配慮行動や地産地消を啓発するとともに、市役所でのグリーン購入調達を推進します。

また、地産地消に関する情報を提供して消費者の関心を高めるとともに、各種イベントや学校給食を通して地場産物の消費拡大を図ります。

連携・協働

地球温暖化対策の推進のため、（仮称）ゼロカーボンシティ推進協議会を設置し、情報共有と事業の加速を図ります。

1-4 地球温暖化への適応

農林業に関する適応策

- ・国・県等の情報を基に、気候変動による林業への影響について把握できるよう検討していきます。

水環境・水資源、自然生態系、自然災害に関する適応策

- ・今後の影響を考え、大井川地域地下水協議会が行う湧水量調査に協力します。
- ・地下水涵養のため、雨水浸透施設の普及に努めます。
- ・表流水は季節変動を受けやすいため、渇水期に不足が生じた際には予備水源からの取水による補完を検討します。
- ・野生鳥獣による農作物被害状況報告に基づき、気候変動の影響についても検討していきます。
- ・外来種については情報不足のため、現状の調査を行うほか、新たに特定外来生物が発見された場合は県と情報共有し、対応を検討していきます。
- ・洪水ハザードマップを作成・配布し、洪水のリスク周知を行うとともに、市独自で水位計を設置して市民が自ら避難の判断ができるよう情報提供を行います。
- ・地区の防災マップ作成の推進・援助をして、地域の危険箇所を住民に周知します。
- ・治山・林道施設の整備を推進し、森林を有する水源涵養、山地災害の防止等の公益的機能の発揮を図っていきます。
- ・出前講座等を通して災害の特徴や身を守る方法を啓発するとともに、土砂災害を対象とした避難訓練を実施して人的被害の軽減に努めます。
- ・正確な情報の収集に努め、避難情報等、的確な情報提供を迅速に実施します。

人の健康や生活に関する適応策

- ・気温 35℃以上でホームページへの掲載と同報無線で熱中症に対する注意喚起を行うとともに、静岡地方気象台から熱中症警戒アラートが発表された場合ホームページを更新します。
- ・市民・事業者によるグリーンカーテンの設置を推進します。
- ・ヒトスジシマカによるデング熱などの感染症について、ホームページへ掲載し、情報提供を行います。
- ・硫黄酸化物、窒素酸化物等の大気中濃度の変化について注意し、引き続き観測を続けます。
- ・急性期・救急医療体制として、志太榛原医療圏内の4病院で連携・補完しあい診療を行います。
- ・ライフラインの断絶に備え、備蓄資機材等の整備を進めるとともに、住民自身にも備蓄の啓発を行います。
- ・災害時は早急に被害情報を把握し、迅速に道路啓開や応急復旧を実施できるような体制を整えます。
- ・歴史的価値の高い文化財や文化伝統を継承する活動を行い、自然景観の保全や保存、維持する行動を継続します。
- ・静岡県から食中毒警報が出された場合、同報無線等で注意喚起を行うとともに、ホームページの更新も行います。

取組 2 循環型社会の構築



指標	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和14年度)
1人1日当たりのごみ排出量	844g	760g

2-1 ごみ減量・資源化の推進

①ごみの分別、減量化の推進

市民・事業者に対して、日常のごみ減量に向けた取組の普及を図るとともに、市民参加型のごみ減量・資源化の取組を推進します。

また、食べきり運動や、企業・飲食店からこども食堂への食材提供などを通じて、食品ロスの発生抑制に向けた広報・啓発に努めます。

そのほか、使い捨てプラスチックごみの発生抑制、紙等の環境への影響が少ない素材への転換などの取組を、市民・事業者の様々な主体とともに推進します。

②3Rの推進

市民に対するごみ分別の普及を図るとともに、市民団体などによる自発的な資源物回収やフリーマーケット・バザーなどの活動を支援し、ごみの資源化を推進します。事業者に対しては、事業系一般廃棄物の資源化の取組の指導、事業系食品廃棄物等の資源化推進に努めます。

また、ペーパーレス化、行政手続きのDX化により、紙ごみを削減します。

コラム

◆ごみ処理の現状と課題及び解決の方向性（ごみ処理の有料化）について (環境審議会答申（一部抜粋）)

令和4年9月6日

ごみ処理の課題である「ごみ減量」は、貴市が表明する「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた効果的な取組であると同時に、市民が取り組みやすい行動であると考えますが、島田市のごみの減量化・資源化における市民に対する普及啓発は充分とは言えず、ごみ減量に対する意識が市全体に浸透していないのが現状です。

また、ごみ処理の有料化においては、国が、「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再利用の推進、排出量に応じた負担の公平性及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」と市町村の役割を定めており、ごみ減量への経済的インセンティブを提供するシステムとして「有料化」を実施する自治体が増えていることから、ごみ処理の課題解決に向けた効果的な施策の一つであると考えられます。

当審議会では、これらを総括し、まずは市民のごみ減量に対する意識の向上と行動変容を促す具体的な取組を図った上で、その経過を踏まえ、ごみ処理の有料化については検討すべきと考えます。

◆ごみ減量

田代環境プラザでは、見学時に「エコライフチェック（ごみ編）」を配布し、ごみ減量に取り組んでいます。

■エコライフチェック（ごみ編）

1	家での食事や外食時は残さず食べる。
2	材料を無駄なく使うエコクッキングを行うようにしている。
3	生ごみは水分を十分切ってから出している。
4	ペットボトル・トレイ・新聞紙・ダンボール・雑誌・食用油・古布類等は、分別している。
5	お菓子やティッシュの箱などは「雑紙」として資源ごみに出している。
6	リターナブルびん（ビールびんや酒びん等）は、販売店に返却、または地域の資源回収に出している。
7	チラシの裏面をメモ用紙にする。
8	買い物のときは、マイバックを持参する。
9	買う前に本当に必要かどうかよく考えて、環境への負担・悪影響が少ないもの、長く使えるものを選んでいる。
10	リサイクル商品や詰め替え商品を優先して購入している。
11	必要のない包装（過重包装）はことわる。
12	不用品をバザー、フリーマーケットなどに回すようにしている。
13	壊れた物は、修理して使っている。
14	マイ箸やマイボトルを持ち歩いている。
15	家族で「省エネ」・「リサイクル」・「環境問題」などの話をする。

2-2 サークュラーエコノミー・シェアリングエコノミーへの移行促進

①ごみの資源化

地域で発生した有機廃棄物の地域資源としての活用を図ります。

また、家庭から排出される生ごみの資源化を促進するため、生ごみ処理容器などの購入に対して補助金の交付を行うとともに、生ごみ資源化の手法について調査・研究を行います。

田代環境プラザでのごみ資源化（スラグ*・メタル）、食品関連事業者から排出される生ごみや剪定枝の堆肥化を推進します。

②シェアリングの推進

市民一人ひとりが持つ、モノ・場所・技能などをシェアする経済の普及について、広報紙やホームページ等を通じた啓発と市民や事業者の活動支援に努めます。

③資源循環の促進

資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指す「循環経済（サーキュラーエコノミー）」について、啓発と普及に努めます。

2-3 廃棄物の適正処理

①ごみ処理施設の適正な運用

田代環境プラザを適正に維持管理します。

②ごみのないまちづくりの推進

「ごみのない美しいまちづくり条例」に基づき、不法投棄の防止に向けて、パトロールを定期的
に実施するとともに、市民・事業者・行政の連携による監視体制の強化を図ります。

また、広報紙・パンフレット等の活用、看板掲示物等の設置を通じて、不法投棄防止のPRに努
めます。

市内一斉環境美化活動や地域住民によるごみ拾いなどの環境美化活動を推進します。

■田代環境プラザ



取組3 自然との共生



指標	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和14年度)
森林整備面積	191.85ha	310ha

3-1 自然環境の保全

①健全な水循環の確保

良質な地下水を確保するため、市街地への雨水浸透施設の整備や、雨水浸透ますの設置等を支援し、地下水の涵養を図る一方で、有害物質の地下浸透を防止の指導に努めます。

また、流域市町との広域的な連携を図り、大井川の水資源の確保と水質の保全に取り組みます。

②緑地の保全

公園・緑地について、市民参加による維持管理などを通じて、身近で利便性の高い施設づくりに努めます。

③森林の保全・再生

間伐等の森林整備に対する補助を行うなど、林業の振興と合わせた森林の保全・再生を推進します。

④農地の保全

農地集積や担い手の育成などを通じた農地の保全と農業振興に取り組み、生物多様性に配慮した農業を推進するほか、農業体験の場を提供することにより、荒廃農地を解消し、多面的機能の発揮に向けて農地の適切な維持管理を促進します。

3-2 生物多様性の保全

①生物の保全・管理

環境に配慮した開発指導などにより、野生動植物の生息環境の確保に努めます。

②自然とのふれあいの促進

自然とふれあえる場として河川や里地里山などの地域資源を生かし、授業やイベント等を通じて環境教育の推進に取り組みます。

③生態系の保全

外来種に関する情報収集や市民参加型のモニタリング調査*などにより、動植物の生息環境の状況把握に努めるほか、河川全体の自然の営みを視野に入れた多自然川づくり*の調査・研究に努めます。

生物多様性を保全するため、世界農業遺産に認定された伝統的な茶草場農法の維持、継承を推進します。

④里地里山の保全

荒廃農地対策や間伐の支援、鳥獣被害の防止など、農業や林業の振興に向けた支援を行うとともに、里地里山の保全活動を体験する機会の創出に努めます。

また、30by30 やO E C M認定について調査研究を行うとともに、事業者や団体が認定を受けられるように支援します。

コラム

◆30by30

30by30（サーティ・バイ・サーティ）とは、2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる（ネイチャーポジティブ）というゴールに向け、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標です。

国内外の研究報告で、世界の陸生哺乳類種の多くを守るために、既存の保護地域を総面積の33.8%までに拡大が必要と言われており、日本では30%までに効果的に拡大すると生物の絶滅リスクが3割減少する見込みとなっています。そこで、2021年6月のG7サミットにおいて、G7各国は自国での30by30目標を約束しました。

中心の取組は、国立公園等の保護地域の新規指定・拡張を進めていき、海域公園地区は倍増させること、企業有林や里地里山等のO E C M（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）を自然共生サイト（仮称）として、その認定制度を2023年から開始する予定となっています。

コラム

◆O E C M（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）

Other effective area-based conservation measuresの頭文字をとったもので、国立公園などの保護地区ではない地域のうち、生物多様性を効果的にかつ長期的に保全しうる地域のことをいいます。

C O P 14 で定められたO E C Mの定義に従うと、O E C Mは主に3つのパターンに分けられます。

1. 自然保護を目的に掲げているが、国が保護地域として認めていない地域

例：先住民地域共同体の保全活用地など

2. 自然保護が第1の目的ではないが、管理目的にあり自然保護に寄与する地域

例：里山（農業）、企業緑地（従業員の健康や騒音対策）など

3. 自然保護を目的に持たないが、管理の結果として自然保護に寄与する地域

例：茅場（茅を取るために火入れや刈り取りなどの管理がなされ、結果として希少植物などが生息）など

取組4 くらし環境の向上



指標	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和14年度)
大井川の環境基準(BOD)達成率	83%	80%以上

4-1 生活環境の保全

①水資源の保全

地下水の涵養に向けた森林整備を支援します。

また、水質の定点監視を継続し、調査結果を広く公表するとともに、事故などによる有害物質や油の流出の未然防止に努めます。

生活排水による水質悪化を低減させるため、事業計画が定められた公共下水道の管渠整備を推進するとともに、当該区域及びコミュニティプラントの整備地域以外は、合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽からの付け替えを促進します。

②大気の保全

市内の定点における大気質の常時監視等を継続し、調査結果を広く公表します。

③良好な生活環境の確保

公害苦情に速やかに対応するとともに、公害発生源には立入調査などの適切な指導を行います。また、事業者と環境保全協定を締結し、公害の未然防止を図ります。

4-2 ストックとしての価値の向上

①コンパクト・プラス・ネットワークなまちづくり

持続可能な都市経営を行うため、「島田市立地適正化計画」や「島田市地域交通計画」(策定中)に基づいた、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進します。

②ウォーカブルなまちづくり

既存の道路や歩道等の都市空間を活用した、居心地が良く歩きたくなるまちづくりを推進するため、道路段差の解消や歩行者、自転車走行空間の整備を推進します。

また、移動の円滑化に向け、Ma a Sの導入について引き続き調査・研究を行います。

③グリーンインフラやEco-DRRの推進

多自然川づくり、田んぼダムなど、自然環境のもつ多様な機能を人工的なインフラの代替手段や補完手段として活用するグリーンインフラや、生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)について調査・研究を行います。

取組 5 環境教育・活動の充実



指標	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和14年度)
アース・キッズ事業参加者数 (累計)	4,561人	10,000人

5-1 環境に関わる学びの推進と活動の促進

①環境教育の推進

学習指導要領に則した関係教科等での継続した環境教育や自然体験教室を実施するほか、エコクッキング*の普及、食品ロス削減の普及啓発に努めるとともに、SDGsを考慮した健康づくりに関する取組を検討します。

環境保全活動に取り組む市民・事業者を環境人材バンクに登録し、環境に関する各種講座・体験教室及び学校教育現場に派遣します。

②人材育成

環境保全に関する交流の場を提供し、環境保全活動に興味を持つ市民や団体の支援や、子どもたちの環境保全活動の推進・支援に努めます。

地球温暖化対策に取り組む新たな担い手を育成するため、アース・キッズ事業を推進します。

③環境情報の発信・活用

広報紙、ホームページなどの多様な広報媒体を活用して、環境関連情報の提供に努めます。このほか、環境月間における広報活動に取り組みます。

第5章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

(1) 計画の推進体制

本計画を着実に実行するため、市民・事業者・行政が協働して取組を行います。

また、本計画に基づく施策や取組の実施状況を環境審議会等で把握・評価し、今後の取組に活用します。

(2) (仮称) ゼロカーボンシティ推進協議会の設立

脱炭素社会の実現に向け、広く産学官の力を結集させ、地域性と事業性とが両立したエネルギー自立地域の形成が促進される事業の研究・展開の支援を目的としています。

第2節 計画の推進主体と役割

(1) 市民・事業者（市民団体、NPOを含む）

市民及び事業者は、環境への負荷を低減するとともに、自ら自発的かつ積極的に環境に関する行動を実践することが求められます。

また、市が実施する環境施策への協力、普及啓発への参加や、市と協働で事業を実施することなどが期待されます。

■市民の取組の例（市民会議より）

- ・学校での農業体験や畑づくりを通して地産地消や食品ロスについて学ぶ。
- ・家族で話し合うなど環境について考える機会をつくる。
- ・家庭ごみ（特に生ごみ・プラスチックごみ）の削減に努める。
- ・キエーロ（生ごみ処理容器）を使用してごみの削減に努める。
- ・テレワークやオンライン会議、徒での移動により車に頼りすぎない。
- ・地域や学校で実施する廃品回収に協力する。
- ・家庭での緑化と適応策を兼ねてグリーンカーテンの設置に努める。

■事業者の取組の例

- ・店のプラスチック容器に代わる容器導入を促進する（マイ容器の持参呼びかけ・紙容器）。
- ・事業者が環境問題に対して取り組んでいることを情報発信する。

(2) 行政

■環境審議会

島田市環境基本条例第 19 条に基づき、市長が委嘱する委員 15 人以内により組織されています。市長の諮問に応じ、環境の保全・創造に関する事項について調査・審議します。

■環境管理委員会・幹事会

島田市環境基本条例第 20 条第 2 項に基づき、庁内に設置する横断的な推進組織です。計画の進行管理や効果的な取り組みの検討、複数の所管による関連事業の調整を行います。

■庁内各課

市の施策に環境配慮を織り込み、率先して計画を推進するとともに、その進捗状況を把握し、環境管理委員会及び幹事会に報告します。

■事務局（環境課）

各主体から市への環境に関する意見提出、問い合わせの窓口としての役割を果たすとともに、環境審議会や環境管理委員会の事務・とりまとめなどを行います。

また、今日の幅広い環境課題の解決には、広域的な取組とともに、専門的・技術的な知見が必要となることから、国・県や周辺市町などとの連携・協力を努めていきます。

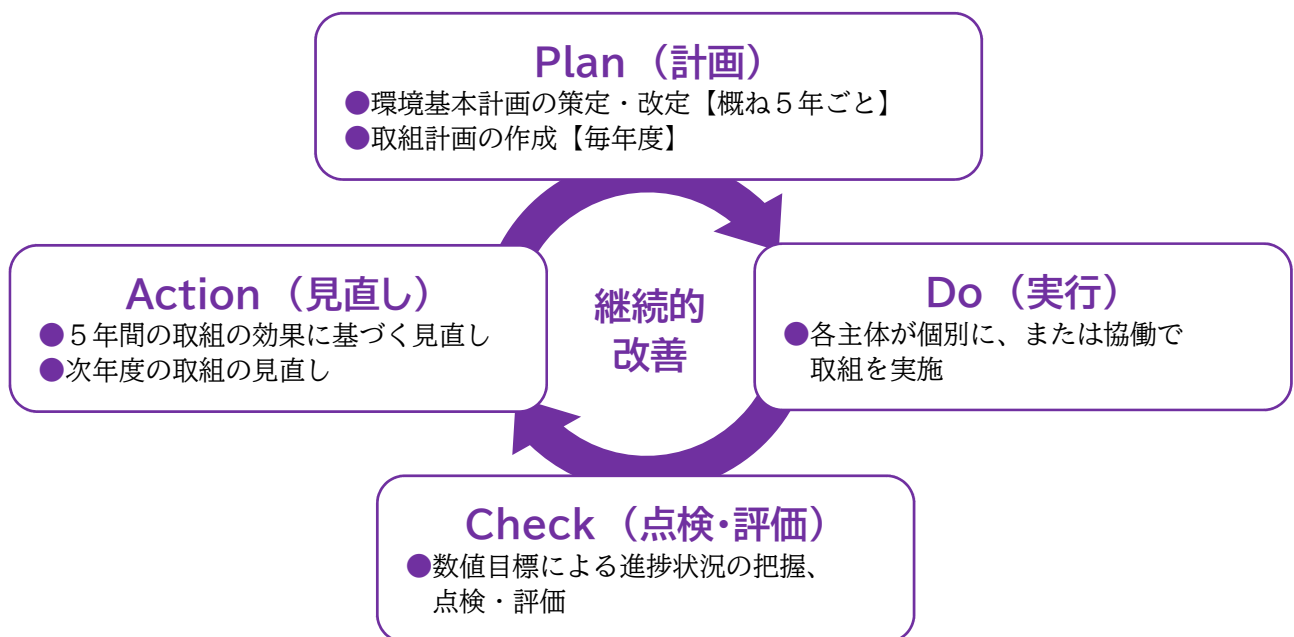
第3節 計画の進行管理

(1) PDCAサイクルを活用した進行管理

本計画は、環境マネジメントシステムの手法により進行管理を行います。具体的には「計画(Plan)」を立て、それを「実行(Do)」し、その達成度を「点検・評価(Check)」し、結果を基に「見直し(Action)」を行う「PDCAサイクル」を繰り返し行うことで取組の実効性を確保します。

毎年度、施策の実施状況を点検・評価し、次年度の取組計画などへ反映しつつ、概ね5年を目処に見直しを行い、社会経済及び環境の状況変化や計画の進捗状況並びに他の計画などとの整合を図ります。

■PDCAサイクルによる進行管理



(2) 環境報告書による進行管理の状況や評価の公表

進行管理の状況は、環境基本条例第8条に規定された年次報告書として「島田市環境報告書」のとりまとめを行い、ホームページを活用して公表します。

また、公表した「島田市環境報告書」について広く意見を募集し、次年度以降の計画の推進に反映させるとともに、次年度の「島田市環境報告書」に寄せられた意見とそれに対する市の回答を掲載します。

資料編

資料1 計画策定の経緯

開催日	会議等の名称	内容
令和3年度		
令和3年 8月6日	第1回環境基本計画市民会議	ワークショップ：島田市の優れていると思うところ、残念（改善が必要）と思うところ、私が心掛けている環境にやさしい対策
10月8日	第2回環境基本計画市民会議	ミニレクチャー：地球温暖化対策～気候変動の影響・将来予測～ ワークショップ：島田市のいいところがさらに伸び、よくしたいところが改善された「ミライ」の島田市の姿
12月10日	第3回環境基本計画市民会議	ワークショップ：分野ごとの将来イメージ
12月23日	令和3年度第1回島田市環境審議会	第3次環境基本計画の策定について
1月13日～ 31日	団体・事業者アンケート	市内の団体・事業者を対象にアンケートを実施（ウェブ、メール、郵送・FAXで受付）
令和4年 2月22日	令和3年度第2回島田市環境審議会	第3次環境基本計画の策定に係る取組状況について
3月18日	第4回環境基本計画市民会議	ワークショップ：「未来の島田市の環境」（キービジュアル）のブラッシュアップ
令和4年度		
5月20日	第5回環境基本計画市民会議	ワークショップ：計画を推進していくうえでの「わたしたち市民の役割」
6月22日	令和4年度第1回島田市環境審議会	第3次島田市環境基本計画素案について
12月6日	令和4年度第3回島田市環境審議会	島田市環境基本計画について
12月26日	令和4年度第4回島田市環境審議会	島田市環境基本計画について
12月28日～ 令和5年 1月26日	パブリック・コメント	計画素案に対する意見募集 ・意見提出状況：5人から36件提出
1月	第3次島田市環境基本計画に係る住民説明会	素案の内容についての説明会 1月5日：市役所、川根支所 1月6日：金谷公民館 1月10日：初倉公民館 1月13日：六合公民館
2月16日	令和4年度第5回島田市環境審議会	第3次島田市環境基本計画について
3月10日	答申	第3次島田市環境基本計画についての環境審議会からの答申

資料2 環境審議会委員名簿

区分	氏名	所属
学識経験者	平井 一之 (会長)	静岡県環境資源協会 専務理事
	木村 浩之 (副会長)	静岡大学グリーン科学技術研究所 教授
	浅見 佳世	常葉大学社会環境学部 准教授
市民代表	竹林 健次郎	島田市自治会長連合会 常務理事
	河村 元	環境市民クラブ 代表
	亀山 真理子	島田市食育推進委員会 副会長
	永田 英樹	島田市農業経営振興会 理事
	鈴木 昌子	まちづくり川根の会 理事
事業者代表	戸塚 寿夫	味の素食品(株)静岡工場 総務・管理課 課長
	岩本 智	島田青年会議所 専務理事
	増田 則之	新東海製紙(株) 環境安全課長
	鈴木 浩介	富士食品工業(株) 環境管理部長
行政	山本 孝之	中部電力パワーグリッド(株) 島田営業所長
	清 真人	静岡県くらし・環境部環境局 環境政策課 課長

資料3 諮問・答申文

諮問文

島地環 第216号
令和4年12月26日

島田市環境審議会
会長 平井 一之 様

島田市長 染谷 絹代

第3次島田市環境基本計画について（諮問）

島田市環境基本条例第7条第4項の規定に基づき、下記について貴審議会に諮問します。

記

- 1 諮問事項
第3次島田市環境基本計画素案

答申文

令和5年3月10日

島田市長 染谷 絹代 様

島田市長 染谷 絹代

第3次島田市環境基本計画について（答申）

令和4年12月26日付け島地環第216号にて諮問のありました第3次島田市環境基本計画について、当審議会において慎重なる審議を重ねた結果、計画案は妥当であると判断しましたので答申いたします。

なお、下記について特段のご配慮を願います。

記

- 1 計画の推進に当たっては、多様な手段を用いて広く計画の周知に努め、市民・事業者・行政はそれぞれの役割分担のもとに主体的に取り組むとともに、連携・協働し合い、一体となって取り組むこと。
- 2 環境施策の実施に当たっては、担当部署だけでなく庁内各部署の横断的な連携を図り、総合的かつ計画的に進めること。
また、市民・事業者の模範となるよう、率先して環境施策に取り組むこと。
- 3 近年の環境問題に関する社会情勢の変化の速さを踏まえ、適宜適切な見直しを行うこと。

資料4 島田市環境基本条例

○島田市環境基本条例

(平成17年5月5日 条例第103号)

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、市民及び事業者(以下「すべての市民」という。)の責務を明らかにし、すべての市民が一体となって、循環、共生及び参加を基本とした社会の構築を目指し、地球的規模の環境問題を地域から解決していくための施策を推進することにより、もって市民が良好な環境の恵みを受るとともに、健康で文化的な生活を営む権利の確保を目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えらるる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範囲な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 すべての市民は、人類の存続の基盤である限りある環境が将来にわたって適切に維持され、人と自然とが共生できるような多様な自然環境を、体系的に保全及び創造をしなければならない。

2 すべての市民は、地球環境の保全が自らの課題であることを認識し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目的とした取組を、自主的かつ積極的に行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、環境の保全及び創造を図る上で、市民及び事業者が果たす役割の重要性にかんがみ、市民及び事業者が行う環境の保全及び創造に関する施策を支援し、及びこれに協力する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努める責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力し、その普及、啓発活動等について積極的に参加する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って発生するばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止するために必要な措置を講ずる責務を有するとともに、自然環境の破壊防止のため、植生の復元、緑地の整備その他の必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されるに当たって生ずる環境への負荷の低減を図るとともに、再生資源の原材料への積極的な使用等事業活動に伴う環境への負荷の低減に努める責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴い生ずる各種エネルギーの使用による環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(環境基本計画)

第7条 市長は、循環、共生及び参加を基本とした社会の構築を目指し、すべての市民が一体となって地球的規模の環境問題を地域から解決していくための施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 環境の保全及び創造のために、すべての市民が実践しなければならない具体的な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を尊重し、これを環境基本計画に反映させなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、島田市環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

- 第8条 市長は、毎年度、環境の状況及び市長が環境の保全及び創造に関して実施した施策について報告書を作成し、これを速やかに公表しなければならない。
- 2 市民及び事業者は、報告書が公表された日から市長が定める日まで、報告書について市長に意見書を提出することができる。
- 3 市長は、報告書について島田市環境審議会に意見を聴かなければならない。

(施策の策定に当たっての事前配慮)

- 第9条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画に整合するよう配慮しなければならない。

(事業者の事前配慮の促進)

- 第10条 市は、本市の環境に影響を及ぼすと認められる事業を行う事業者の環境の保全及び創造についての事前配慮を行うことを促進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、本市の環境に影響を及ぼすと認められる事業を行う事業者との間に、環境の保全及び創造のために取るべき措置について定める協定を、必要に応じて締結するよう努めるものとする。

(規制の措置)

- 第11条 市は、環境の保全及び創造を図るために必要と認めるときは、地域の特性、規制の効果及び影響を考慮し、必要な措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

- 第12条 市は、市民及び事業者が自ら環境への負荷の低減に係る環境の保全及び創造に関する活動を行う場合において、経済的な助成が必要と認められるときは、その措置を講ずるものとする。
- 2 市は、環境の保全上の支障を防止するため、市民又は事業者に係る適正で公平な経済的負担の措置について、調査及び研究を実施し、特に必要があると認めるときは、その措置を講ずるよう努めるものとする。

(監視体制の整備等)

- 第13条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適切に実施するため、環境の状況の把握に必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めなければならない。
- 2 市は、環境の保全及び創造に関する施策に必要な調査及び研究に努めなければならない。

(公害等の処理)

- 第14条 市は、公害その他の環境の保全上の支障となる事象について、適正かつ迅速な処理に努めなければならない。

(公共的施設の整備等の推進)

- 第15条 市は、下水道、一般廃棄物処理施設等環境の保全上必要な公共的施設の整備その他の環境への負荷の低減に係る事業を推進するため、必要な措置を講じなければならない。

(情報の提供)

- 第16条 市は、市民及び事業者の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供しなければならない。

(国、県等との協力)

- 第17条 市は、環境の保全及び創造に関する施策のうち、広域的な取組が必要と認める施策については、国、県及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めなければならない。

(財政上の措置)

- 第18条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の円滑な推進のため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境審議会)

- 第19条 本市の環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するため、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、島田市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 学識経験者
- (2) 市民の代表
- (3) 事業者の代表
- (4) 関係行政機関の職員
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

(自主環境管理の促進)

- 第20条 市長は、地球環境の保全のため、率先し、環境への負荷を低減するための実行計画を策定するものとする。
- 2 市長は、前項の実行計画の推進と目標達成のため、環境管理委員会を設置するものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、環境管理委員会について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

- 第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

- この条例は、平成17年5月5日から施行する。

資料5 本計画に記載された各施策の主な担当課

施策	主な担当課
1-1 エネルギー効率の向上	
家庭部門	環境課
産業・業務部門	環境課
運輸部門	環境課、生活安心課
1-2 再生可能エネルギーの導入・利用促進	
地域に裨益する（地域主導型・協働型）再生可能エネルギーの導入促進	環境課、資産活用課
1-3 総合的な取組	
吸収源対策	農林整備課、都市政策課、建設課
環境配慮行動の促進	環境課
連携・協働	環境課
1-4 気候変動適応	
農林業に関する適応策	農林整備課
水環境・水資源、自然生態系、自然災害に関する適応策	危機管理課、環境課、農林整備課
人の健康や生活に関する適応策	危機管理課、環境課、健康づくり課
2-1 ごみ減量・資源化の推進	
ごみの分別、減量化の推進	環境課
3Rの推進	環境課
2-2 サーキュラーエコノミー・シェアリングエコノミーへの移行促進	
ごみの資源化	環境課
シェアリングの推進	環境課
資源循環の促進	環境課
2-3 廃棄物の適正処理	
ごみ処理施設の適正な運用	環境課
ごみのないまちづくりの推進	環境課
3-1 自然環境の保全	
健全な水循環の確保	戦略推進課、環境課、都市政策課
緑地の保全	建設課
森林の保全・再生	農林整備課
農地の保全	農業振興課
3-2 生物多様性の保全	
生物の保全・管理	都市政策課、環境課

施策	主な担当課
自然とのふれあいの促進	学校教育課、社会教育課
生態系の保全	環境課、農業振興課、建設課
里地里山の保全	農林整備課、環境課
水資源の保全	下水道課
4-1 生活環境の保全	
大気の保全	環境課
良好な生活環境の確保	環境課
4-2 ストックとしての価値の向上	
コンパクト・プラス・ネットワークなまちづくり	都市政策課
ウォークアブルなまちづくり	都市政策課
グリーンインフラやEco-DRRの推進	建設課
5-1 環境に関わる学びの推進と活動の促進	
環境教育の推進	環境課、健康づくり課、学校教育課、社会教育課
人材育成	環境課
環境情報の発信・活用	環境課

資料6 温室効果ガス削減策の例

(1) 産業部門

①省エネ法に基づく特定事業者のエネルギー使用原単位削減義務が年平均1%であることを踏まえ、全事業者がその達成に努めるものと仮定して設定（2013年から2030年の17年間）

$(100【\%】 - (100-1【\%】)^{17【年】}) \div 15.7\%$ の削減効果 2030年現状趨勢ケースからの削減量

※設備・機器の更新、電力の低炭素化を含む 産業部門削減量 66.4t-CO₂

②設備機器の導入・更新による削減効果

※国の温暖化対策計画に基づく取組に基づき、国の削減量の按分

対策	2013年	2030年	島田市	国	削減見込み量 (按分)	備考
	(千 t-CO ₂)		平成30(2018)年製造品出荷額 ※工業統計調査		(千 t-CO ₂)	
高効率空調の導入	50	690	362,186	286,255,227	0.81	EHP・GHP、チラー、ターボ冷凍機、吸収式冷凍機
産業 HP の導入	2	1,610	362,186	286,255,227	2.03	
産業用照明の導入	670	2,931	362,186	286,255,227	2.86	
低炭素工業炉の導入	5750	8,069	362,186	286,255,227	2.93	
産業用モーターの導入	3380	7,608	362,186	286,255,227	5.35	
高性能ボイラーの導入	2920	4,679	362,186	286,255,227	2.23	
コージェネレーションの導入	410	10,610	362,186	286,255,227	12.91	
電力需要設備効率の改善	-4	100	1,141	16,252,431	0.01	鉄鋼業対象
廃プラスチックのケミカルリサイクル拡大	-70	2,120	1,141	16,252,431	0.15	鉄鋼業対象
コークス炉の効率改善	-40	480	1,141	16,252,431	0.04	鉄鋼業対象
省エネ設備の増強	9	650	1,141	16,252,431	0.05	鉄鋼業対象
革新的製鉄プロセスの導入	0	820	1,141	16,252,431	0.06	鉄鋼業対象
環境調和型製鉄プロセスの導入	0	110	1,141	16,252,431	0.01	鉄鋼業対象
二酸化炭素原料化技術の導入	0	1,730	6,714	27,621,221	0.42	化学工業対象
従来型省エネ技術	5	64	7,386	6,735,790	0.06	窯業・土石製品製造業対象
熱エネルギー代替廃棄物利用技術	-82	192	7,386	6,735,790	0.30	窯業・土石製品製造業対象
革新的セメント製造プロセス	0	408	7,386	6,735,790	0.45	窯業・土石製品製造業対象
ガラス溶融プロセス技術	0	81	7,386	6,735,790	0.09	窯業・土石製品製造業対象
高効率古紙パルプ製造技術の導入	5	105	68,766	6,982,430	0.98	パルプ・紙・紙加工品製造業対象

対策	2013年	2030年	島田市	国	削減見込み量 (按分)	備考
	(千 t-CO ₂)		平成 30(2018)年製造品出荷額 ※工業統計調査		(千 t-CO ₂)	
ハイブリッド建機の導入	7	440	2,724	3,690,740	0.32	建設施工分野 ※指標は建設業従業者数(H28 経済センサス)
施設園芸における省エネ設備の導入	0	1,550	146	363,024	0.62	施設園芸・農業機械・漁業分野 ※指標は農業従業者数
省エネ農機の導入	0	79	146	363,024	0.03	施設園芸・農業機械・漁業分野 ※指標は農業従業者数
合計					32.71	

(2) 家庭部門

①市民の環境配慮行動の普及（島田市世帯数（令和2（2020）年国勢調査）35,395 世帯）

※資源エネルギー庁 家庭の省エネ徹底ガイド参照

対策	削減効果(原単位 kg-CO ₂ /年)	全世帯の 10%が今後新たに実施したとする場合の削減量 t-CO ₂ (年)
54W の白熱電球から 9W の電球形 LED ランプに交換した場合	52.8	187
9W の電球形 LED ランプ 1 灯の点灯時間を 1 日 1 時間短縮した場合	2.6	9
外気温度 31℃ の時、エアコン(2.2kW)の冷房設定温度を 27℃→28℃ の場合(使用時間:9 時間/日)	17.8	63
エアコンの冷房を 1 日 1 時間短縮した場合(設定温度 28℃)	11.0	39
外気温度 6℃ の時、エアコン(2.2kW)の暖房設定温度を 21℃ から 20℃ にした場合(使用時間:9 時間/日)	31.2	110
暖房を 1 日 1 時間短縮した場合(設定温度 20℃)	23.9	85
1 日 1 時間テレビ(32V 型)を見る時間を減らした場合	9.9	35
ノート型 PC を使わないときは電源を切る場合(1 日 1 時間利用時間を短縮)	3.2	11
冷蔵庫にものを詰め込みすぎない	25.7	91
冷蔵庫で無駄な開閉をしない	3.6	13
冷蔵庫を壁から適切な間隔で設置	26.5	94
冷蔵庫の設定温度を適切にする	36.2	128
電気ポットを長時間使わないときはコンセントからプラグを抜く	63.1	223
お風呂は間隔をおかず続けて入る(ガス給湯器)	87.0	308
シャワーを流しっぱなしにしない(ガス給湯器)	29.0	103
温水洗浄便座のフタを閉める	20.5	73
暖房便座の温度は低めに	15.5	55
洗濯はまとめて洗う	3.5	12
合計		1,639

②設備機器の導入・更新による削減効果

※国の温暖化対策計画に基づく取組に基づき、国の削減量の按分

対策	2013年	2030年	島田市	国	削減見込み量(按分)
	(千 t-CO ₂)	(千 t-CO ₂)	令和2(2020)年世帯数 ※国勢調査		(千 t-CO ₂)
住宅の省エネ化(新築)	0	6,200	35,395	55,830,154	3.9
住宅の省エネ化(改修)	0	2,230	35,395	55,830,154	1.4
高効率給湯器の導入	180	8,980	35,395	55,830,154	5.6
高効率照明の導入	730	6,510	35,395	55,830,154	3.7
省エネ浄化槽の導入(先進タイプ)	0	49	35,395	55,830,154	0.03
省エネ浄化槽の導入(低効率浄化槽の交換等)	0	74	35,395	55,830,154	0.05
トップランナー基準機器の強化	243	4,757	35,395	55,830,154	2.9
HEMS 等徹底的なエネルギー管理	24	5,691	35,395	55,830,154	3.6
				合計	21.10

(3) 業務その他部門

①省エネ法に基づく特定事業者のエネルギー使用原単位削減義務が年平均1%であることを踏まえ、全事業者がその達成に努めるものと仮定して設定(2013年から2030年の17年間)

(100【%】 - (100-1【%】) ^ 17【年】) ÷ 15.7%の削減効果 2030年現状趨勢ケースからの削減量

※設備・機器の更新、電力の低炭素化を含む 業務その他部門削減量 14.5t-CO₂

②設備機器の導入・更新による削減効果

※国の温暖化対策計画に基づく取組に基づき、国の削減量の按分

対策	2013年	2030年	島田市	国	削減見込み量(按分)
	(千 t-CO ₂)	(千 t-CO ₂)	農林・鉱業・建設・製造以外の従業員数 ※平成30(2018)年経済センサス		(千 t-CO ₂)
業務用給湯器の導入	50	1,410	23,593	43,935,342	0.73
高効率照明の導入	980	6,720	23,593	43,935,342	3.08
トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上	520	9,200	23,593	43,935,342	4.66
BEMSの活用、省エネ診断等による徹底的なエネルギー管理	560	6,440	23,593	43,935,342	3.16
水道事業における省エネ・再エネ対策の推進等	0	2,160	23,593	43,935,342	1.16
下水道における省エネ・創エネ対策の推進	0	1,300	23,593	43,935,342	0.70
				合計	13.50

(4) 運輸部門

①市民の環境配慮行動の普及（島田市世帯数（令和2年国勢調査）35,395世帯）

※資源エネルギー庁 家庭の省エネ徹底ガイド参照

対策	削減効果(原単位 kg-CO ₂ /年)	全世帯の10%が今後新たに実施したとする場合の削減量 t-CO ₂ (年)
自動車でふんわりアクセル「e スタート」	194.0	687
自動車の加減速の少ない運転	68.0	241
自動車で早めのアクセルオフ	42.0	149
アイドリングストップ	40.2	142
	合計	1,218

②設備機器の導入・更新による削減効果

※国の温暖化対策計画に基づく取組に基づき、国の削減量の按分

対策	2013年	2030年	島田市	国	削減見込み量(按分)
	(千 t-CO ₂)	(千 t-CO ₂)	令和4(2022)年自動車台数 ※一般財団法人自動車検査登録情報協会、静岡県自動車保有台数調査		(千 t-CO ₂)
次世代自動車の導入、燃費改善等	533	26,740	69,807	61,867,152	29.57
環境に配慮した自動車使用の促進	0	1,010	69,807	61,867,152	1.14
公共交通の利用促進	0	229	95,719	126,146,099	0.17
自転車の利用促進	0	28	95,719	126,146,099	0.021
トラック輸送の効率化	0	11,800	3,394	14,427,520	2.78
				合計	33.68

(5) 廃棄物処理部門

対策	2013年	2030年	島田市	国	削減見込み量(按分)
	(千 t-CO ₂)	(千 t-CO ₂)	平成 29(2017)年ごみ処理量 (直接焼却量+直接最終処分量+焼却以外の中間処理量+ 直接資源化量)直接焼却量		(千 t-CO ₂)
プラスチックの分別収集・リサイクル	0	62	28,140	32,724,620	0.05
廃棄物発電の導入	0	124	28,140	32,724,620	0.11
廃棄物処理業の省エネ対策	0	1,490	28,140	32,724,620	1.28
EV ゴミ収集車の導入	0	15	28,140	32,724,620	0.01
				合計	1.50

(6) 再生可能エネルギー

※国の温暖化対策計画に基づく取組に基づき、国の削減量の按分

対策	2013年	2030年	島田市	国	削減見込み量(按分)
	(千 t-CO ₂)		2030年発電電力量(億 kWh) ※温暖化対策計画、島田市資料		(千 t-CO ₂)
再生可能エネルギー電気の利用拡大	76,620	206,700	8.23	3,445	326.76

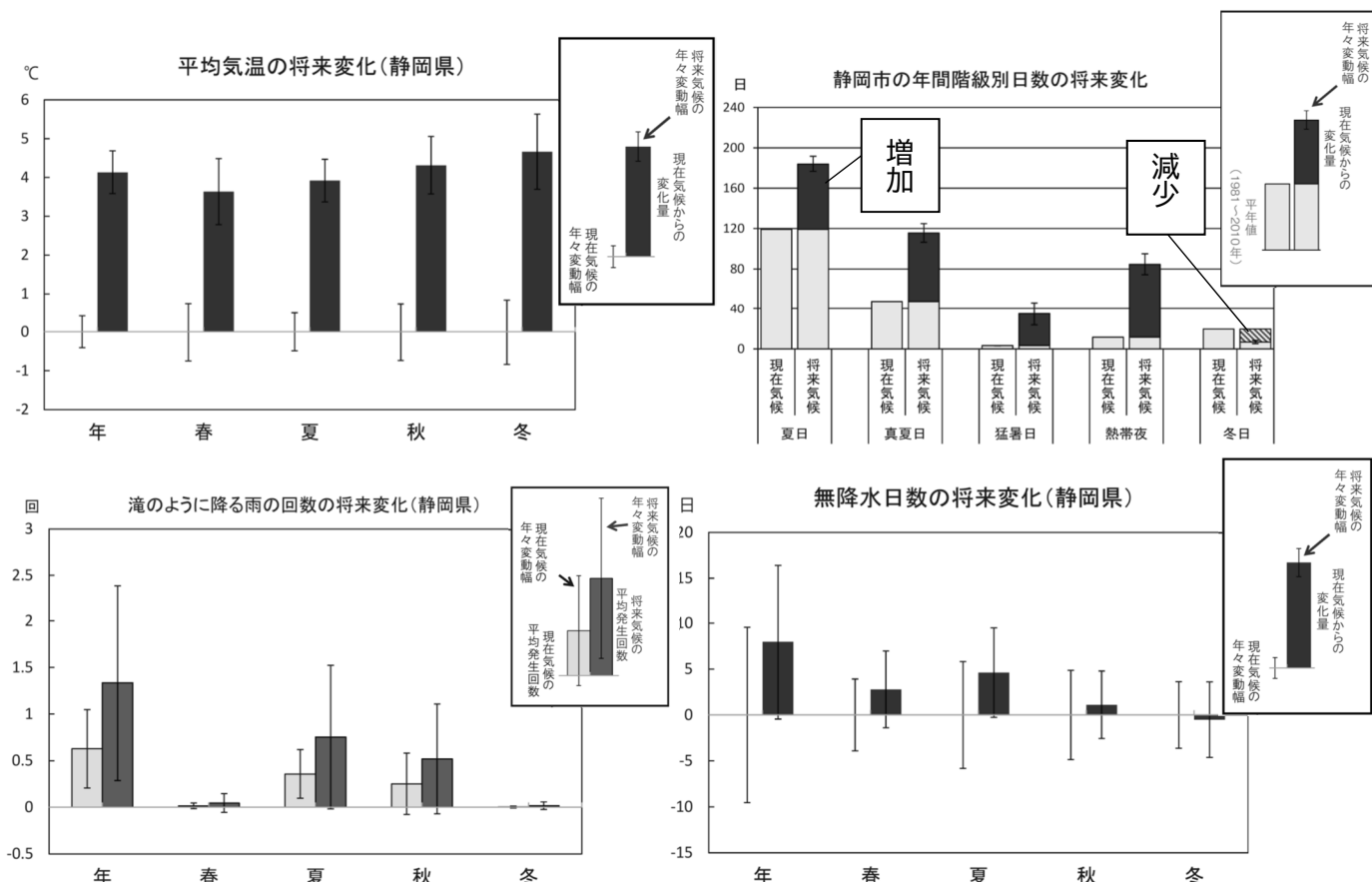
対策	2013年	2030年	島田市	国	削減見込み量(按分)
	(千 t-CO ₂)		熱供給量(原油換算)(万 kL) ※温暖化対策計画、島田市資料		(千 t-CO ₂)
再生可能エネルギー熱の利用拡大	2,9800	36,180	5.6	1,341	26.64

資料7 適応策の検討資料

(1) 将来の気候・気象の変化

本市における将来の気候・気象の変化について、静岡県や静岡市を参考にみると、最も気候変動が進んだ場合（RCP8.5シナリオ）、21世紀末（2076年～2095年）には現在（昭和55（1980）年～平成11（1999）年）よりも年平均気温が約4℃高くなり、静岡市では猛暑日が約30日増加すると予測されています。

また、静岡県では滝のように降る雨の発生は約2倍になる一方、降水の無い日が増加すると見込まれています。



資料：気象庁

(2) 適応策の対象分野・項目の選定

本市の地域特性を考慮して気候変動への適応を進めていくに当たって、以下の2つの観点から、今後重点的に取り組む分野・項目を選定しました。

- ・国の適応計画で示される分野・項目（大項目・小項目）のうち、「重大性」が特に大きく、「緊急性」及び「確信度」が高いと評価されたものの中から、本市に関係がない「高潮・高波」を除いたもの。
- ・本市の地域特性等から選定する分野・項目

選定結果は以下のとおりとなります。

注) 重大性、緊急性、確信度の凡例は以下のとおり。

- ・重大性 ◎：特に重大な影響が認められる ◇：影響が認められる
-：現状では評価できない

※RCP2.6は厳しい温暖化対策をとった場合、RCP8.5は厳しい温暖化対策を取らなかった場合

- ・緊急性 ◎：高い △：中程度 □：低い -：現状では評価できない
- ・確信度 ◎：高い △：中程度 □：低い -：現状では評価できない

※国が設定している項目のうち、本市に関わる項目を取り上げて選定を行った。

分野	大項目	小項目	重大性 (RCP2.6/8.5)	緊急性	確信度	選定	
農業・林業・水産業	農業	水稻	◎/◎	◎	◎	○	
		野菜等	◇	◎	△		
		果樹	◎/◎	◎	◎	○	
		麦、大豆、飼料作物等(茶)	◎	△	△	○	
		畜産	◎	◎	△	○	
		病害虫・雑草等	◎	◎	◎	○	
		農業生産基盤	◎	◎	◎	○	
		食糧需給	◇	△	◎		
	林業	木材生産(人工林等)	◎	◎	△	○	
		特用林産物(きのこ類等)	◎	◎	△	○	
水環境・水資源	水環境	湖沼・ダム湖	◇/◎	△	△	○	
		河川	◇	△	□	○	
	水資源	水供給(地表水)	◎/◎	◎	◎	○	
		水供給(地下水)	◎	△	△	○	
		水需要	◇	△	△	○	
自然生態系	陸域生態系	自然林・二次林	◇/◎	◎	◎	○	
		里地・里山生態系	◇	◎	□	○	
		人工林	◎	◎	△	○	
		野生鳥獣による影響	◎	◎	□	○	
		物質収支	◎	△	△	○	
	淡水生態系	湖沼	◎	△	□	○	
		河川	◎	△	□	○	
		湿原	◎	△	□		
	その他	季節生物	◇	◎	◎	○	
		分布・個体群の変動(在来種)	◎	◎	◎	○	
		分布・個体群の変動(外来種)	◎	◎	△	○	
		生態系サービス	生態系サービス (流域の栄養塩・懸濁物質の保持機能等)	◎	-	-	
			生態系サービス (自然生態系と関連するレクリエーション機能)	◎	△	□	
自然災害・沿岸域	河川	洪水	◎/◎	◎	◎	○	
		内水	◎	◎	◎	○	
	山地	土石流・地すべり等	◎	◎	◎	○	
	その他	強風等	◎	◎	△	○	
	冬季の温暖化	冬季死亡率等	◇	△	△		
健康	暑熱	死亡リスク	◎	◎	◎	○	
		熱中症	◎	◎	◎	○	
	感染症	水系・食品媒介性感染症	◇	△	△		
		節足動物媒介感染症	◎	◎	△	○	
		その他の感染症	◇	□	□		
	その他	温暖化と大気汚染の複合影響	◇	△	△		
		脆弱性が高い集団への影響(高齢者・小児・基礎疾患有病者等)	◎	◎	△	○	
		その他の健康影響	◇	△	△		

分野	大項目	小項目	重大性 (RCP2.6/8.5)	緊急性	確信度	選定
産業・経済活動	製造業	製造業	◇	□	□	
		(食品製造業)	◎	△	△	
	エネルギー	エネルギー需給	◇	□	△	
		商業	商業	◇	□	□
	金融・保険	(小売業)	◇	△	△	
		金融・保険	◎	△	△	
	観光業	レジャー	◇	△	◎	
		レジャー(自然資源を活用したレジャー業及び関連するサービス業)	◎	△	◎	○
建設業	建設業	◎	◎	□		
医療	医療	◇	△	□		
国民生活・都市生活	都市インフラ、ライフライン等	水道、交通等	◎	◎	◎	○
	文化・歴史などを感ずる暮らし	生物季節、伝統行事・地場産業等(生物季節)	◇	◎	◎	○
		生物季節、伝統行事・地場産業等(伝統、地場)	-	◎	△	○
	その他	暑熱による生活への影響等	◎	◎	◎	○

(3) 温暖化の影響予測

国内で既に現れている気候変動による影響には、水稻やみかんの品質低下、二ホンジカの生息域拡大、大雨の発生日数の増加、熱中症患者の増加などがあげられます。

ここでは、国の「気候変動影響評価報告書」や、「静岡県気候変動影響と適応取組方針」(令和元(2019)年3月策定)を参考に、温暖化の影響予測を整理します。

①これまでの影響と将来の影響

※「影響の現状」と「将来予測される影響」は、県>国の優先度で記載しています。

分野	大項目	小項目	影響の現状 (国・県資料)	将来予測される影響
農業・林業・水産業	農業	水稻	白未熟粒・胴割粒発生、一等米比率低下、異常高温による不稔【県】	一般的に3℃までの気温上昇で収量増加、それ以上で減収、一等米比率低下【県】
		野菜等	露地野菜は、生育や収量、品質への影響など、花きはカーネーションなどの高温障害【県】	露地野菜の収量、品質の低下【県】
		果樹	ウンシュウミカンは、着色遅延、浮皮の発生、品質低下、貯蔵性低下【県】	ウンシュウミカンは、年平均気温の変動による栽培適地の北上【県】
		麦、大豆、飼料作物等(茶)	茶は、夏季の異常高温・少雨により、干ばつによる落葉・葉枯れ・枝枯れ等の特異な現象が見られ、翌年一番茶が減収した事例あり【県】	茶は、夏季の干ばつが翌年一番茶に及ぼす影響は不明だが、気温上昇に伴い、茶芽の生育、一番茶の萌芽期・摘採期の早まりが予想される【県】
		畜産	搾乳牛の乳量低下、肉牛・豚の増体率低下、採卵鶏	搾乳牛の乳量低下と受胎率低下、肥育豚、肉用鶏の増体率が低下する地域

分野	大項目	小項目	影響の現状 (国・県資料)	将来予測される影響
			の産卵率低下、肉用鶏の増体率低下など【国】	拡大、低下の程度増加【国】
		病虫害・雑草等	病虫害の構成変化【国】	病虫害の構成変化、北上・拡大、発生世代数増加の可能性【国】
		農業生産基盤	小雪化や融雪の早期化、融雪流出量の減少【国】	春季の渇水【国】
		食糧需給	世界各地で暑熱と気温上昇に伴う潜在蒸発散量の増加により、特に低緯度地域で収量が減少【国】	世界全体では、コメ、小麦、大豆、トウモロコシの収量の減少【国】
		林業	木材生産(人工林等)	全国的には、一部の地域でスギの衰退現象、マツ材線虫病による被害の北限の拡大、人工林の風害(それぞれ要検証)【国】
特用林産物(きのこ類等)	夏季の高温によりシイタケの菌糸体の成長が低下【県】		病虫害の発生、シイタケの子実体(きのこ)の発生量減少【国】	
水環境・水資源	水環境	湖沼・ダム湖	水質の変化、アオコ発生の増加【国】	水温上昇や栄養塩類の流出特性の変化に伴う富栄養ダム湖の増加、無機態窒素・藻類増殖量の増加、有機汚濁負荷量(BOD、SS)の増加【国・県】
		河川		
	水資源	水供給(地表水)	大井川の渇水傾向【県】	融雪期の河川水量の変動、年降水量の変動幅増大と渇水の発生、無降雨の継続【県】
		水供給(地下水) 水需要		
自然生態系	陸域生態系	自然林・二次林	落葉から常緑へ転換【県】	ブナの衰退、アカシデ、イヌシデの分布縮小【国】
		里地・里山生態系	マダケ・モウソウチクの分布上限及び北限付近の分布拡大【国】	
		人工林	一部の地域でスギ林の減少【国】	スギ人工林の脆弱性の増加【国】
	陸域生態系	野生鳥獣による影響	イノシンなどによる農作物の食害・茶園の踏み荒らし、シカ林業被害などにより洪水や渇水、土砂災害の危険性の増加が懸念【県】	被害の増加【国】
		物質収支	森林における土壌は、1980年から2009年にかけてCO ₂ ・N ₂ O排出、CH ₄ 吸収の増加【国】	地温の上昇に伴う土壌呼吸の上昇(土壌微生物等の気候への順化により上昇の程度が減少する知見もある)【国】
	淡水生態系	湖沼	1900年代から2000年代にかけて、全国の湖沼における水草の種構成が変化【国】	水温上昇により、植物プランクトンの増加と、それに伴う水質悪化、水生植物の成長への悪影響【国】
		河川	魚類の繁殖時期の早期化・長期化や暖温帯性・熱帯性の水生生物の分布北上等、気候変動に伴う	降雨の時空間分布の変化に起因する大規模な洪水の頻度増加による、濁度成分の河床環境への影

分野	大項目	小項目	影響の現状 (国・県資料)	将来予測される影響
自然生態系	湿原		水温等の変化に起因する可能性【国】	響、及びそれに伴う魚類、底生動物、付着藻類等への影響【国】
			一部の湿原で、湿度低下や蒸発散量の増加、積雪深の減少等が乾燥化をもたらした可能性【国】	降水量の変化や地下水位の低下による雨水滋養型の高層湿原における植物群落への影響、低層湿原における湿地性草本群落から木本群落への遷移、蒸発散量の更なる増加【国】
	その他	生物季節	植物の開花の早まりや動物の初鳴きの早まりなど、動植物の生物季節の変動について多数の報告が確認されている。【国】	ソメイヨシノの開花日の早期化、落葉広葉樹の着葉期の長期化、紅葉開始日の変化や色づきの悪化など、様々な種への影響【国】
		分布・個体群の変動(在来種)	ナガサキアゲハの分布拡大【県】	分布域の変化などによる種の絶滅の可能性【国】
		分布・個体群の変動(外来種)	ヤンバルトサカヤスデの分布拡大、外来種の定着・確認【県】	侵略的外来生物の侵入・定着確率の増大【国】
	生態系サービス	(流域の栄養塩・懸濁物質の保持機能等) (自然生態系と関連するレクリエーション機能)	全球的には、気候変動による生態系を構成する生物種の種構成や生物季節、種間の相互作用の変化が生態系の構造や機能に影響を与え、結果として既に生態系サービスへの影響が生じている【国】	生態系サービスへの負の影響が予測されている【国】
自然災害・沿岸域	河川	洪水	局地的豪雨・洪水による災害の発生リスク増加【県】	大雨などによる災害リスク増加、強い台風の発生割合・台風に伴う降水の増加【県】
		内水	局地的豪雨による浸水被害発生【県】	
	山地	土石流・地すべり等	集中豪雨発生件数の増加による土砂災害の発生【県】	気候変動に伴う局地的豪雨などにより土砂災害が頻発、激甚化【県】
	その他	強風等	台風の最大強度の空間位置の変化や進行方向の変化、竜巻による被害として木造建築物が多く破損、急速に発達する低気圧1個あたりの強度が増加傾向【国】	強い台風の増加、3～5月を中心に竜巻の発生頻度の増加【国】
健康	冬季の温暖化	冬季死亡率等	冬季の気温の上昇に伴い冬季死亡率が低下しているという具体的な研究事例は現時点では確認できていない【国】	全死亡(非事故)に占める低温関連死亡の割合の減少【国】
	暑熱	死亡リスク	熱ストレス超過死者数(直接・間接を問わずある疾患により総死亡がどの程度増加したかを示す指標)の増加【国】	死亡率や罹患率に係る熱ストレス超過死者数の増加【国】

分野	大項目	小項目	影響の現状 (国・県資料)	将来予測される影響
健康	感染症	熱中症	熱中症搬送者数の増加【国】	熱中症患者発生率の増加【国】
		水系・食品媒介性感染症	海水表面温度の上昇により、夏季に海産魚介類に付着する腸炎ビブリオ菌数が増加する傾向【国】 外気温と感染性胃腸炎のリスクの間に相関性があり、外気温上昇により、ロタウイルス流行時期が日本各地で長期化【国】 外気温が低下すると、急性下痢発生率が増加【国】	水系感染症の発生数の増加【国】
		節足動物媒介感染症	デング熱・ジカウイルス感染症を媒介するヒトスジシマカの分布域拡大【国】	ヒトスジシマカの分布可能域の拡大（ただし、直ちに疾患の発生数の拡大につながるわけではない）【国】
		その他の感染症	インフルエンザや手足口病、水痘、結核といった感染症の発生の季節性の変化や、発生と気象条件（気温・湿度・降水量など）との関連（社会的要因、生物的要因の影響が大きい点に留意）【国】	様々な感染症類の季節性の変化や発生リスクの変化【国】
	その他	温暖化と大気汚染の複合影響	気温上昇による生成反応の促進その他のメカニズムにより、粒子状物質を含む様々な汚染物質の濃度の変化【国】 光化学オキシダント（Ox）及びその大半を占めるオゾン（O ₃ ）の濃度の経年的増加【国】 温暖化に伴うO ₃ 濃度上昇は、O ₃ 関連死亡（全死亡・心血管疾患死亡・呼吸器疾患死亡）を増加させる可能性【国】	オキシダント濃度が上昇し、健康被害が増加する可能性【国】 2020年代までにオゾン・PM2.5による早期死亡者数が増加する予測【国】
		脆弱性が高い集団への影響（高齢者・小児・基礎疾患有病者等）	暑熱による高齢者の日射病・熱中症のリスクが高く、発症すれば重症化しやすい【国】 呼吸器疾患を持つ高齢者にとっては、睡眠時の暑熱環境が呼吸困難感と身体の調子の低下に影響【国】 低温に伴う影響として、高齢者、高血糖症患者の脆弱性が高く、循環器病死亡を発生させるリスクが高い【国】	暑熱により高齢者の死亡者数の増加【国】
		その他の健康影響	気温上昇による睡眠の質の低下・だるさ・疲労感・熱っぽさなどの健康影響の発生・増加【国】	暑熱により、だるさや疲労感、寝苦しさに影響【国】

分野	大項目	小項目	影響の現状 (国・県資料)	将来予測される影響	
			高温・低温と心血管疾患や呼吸器疾患の発症・救急搬送との関係を指摘する報告がある【国】	過去の統計データに基づいた研究では、気温上昇に伴い、殺人・暴行・窃盗などと自殺件数が増加すると推測【国】	
産業・経済活動	製造業	食品製造業	水害による被害【国】	水害等のリスクのほか、ビジネス機会として認識している企業がある【国】	
	エネルギー	エネルギー需給	猛暑により事前の想定を上回る電力需要を記録【国】	冷房ピーク負荷の増加、暖房ピークの減少【県】	
	商業	小売業	飲料やエアコンの販売数への影響【国】 季節商品の需給予測が困難、大雨や台風により百貨店やスーパーなどの売上の増減や臨時休業が起きる事例【国】	※研究事例が乏しく、影響の評価が困難【国】	
	金融・保険	金融・保険	自然災害に伴う保険損害の増加【国】	自然災害に伴う保険損害の増加【国】	
		観光業	レジャー（自然資源を活用したレジャー業及び関連するサービス業）	風水害による旅行者への影響【国】	風水害による旅行者への影響【国】
		建設業	—	夏季の気温上昇により暑中コンクリート工事の適用期間が長期化【国】 建設現場における熱中症災害の発生率が増加【国】	気候変動に適応した建築計画・都市計画の在り方の議論の進展【国】
		医療	—	断水や濁水による人工透析への影響、気温と救急搬送量との関係【国】 熱帯あるいは亜熱帯地域に存在する病原細菌への国内での感染【国】 医療機関において洪水による浸水被害の発生【国】	※具体的な研究事例が確認できていない【国】
国民生活・都市生活	都市インフラ、ライフライン等	水道、交通等	短時間強雨や渇水の増加、強い台風の増加によるインフラ・ライフラインなどへの影響【国】	短時間強雨や渇水の増加、強い台風の増加によるインフラ・ライフラインなどへの影響【国】	
	文化・歴史などを感じる暮らし	生物季節、伝統行事・地場産業等（生物季節）	サクラについては、ヒートアイランド現象*と相まって、郊外に比べて、都市部で開花や花芽の成長速度が速まっている【国】	今世紀中頃及び今世紀末には、気温の上昇により開花から満開までに必要な日数は短くなる可能性が高い【国】	
		生物季節、伝統行事・地場産業等（伝統、地場）	サクラの開花の早期化による祭行事への影響【国】 酒米品種の検査等級・制精玄米歩合の低下等地場産業への影響【国】	花見ができる日の減少、サクラを観光資源とする地域への影響【国】	
		その他	暑熱による生活への影響等	ヒートアイランドの進行と合わせ、熱中症リスクの増加【国】	ヒートアイランドの進行と合わせ、熱中症リスクの増加【国】

資料7 用語集

【あ行】

アース・キッズ事業

市・静岡県・静岡県地球温暖化防止活動推進センターの3者が連携・協力して実施しており、小学校高学年を対象として、総合学習の授業内容との連携を図りながら、家庭で地球温暖化防止に取り組むプログラム。

愛知目標

「2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、そのことによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、全ての人々に不可欠な恩恵が与えられる」世界の実現を長期目標と、「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する」短期目標から成る。

硫黄酸化物(SO_x)

硫黄の酸化物の総称で、石油や石炭などの硫黄分が含まれる化石燃料が燃焼する際に発生する大気汚染物質。また、大気中で硫酸に変化し、酸性雨の原因の一つになる。

ウォーカブルなまちづくり

車中心から人中心の空間へと転換を図り、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的とした、居心地が良く歩きたくなる空間づくり。

エコアクション21(EA21)

中小事業者の環境への取組を推進するとともに、その取組を効果的・効率的に実施するため、中小事業者でも容易に取り組めるようにした環境マネジメントシステム。環境省が策定し、現在は一般財団法人持続性推進機構が平成16年10月からスタートした「エコアクション21認証・登録制度」を実施。

エコクッキング

調理の工夫や食材を無駄なく使う方法など、エネルギーを上手に使い、食品ロスを減らせるような地球にも人にも優しい料理方法。

エコドライブ

「環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用」のことで、やさしい発進を心がけ、無駄なアイドリングを止めるなど、燃料の節約に努め、地球温暖化に大きな影響を与えるCO₂の排出量を減らす運転のこと。

【か行】

カーシェアリング

予め登録した会員だけが利用できる自動車を貸し出しするシステムで、主に、短時間の利用を目的としている。また、車を財産として所有するのではなく経費としてとらえることによって、公共交通手段等とのコスト比較意識が働き、過剰な自動車の利用を抑制する働きがあると言われている。

家庭版環境マネジメント事業

ISO14001やエコアクション21などの環境マネジメントシステムの考え方を取り入れながら、家庭で環境にやさしい生活に取り組む事業。

環境保全型農地

農薬や化学肥料などの使用量の削減、有機物を積極的に利用した土づくりなどの実施により、環境に与える負荷をより少なくし、持続可能な生産を目指した農業。

グリーンインフラ

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組。

グリーンカーテン

屋外で育てた植物の葉で日差しを遮ることで、室温の上昇を抑え、冷房に使う電気を節約してCO₂の排出を減らそうとする地球温暖化防止につながる取組。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境に与える影響ができるだけ小さいものを選んで優先的に購入すること。

コジェネレーションシステム

ひとつの燃料源から二つ以上のエネルギーを同時に得る方法。従来の電力のみを発生させている発電設備の場合、駆動機（エンジン、タービン）などから出る排出ガスや冷却水はそのまま捨てられていたが、コジェネレーションシステムでは、発電機で電力を供給し、かつ、駆動機からの排出ガスや冷却水などの排熱を回収し、冷暖房、給湯に有効利用（熱併給発電）する。

コミュニティプラント

地方自治体や民間事業者の開発行為による住宅団地などで、し尿や生活排水を合わせて処理する施設。多くの場合、下水道が普及していない地区の団地で下水道の代替施設となる。

コンパクト・プラス・ネットワーク

都市全体の構造を見渡しなが、住宅及び医療・福祉・商業その他の居住に関連する施設の誘導と、それと連携した地域公共交通ネットワークの再編を行うまちづくり。

【さ行】

再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太

陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用すること。

サテライトオフィス

企業、または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィス。

しまだエコ活動

定義として、「島田市環境基本計画に規定する市の施策、市民の取組、事業者の取組に関する環境保全活動」及び「市民及び事業者が市内で行う環境保全活動」となっている。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）

コロナウイルスのひとつで、世界的な感染拡大により、各国ではロックダウン措置が行われるなどの措置が行われ、国内でも緊急事態宣言が出され、生活や事業活動のスタイルが一変した。

スマート林業

地理空間情報やICT（情報通信技術）、ロボット等の先端技術を活用し、森林施業の効率化・省力化や需要に応じた木材生産を可能とする林業。

スラグ（熔融スラグ）

ごみを焼却炉で燃焼した後に残った焼却灰を、さらに加熱・熔融したものを冷却・固化してできるガラス状の物質。

生活用品活用バンク

資源の有効利用のため、家庭でまだ使えるのに不用となった生活用品を登録し、必要とする人に紹介する事業。

セクターカップリング

電力部門を交通部門や産業部門、熱部門など他の消費分野と連携させること。社会全体の脱炭素化を進める社会インフラ改革の構想。

ゼロカーボンドライブ

太陽光や風力などの再生可能エネルギーを使って発電した電力（再エネ電力）と電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHEV）、燃料電池自動車（FCV）を活用した、走行時のCO₂排出量がゼロのドライブ。

線状降水帯

次々と発生する発達した雨雲（積乱雲）が列をなした、組織化した積乱雲群によって、数時間にわたってほぼ同じ場所を通過または停滞することで作り出される、線状に伸びる長さ50～300km程度、幅20～50km程度の強い降水をともなう雨域。

【た行】

ダイオキシン類

ごみの焼却や化学物質の合成過程などで生成される化学物質であり、自然分解されにくく、大気環境・水環境・土壌環境などに蓄積していくことと、人の体内に多量に蓄積した場合、甲状腺機能の低下などその毒性が問題となっています。特に、脂肪に蓄積されやすく、人の場合は体内から分解、排出されて半減するまでに7年程度かかると言われている。

多自然川づくり

河川等の土木工事において、自然環境の保全・復元を目指した整備手法のこと。

地球温暖化係数（GWP）

CO₂を基準にして、ほかの温室効果ガスがどれだけ温暖化する能力があるか表した数字。単位質量（例えば1kg）の温室効果ガスが大気中に放出されたときに、一定時間内（例えば100年）に地球に与える放射エネルギーの積算値（温暖化への影響）を、CO₂に対する比率として見積もったもの。

窒素酸化物（NO_x）

発電所や工場のボイラー、自動車エンジンなどの高温燃焼の際に、空気中の窒素が酸素と結合して一酸化窒素（NO）が発生し、これがまた酸化されて安定した二酸化窒素（NO₂）となり大気中に排出される。通常、一酸化窒素と二酸化窒素を合わせて窒素酸化物（NO_x）と呼ぶ。窒素酸化物は紫外線により光化学反応を起こし、オゾンなどの光化学オキシダントの原因となる物質を生成する。また、窒素酸化物は硫酸化物とともに酸性雨の原因ともなる。

テレワーク

ICT（情報通信技術）を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のことで、Tel（離れて）とWork（仕事）を組み合わせた造語。

特定外来生物

外来生物のうち、特に生態系などへの被害が認められるものとして、外来生物法によって規定された種をいう。特定外来生物にしてされると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止される。植物ではアレチウリ、オオキンケイギク、オオハンゴウソウなど、動物ではアライグマ、タイワンリス、ウシガエル、カミツキガメ、ソウシチョウ、オオクチバス、ブルーギル、セアカゴケグモなどがある。

【な行】

認定農業者

意欲と能力のある農業者が自らの経営を計画的に改善するため、「農業経営改善計画」を作成し、市町村が認定する制度。認定農業者は、国や県、市町村等からさまざまな支援が受けられる。

ノーカーデー

事業所や行政単位で、日を決めて自動車の利用を控える運動。渋滞緩和、省エネルギー、大気汚染・騒音の抑止といった効果のほか、環境に対する啓発として取り組まれている。

【は行】

パーク&ライド

自動車を郊外の公共交通機関乗降所にもうけた駐車場に停車させ、そこから鉄道や路線バスなどの公共交通機関に乗り換えて目的地に行く方法。

バーチャル・パワー・プラント（VPP）

電気小売事業者が需要家側の「創エネ」「省エネ」「蓄エネ」のエネルギーリソース（屋根上太陽光発電、空調機器、蓄電池、電気自動車等）を、IoTを活用して遠隔から統合・最適制御することで、あたかもひとつの発電所のように機能させること。

バイオ燃料

植物資源などのバイオマスを加工して作る燃料。木くずや廃材、トウモロコシ、サトウキビ・ビートの絞りかす（バガス）などを発酵させて作るエタノール（エチルアルコール）、家畜のし尿などを発酵させてできるメタンなど。

バイオマス

エネルギー資源として利用できる生物体（植物、動物等）のこと。バイオマスのエネルギー利用としては、燃焼して発電を行うほか、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化や、ユーカリなどの炭化水素を含む植物から石油成分を抽出する方法などがある。ごみや下水汚泥などの廃棄物に含まれている有機分の利用も研究されており、廃棄物処理と石油代替エネルギーの両方に役立つ。

ハイブリッド車

2種類以上のパワーユニットを持つ自動車の通称。ガソリンを燃焼して動くガソリンエンジンと、バッテリーの電力で動く電気モーターの2種類を搭載している車両など。

バックカasting

目標から逆算して現状からの計画を策定すること。

ヒートアイランド現象

郊外と比べて都市部の気温が高くなり、等温線を描くとあたかも都市を中心とした「島」があるように見えることをいう。都市部でのエネルギー消費に伴う熱の大量発生と、都市の地面の大部分がコンクリートやアスファルトなどに覆われて乾燥化した結果、夜間気温が下がらない事により発生する。

裨益

助けとなり、役立つこと。

非メタン炭化水素

メタン以外の大気中の水素・炭素化合物の総称。空気中で反応性が高く、光化学オキシダントの原因物質となる。

微粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊する粒径 2.5 μm （マイクロメートル： μm =1000分の1mm）以下の小さなものを指し、ボイラーや自動車の排気ガス等から発生し、健康への影響が懸念されている。

フードバンク

安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことができない食品を企業などから寄贈していただき、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動。

プラグインハイブリッド車

モーターとエンジンを搭載し、両方の動力を切り替えつつ、外部からの充電もできる環境性能車。

浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する物質のうち、粒径が10ミクロン以下の粒子の総称。首都圏においてディーゼル車からの黒煙が主な排出源となっている。呼吸器官壁に沈着することにより他の大気汚染物質の有害作用を強める。アレルギーを引き起こしやすくするほか、発ガン性物質も含まれている。

導入ポテンシャル（再生可能エネルギー）

現在の技術水準で利用可能な設置面積、平均風速、河川流量等から理論的に算出されるエネルギー量から、自然要因（標高、傾斜等）、法規制（自然公園（特別保護地区、第1種特別地域等）、保安林等）の開発不可地を除いて算出したエネルギー量。

【ま行】

マイグッツ運動

マイバッグ、マイボトル、マイカップ、マイ箸を持つことで、ごみの発生の抑制を図る運動。

マテリアルリサイクル

マテリアル（物）からマテリアル（物）へのリサイクル（再利用）。例えば、ペットボトルからペットボトルへのリサイクルなど。

モーダルシフト

トラック等の自動車で行われている貨物輸送から、環境負荷の小さい鉄道や船舶の利用への転換。

猛禽類

獲物を捕らえるために、その体を進化させた鳥の仲間で、狩りをするために、よく見える目と、鋭い爪とくちばし、強くて丈夫な脚を持っている。タカとフクロウの仲間に分けられ、タカの仲間は主に昼に行動し、フクロウの仲間は主に夜に行動する。

モニタリング調査

自然の変化を記録する調査。

【ら行】

リバーフレンドシップ

河川美化活動を行政機関が支援する制度で、静岡県の「協働」事業の一環として、平成16年2月から施行されている。県が管理する一定区間において、住民や利用者などがリバーフレンドとなり、「みんなの川」を「みんなで守っていく」意識向上や、身近な環境保護に関する意識啓発に繋げていくことを目的としている。

【英数字】

BECCS

「Bioenergy with Carbon Capture and Storage」の略称。エネルギー利用のためバイオマスを燃焼させたとき、CO₂は排出されるが、バイオマスのライフサイクル全体での排出量は変わらないため、CO₂排出量としてカウントしない約束になっている（カーボンニュートラル）。このバイオマス燃焼時のCO₂を回収・運搬し、地中に貯留すれば、大気中のCO₂は純減となる。

BOD

「Biochemical Oxygen Demand（生物化学的酸素要求量）」の略称。生物が水中にある有機物を分解するのに必要とする酸素の量（mg/l）を表す。河川の汚染度が進むほどこの値は高くなる。

CCUS

「Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage」の略称。産業活動から排出される高濃度のCO₂を固定化し、または有効に利用する技術。

COOL CHOICE

脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。

DACS

「Direct Air Capture and Storage(直接空気回収・貯留)」の略称。大気中からCO₂を回収・貯留する技術。

Eco-DRR

「Ecosystem-based Disaster Risk Reduction(生態系を活用した防災・減災)」の略称。生態系と生態系サービスを維持することで危険な自然現象に対する緩衝帯・緩衝材として用いるとともに、食糧や水の供給などの機能により、人間や地域社会の自然災害への対応を支える対策。

MaaS

「Mobility as a Service」の略称。地域住民や旅行者一人一人の移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となる。

PPA

「Power Purchase Agreement(電力購入契約)」の略称。設備設置事業者が施設に太陽光発電システムを設置し、施設側は設置された設備で発電した電気を購入する契約のこと。施設側は設

備を所有しないため、初期費用の負担や設備の維持管理をすることなく、再生可能エネルギーの電気を使用することができる。

ZEB

「Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)」の略称であり、快適な室内環境を実現しながら、高断熱化・日射遮蔽、自然エネルギー利用、高効率設備により、できる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、物建物で消費する年間のエネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

ZEH

「Net Zero Energy House(ネット・ゼロエネルギー・ハウス)」の略称であり、外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅のこと。

3R

「Reduce(買う量、使う量を減らしてごみになるものをなるべく減らす)」「Reuse(出す前に再使用の方法を考える)」「Recycle(再資源化に協力する)」の3つを意味する。

第3次島田市環境基本計画

島田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
島田市気候変動適応計画

発行年月：令和5年3月

発行：島田市地域生活部環境課

〒427-8501 静岡県島田市伊太7番地の1

TEL：0547-36-7145 FAX：0547-34-5501

E-mail：kankyo@city.shimada.lg.jp